

ほうからある教科書について写しをいたしたいわけでありまして、その中身を讀んでみますと、税金というのはみんなのために使うのだということが書いてあるわけですね。学園の小学校社会、三年の下です。ところが、同じプリントをいたしたい中で、同じ学園の社会の六年生の上、ここにはこういうふうな表現で教科書ができておる。「税金は、自分たちのために使われることを理解して、きめられた期日までに、必ずおさめるようにしたいものです。」税金を納める人は、その税金というのは自分たちのために使われるのだ、だから期日までに納めなさい、こういうふうな教科書になっておるわけですね。小学校の三年生のほうは、税金はみんなのために使われるというふうなことが書いてあり、六年生では、税金を納める人は、税金は自分たちのために使われることを理解して納期内に納めなさいと書いてある。一体こういうふうな教科書が正しいのかどうか、これが一つの問題点であります。

それから第二の問題点は、私は各教科書をずっと調べてみたわけですが、全部に当たるわけにはまいりませんので、具体的な例を、二申し上げてみたいと思います。それは中学の教育出版社の「社会のしくみ」、この中を讀んでまいりますと、税の仕組みというのについて、非常に不十分な表現の内容であります。非常に不十分であります。私、具体的には一つ一つ申し上げるにはございせんが、これに對しまして中教出版の「現代の社会」というのを見てみましたら、これは税金の分類にいたしましても、直接税とかあるいは間接税、あるいは累進課税とか、あるいは間接税の種類の内訳とか、そういうふうなものが出されて、そして生活必需品には税金を低くして、ぜいたく品には高くするというふうな方式とか、あるいは累進課税とか、そういうふうないろいろなものがなされておるのだ、こういうふうな表現が使われて、これはわりあい税金の中身に對して一つの考え方というものを明示しておるようでありまして、ところが、片一方のほうの先ほど

申し上げました教育出版の「社会のしくみ」のほうは、そういうふうなことはほとんど書いてない、非常に不十分な表現であります。

そこで、今日は高等学校に行くのがほとんど大部分でございますから、この子供たちがかりに高等学校に、七割五分から八割ぐらいまで高等学校に行く時代でありますから、これが入ったとして、そのときに、高等学校の山川の「現代の政治と経済」というのを見てまいりますと、この中に、中教出版の「現代の社会」中学の三年生で出ます内容のものが、高等学校の三年生のところに掲げてあるわけですね。

そこで、小学校はそういうふうな問題があるとして、中学から高等学校に行く課程の中において、いま申しましたように、中学において教育出版社の「社会のしくみ」を使い、高等学校で山川の「現代の政治と経済」を使った場合には、これで一応の、一通りの税教育という体系ができていくと私は思います。ところが、中教出版の「現代の社会」を使った子供が、高等学校に入りましてから山川の「現代の政治と経済」を使った場合には、中学の三年生に書いてあるものが、高等学校でも同じような形でほとんど変わりがありません。教科書をこらんなったらおわかりになると思いますが、同じような形で表現をされるとしたら、これは重複になるわけですね。それから、中学のほうで教育出版社の本を使いまして、高等学校で実教出版の「高校政治経済」のほうの本を使いまして、場合には、これは税の体系をずっと調べていく中において、全体的な角度から財政の一環の中における税制として非常にうまく表現がされておるという形です。

そこで、そういうふうなのをとらえながらいろいろの問題点を考えてまいりますと、いまの税に對するところの教育というものは、教育課程の中において抽象的には表現はしてあるけれども、きわめてずさんなといえますか、重複をきたした形において問題が処理され過ぎておるのじゃないか。だ

から、今日は中学が一応の義務教育の完成の年でございまして、それまでの間に終わっておくべき筋合いのものではないか。それを、高等学校になつてから税の仕組みの問題について学ばなければ、全体的に問題の把握ができないというふうな形の教科書編成では困るのではないかと私は思うのであります。そういうふうな問題についてあなた方は、教育課程の問題は国税庁のほうから要請によつていま十分検討中でございますと先ほどは言われましたが、やたらに教育課程を改正するわけにはいかぬと思うのです。これらの問題を私は指摘したいわけでありまして、これに對しまして、文部省の教科書関係の担当責任部局のあたはどうかというふうにお考えでございますか、お聞かせをいただきたい。

○佐藤説明員 教科書というのは、著者の自主的な編集を認めております。その場合に、一番著者が基準とすべきものは学習指導要領でございます。中學校につきましても大体この程度のことを示しております。先生には資料を差し上げたと思

います。たとえば税の問題は、「日本の経済」の「財政と家計」というところでございまして、それについては、「家計の收支、貯蓄と投資などについて学習させて、家計が生産と結びついていることを理解させる。また、予算、租税、公債などの学習を通して、国や地方の財政と国民経済との関係を理解させる。」この程度の指示をしております。著者はこれに基づきまして創意工夫をこらして特色ある教科書を編集する。したがって、結果的には教科書によりましていろいろバラエティーが出る。言いかえれば、先生のおっしゃるような重複ということもあるいはありましようけれども、あくまで文部省としては、指導要領に書いてありますこの点さえ確保されれば、その上に高等学校の積み上げが可能であるというふうな考へておるわけでありまして、しかし、おっしゃる通り、教科書を見ますと、現実問題としていろいろ結果的には重複があるかもしれまので、そういう点はもっと指導要領自体が的確な指示をし

から、今日は中学が一応の義務教育の完成の年でございまして、それまでの間に終わっておくべき筋合いのものではないか。それを、高等学校になつてから税の仕組みの問題について学ばなければ、全体的に問題の把握ができないというふうな形の教科書編成では困るのではないかと私は思うのであります。そういうふうな問題についてあなた方は、教育課程の問題は国税庁のほうから要請によつていま十分検討中でございますと先ほどは言われましたが、やたらに教育課程を改正するわけにはいかぬと思うのです。これらの問題を私は指摘したいわけでありまして、これに對しまして、文部省の教科書関係の担当責任部局のあたはどうかというふうにお考えでございますか、お聞かせをいただきたい。

たほうがいいという点があるかもしれま。そういう点につきましては、今後中學校、高等学校の教育課程の具体的な検討をするわけでございますから、御意見を尊重していきたいと考えております。

○村山(喜)委員 お尋ねいたしますが、文部省としては、中学の社会の中において間接税なり直接税の出身はわからなくてもよろしいという指導をしておられますか。

○佐藤説明員 租税でございますから、当然その中には間接税、直接税があるというところは教えるべきものと思ひます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、あなたのところからいただいたこの中学の教科書の中には、その分類をしておいては、何のどの教科書でございませうか。

○村山(喜)委員 一九六四年度の「税金とそのゆえ」、教育出版社の「社会のしくみ」、三年。これは私、文部省のほうから資料としていただいたわけですがね。

○佐藤説明員 教育出版社の「社会のしくみ」、三年ですね。それには、「税金にはいろいろの種類がある。課税の対象によつて、所得税・法人税・消費税(酒税・砂糖消費税など)に、また税のとり方によつて、間接税・直接税にわけられる。」また、国に納める国税あるいは地方に納める地方税があるというふうなことを書いてあると思ひます。

○村山(喜)委員 だから、それは表現だけであつて、その中身については書いてありませんね。うしろのほうの付表を見ましても、いわゆる国税と地方税の区分はありますが、そういうふうなことは中学の三年の社会の中では知らなくてもよろしいということになるわけですか。片一方の中教出版の中には、間接税にはどういふふうなものがあつて、直接税にはどういふふうなものがあつて、それが本文の中に規定してあるわけですか。

そこで、国民として税についての必要な知識

というものを、どういう程度まで把握をするという一定の水準というものがなければならぬと思うのです。これはやはり教育課程の中であつた方が明示されたものに従つてつくられてゐるのじゃないかと私は思う。どうですか。

○佐藤説明員 お答えします。

指導要領だけではわからないという点もありまして、文部省は各教科ごとに指導書というものを出してあります。これは絶対に著者を拘束するものではないと、言いかえれば、文部省の解釈といつてもいいわけですが、それにはこの程度書いてあります。歳入のうちその最も大きな部分を占める租税については、直接税と間接税があることや、納税は国民の義務であるとともに、税金の使用について十分関心を持つことが大切である、こういう点を理解させるということが大切である、という点を踏まえて、これ以上のことをやれということは、指導要領あるいは指導書も期待いたしておられないわけではございません。もちろん、いろいろ教えればそれに越したことはないのですけれども、何といひましてもきつめて限られた時間でございますまして、たとえば「財政と家計」につきましても、このほかにたくさん教えることが多いいわけでございます。あまり細部に入つてはむしろ根本を逸するのではないかと、むしろ指導要領自体で注意をしようという現状でございます。

○村山(喜)委員 いまお聞きのとおり、高度の教科書のほうには取り上げられて、そうでない、それよりも低い内容のものといひますか、それには取り上げられていない。それらの子供たちが今度高等学校の試験で、間接税というのはどういうようなものがあるのですかという問題が出されたときに、答えることができない、こういうような状態になつたら、これは私は非常に問題があるのじゃないかと思うのです。

そこで、あなたの方にお尋ねしたいのは、ブルジョア民主主義国家の租税原則というものが、それ

から社会主義国家の租税原則というものについて、一体どういふような認識をお持ちになつていらっしゃるのですか。

○佐藤説明員 私、専門家でありませんが、まことに申しわけないのですが、むずかしいことはわかりませんが、中学校までの段階、高等学校におきまして、特に日本の経済を教えることに主眼を置いてあります。したがつて、その場合租税の問題につきましまして、私たちが期待するところは大体次のようなことではないかと思ひます。指導要領もそう書き、指導書もそう書き、あるいは教科書も大体それらの期待に沿つていふように考えます。

○村山(喜)委員 まあいひですわ。あなた答えてくいでしようから。税の専門家でもないし……。そこでお尋ねしますが、あなたの方の嘱託をされてゐるというのですか、教科書専門の調査官——教科書調査官といふのは、文部省の役人ですね。それから教科書編集委員とかいろいろな段階に分かれて、教科書編集作業、教育課程に対する問題、それから教科書のチェックをやつていらつしやいますね。あなたの方の文部省の中に、そういうような税に関する専門官みたいな人がおいでになるのですか。

○佐藤説明員 おります。

○村山(喜)委員 おいでになる。その方から聞いたほうがほんとうはいいと私は思ふのですが、この納税教育の必要性といふものを盛んにいつてゐる段階の中にあつて、この中身の問題について、もう少し義務教育の段階であらましがわからなければ、これはやはり憲法との関連における問題として国民が把握できないと思ふのです。私が指摘をいたしました内容については、ひとつ十分に検討をしておいていただきたい、こういうふうにお願ひをいたします。

それから、泉長官に私はこの際要望申し上げておきますが、世上笑い話があります。火事だ、どこだ、税務署だ、じゃほつとけ、こういうふうなやつで、国民の中に税務署が存在をしておつ

たら、幾ら納税教育を要請されても、私はそれにこたへることはできないと思ふのであります。最近新聞にも、あれは大阪の税務署の課長が、にせの税理士として相当かき込んでゐる、あるいは汚職をやつたとか取賄をやつたとかいふようなのが新聞に大きく出てゐましたね。こういうような問題について、一体今日まであなた方は、そういうような税務官吏の犯罪あるいは汚職といふようなものについてどのような措置を講じてこられたのですか。その措置された内容について、この委員会に報告を願ひます。

○泉政府委員 御承知のとおり、国税庁といたしましては、毎年税務運営方針というものをつくつて、職員にそういう基本的な方針に基づいて行政を執行するようにというものを申しておるわけでございますが、その中で、基本的な方針といつたしましては三つございまして、一つは、近きやういふ税務署にする、第二番目は、適正な課税を行なう、第三番目は、綱紀を正しくして明るい職場をつくること、こういう三本の柱を打ち出してあります。そして綱紀の問題につきましては、ひとりやういふ税務運営方針だけでなしに、しばしば長官通達を出しまして、職員が国家公務員としての規律を守り、厳正な態度で執行に当たるように、汚職といつたようなこと、非行事件を生じないようにといふことを通達いたしております。また、国税局長会議あるいは部長会議等の席上におきましては、そのつど非行防止について言及をいたしておる次第でございます。

最近、四十一年におきましては、比較的非行事件の発生が少なかつたのでありますが、四十二年に再び若干増加いたしております。しかし、以前に比べますと非行はかなり少なくなつてまいつておるのでございます。しかし、お話しのように、間々そうした不心得者がおりますことは、納税者の税務行政に対する信頼を失墜することになりま

す。私どもとしては非常に遺憾に存じておる次第でございます。特に、今回の大阪の旭税務署の課長の事件は、課長という要職にある者の事件でござ

います。まことに遺憾に存じておる次第でございます。そういうことが起きないように私どもとしては今後とも十分戒心してまいりたい、このように考えております。

○村山(喜)委員 「学習指導要領にその入を希望する必要事項について」の中の中学校の第五に書いてありますのは、こう書いてある。「税務署は、国民の正しい申告や納税を助けるための相談に応じ、また課税の適正や公平を実現するための調査、検査、徴収などの仕事をしていること。」というふうなものを教科書にまで入れてもらいたいとあなた方は要望されてゐるその中において、新聞をにぎわして、しかも管理、監督の地位にある課長が脱税容疑でつかまり、そして取賄の疑いで逮捕されて、調べてみたら税金の申告も受け合つて、もぐりの税理士の仕事までしておつた。こういうふうな者が出てきますと、子供たちの前に、税務署といふのは公明正大なこういうふうなものをやりますといふことを、よう載せ切れないだらうと私は思ふのです。だから、これはいま私のほうから要請をいたしました。税務署関係の犯罪の刑法上起訴されたもの、これはごく最近のものでけつこうですが、その経過を税制小委員会あたりにお出しをいただきたいと私は思ふのですが、それはできますか。

○泉政府委員 そういつた資料を提出いたしました。

○村山(喜)委員 では、この問題についてはこれで終わります。

第二点は、今回改正法案として出されております法人税法の改正案の内容についてお尋ねをいたしてまいりたいのであります。これは、いままです質疑をだいふされてゐる中において、まだだれも触れていない問題でありますのでお答えを願ひます。

第一番目は、今回農協等が行なう有線通信放送について、圧縮記録の特例を適用しようということになりました。減価償却を通じて課税の延期をはかろうとするものでございますか、これは実

際面においてどのような適用になつてくるのか。

さらに、これは各その法人の経営の実態を見てみなければわかりませんが、国庫補助金等はいままでも引き当て金勘定の中にたしか入れられたと思うのでありますが、市町村がこれらの法人が行なうものに対して補助金等を行なつた場合には、それは引き当て金勘定の中に入れるようになってくるのか。

それから所得税の法律の上から見てまいりますと、いままでは加入者が出資金という形でこの資金を提供してやつてきたと思うのですが、これが今度は工事負担金という形で徴収されるということになつてくる。したがつて、それを受けて圧縮記帳をやつたことになつてきたわけですが、そうなつた場合には、この出資金については、農家が出資金を出した場合には、それは損金勘定としては所得税法上は処理されなかつた。しかしながら、今回は負担金でございますから、確定申告等を出す場合において、処理については当然損金として経理されることに私はなるうと思ふのであります。それだけ法人のほうも、それから加入者のほうも、ともに利益を受けるというかっこうになつてくる、このように解釈をして間違ひございませんか。

○吉國(二)政府委員 ただいまお尋ねが二点ございました。

第一は、今度の改正法による措置の内容でございますが、御承知のとおり、有線電話に關しましては、従来は電信電話公社の専業として行なつておりましたが、昭和三十三年以来、農協その他の法人が有線放送電話を設置することができるようになりました。この有線放送電話を設置いたしましたためには、加入者からその工事に關する負担金を徴収することにいたしておりますが、この有線放送の主体である法人は、この受け入れました負担金で有線電話の施設をするわけでございます。したがつて、受け入れました年には、受け入れた工事負担金の額が益金に算入されますのに、そ

の工事によつて取得した資産は、資産に計上されますから損金に計上されません。第一年目に非常に大きな利益が出て課税される結果になります。

しかも、この法人は公益を目的とした法人でございますから、自後利益が出ることはまず考えられない。したがつて、その後の減価償却で課税を取り戻すことはできないわけでありまして。そういうことから、今回、これらの工事負担金によつて取得した資産につきましては圧縮記帳の制度を認めまして、たとえば、百万円の工事負担金を受け入れて百万円の資産をつつた場合には、一年目の償却分が若干ございまして、ほとんど百万円の利益が出ます。その場合に、百万円で取得した資産をゼロに記帳をする。圧縮して記帳することによつて、百万円の資産がゼロになりますから百万円の損が出る。そこで、工事負担金の受け入れの百万円と相殺をして、その課税年度は利益はない、したがつて課税はないということになるような制度を設けたわけでございまして。

それから第二点の、地方団体がこれらの機関に補助金を出した場合でございますが、これは一般の国庫補助金等の圧縮記帳の制度が適用になりますから、圧縮記帳をするなり、特定引き当て金を設けるなどの方法が認められるわけでございまして。

それから、加入者側の措置につきましては、国税庁からお答えをいたします。

○川村説明員 有線電話の施設に對しまして、負担金を出した場合の課税上の措置でございますが、これは一般の電話加入権と異なりまして、その加入権自体を売買するというような性質のものではないと思ふ。したがつて、これを資産と考えることは適當でないと思ふ。ただ、現実に、その電話線等の施設は農協の所有になつていて、その場合が多いと考えられますので、一般の共同施設のために出した負担金の課税と同様に、これを繰り延べ資産として考えております。したがつて、直ちに損金にはなりませんけれども、その償却も、毎年必要経費として取り扱う

ことにいたしております。

○村山(喜)委員 負担金は所得税法上繰り延べ資産として、その年分に対応する部分の金額が繰り延べ資産の償却費として、その年分の必要経費に算入されるわけでしょう。現行の取り扱いでは、三万円以下は全部償却ができるようになってゐる。

そこで、全国のを大体調べあげてみますと、一戸当たり四万ないし五万円の負担金ということになるようでありまして。そうなつてきましたら、自分が便益を受ける公共的な施設または共同施設等の設置または改良のために支出した経費については、耐用年数の十分の七に相当する年数のなかができるということになつております。この四万ないし五万円の工事負担金の場合には、どういふような処理をされますか。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○川村説明員 おっしゃるとおり、こうした共同施設のための負担金につきましては、繰り延べ資産といたしまして当該施設の耐用年数の七掛けの償却を認めております。年数に応じた償却を必要経費として認めていくわけでございまして、現実に電信設備等通信施設につきましては、一般的に十年程度の年数と考えられますので、七年の耐用年数で償却を認めるということにいたしておるわけであります。

○村山(喜)委員 そこで、私がお尋ねいたしましたのは、これは倉政政務次官にお答えをいただきとうございしますが、いま全国に有線放送と称するものが三百戸ある。その中で今回税法上のメリットを与えようとするものは、単なる有線放送だけではなくて有線通信業務をやるものについて限られておるわけですか。そこで、この三百戸というものを改良いたしまして、そして有線通信放送ができるようにしようという政策的なねらいをもつて提出をされたものであらうと思ふのであります。とするならば、現在電電公社は農村集団自動電話というものを架設していく計画を持っております。これは御承知のように設備料は一万円です

すが、今度国会で法律が改悪をされて、これが通つたら三万円、それから、いわゆる債券をこの場合には六万円ほど買わなければならないということになりまして。債券でありますから、これはそれを購入しても売却はできるわけでございまして、これは負担金のような取り扱ひにはまいらない。しかし、設備料というものは、これはやはり電電公社の品物でございますから、これも償却の対象にならないと思ふのであります。だから、税法上のメリットから考えた場合には、農村集団電話というものよりも、今度新しく設ける税法上の利益を与えることになりました有線通信放送というものが、税法上優遇をされることになると思ひます。ということは、今後の農山村僻地におけるところの電話のあり方という問題をめぐりまして、当然この有線通信放送のほうが優先をするのだ、農村集団電話よりもこちらのほうが優先をするのだという、これは政府のそういうような政策課題にこたえて提案をされたものと受け取る以外にないと思ひますが、そういうように受け取つて差しつかえございませんかというところで

○吉國(二)政府委員 今回の法律改正では、この有線放送に關しまして、有線放送の事業主体に對して圧縮記帳の制度を設けるということにいたしましたわけでございまして、ただいまの農集電話につきましては、事業主体が電電公社でございますので圧縮記帳の必要がないわけでございまして、非課税で、その限りでは両者がいおぼ平等になるといふ結果だと思ひます。法律の問題としては、今回の法律改正はそれだけを意味しているとお考え願つていただければけっこうだと思ひます。

○村山(喜)委員 表のほうはなるほどそのとおりなんです。しかし負担金については、先ほど国税庁のほうから説明がありましたように、三万円以下はその年分の必要経費に算入をして、償却費として繰り延べ資産の償却ができるようになっておる。そうなつておるんですよ。だから、出した金についても、これは出す農家のほうもいわけ

だ。それから法人のほうもいいわけだ。両方とも、裏、表ともいいことになるんですよ。

○古國(二)政府委員 ただいまの有線放送につきましては、先ほど申し上げましたように、公共的施設のための負担金といたしまして繰り延べ資産として取り扱いをしておりますが、農集電話につきましては、これは一般の電話加入権と同じように譲渡が可能なものでございます。したがって、一切の負担金等、いまの債券をも含めまして、一切を資産の取得価額と考えております。したがって、これを売ったときの取得価額として譲渡した場合に必要な経費に考える、このような取り扱いにしております。

○村山(書)委員 だから両方ともいいわけですよ。だから、私はあなたにお尋ねをしているのではなくて、そういうふうな政府の政策、私はそれが悪いとかいいとかいうことを言っているわけじゃないんですよ。しかし、税法上から見ると、そういふような政策をあなたの方政府としておとりになるでしょうねという事実関係を確かめているわけですよ。これは倉成さん、あなたが答えなければだめですよ。

○倉成政府委員 農村の有線放送を使うかあるいは農集電話を使うかということ、これは、やはり地域によって違ふのじゃないか。その場合に、どちらを使ったほうが負担が軽いかということ、これは、やはりその地域、地域、また加入者の意向によって若干違ふのじゃないかという感じがするわけでありまして。

それから、先ほどお話がございましたように、結局農村集電話のほうは、一応一般の電話と接続できるわけですから、一般加入電話と同じです。だから、これは形の上では一応流通性があるという、この権利を譲ることができるといふことになっておるものですか、こういう取り扱いになっていると思います。しかし、実際は、これを譲るかどうかという問題等が農村であるのではないかという感じもいたしますけれども、いま申し上げましたような角度で、どちらを優先する

ということじゃなくて、たてまえ上こういうことになっているというふうな御理解いただきたいと思っております。

○村山(書)委員 どうも答えにならぬですよ。たてまえ上そうなっているのだったら、あらためて法人税法の改正案を出すまでもないでしょう。今度出したのは、そういうような放送と通信と両方やるものについては、税法上のメリットを与えようということでお出しになったわけでしょう。ということは、それだけの必要性というものを認めた上で提案をされたに違いないわけですよ。そうでなければ提案の理由にならぬわけですね。だから、私は、そのいわゆるゆるよって来る根本の政策のあり方というものについてあなたにお尋ねしたわけですが、ケース・バイ・ケースのような答弁になってしまったのですが、これについては、郵政省と農林省のほうからお見えになっていただきますから、それぞれの立場から御説明をいただきますように。

○柏木(輝)政府委員 ただいまの御質問にありまして有線放送電話と、それから電信電話公社でやっております農村集電話、この二つの考え方ににつきまして簡単に御話し申し上げたいと思っております。

有線放送電話のほうは、昭和三十三年の法律によりまして、地方自治体、農協その他のものが、地域住民の電話の不便なところにおきまして、告知業務をあわせて、つまり、同じ線を使いまして各戸に、あるいは……

○村山(書)委員 中身はいいですよ。○柏木(輝)政府委員 そういう電話通話の機能のほかに、大事な地域住民に対しての放送機能を付加したものとしまして発足いたしております。現在、全国に約三百万ばかりの加入者がございまして、これは電話のほかに放送の設備も付置した設備を利用しているわけでございます。一方、電信電話公社におきましても、電信電話の拡張の第一次五カ年計画以来、ことしで第三次の五カ年計画が終わったわけでございますが、この

間の電話の普及は、まだ一千万程度でございます。それでこの一千万のうち――従来までは、主として都会地の電話の需要に追いつくのが精一ぱいでございます。農山漁村その他に對しましての需要の充足はまだかなり低くございまして。現在ようやく三百万程度までになってまいりましたのです。が、まだまだ地方の農山漁村の需要は、最近の農村の近代化あるいは生活水準の向上に伴いまして急速に伸びておるわけでございます。電信電話公社といたしまして、この間、農村公衆電話とか、地域団体加入電話でございますとかというようなふうにおきまして、無電話部落の解消等につとめてまいりましたのでございまして、特に最近の情勢にかんがみまして、昭和三十三年の七月から、この農村集電話自動電話という制度を試行業務として始めまして、現在まで約五十万程度のものがその業務で便利を受けております。これは電話だけでございまして、有線放送電話と比べますと基本的に違ふ点は、有線放送電話のほうが放送機能の付置しておるのに比しまして、電信公社のほうの農集と称せられますものは、全国通話ができるとか、ただいまお話が出ておりますように、加入権というふうな形での利点があるというふうなものがあるわけでございます。

それで、現在まで一つの地域におきまして、一体どちらの電話、あるいは有線放送電話がいいかあるいは農集がいいかということがしばしば問題になりまして、それぞれのメリットがあり、また、それぞれ地区、地域によりまして創設費というものが有線放送電話は違いますが、農集の場合には、ただいまお話がございましたように、設備料と債券の負担ということで全国均一になっております。それらの経済的な負担を比べ、また、地元自体の業務運営の能力等というふうな問題もありまして、いろいろ地元におきまして、どちらをやるかということがまず問題になることが多いのでございまして、たまたまこの二、三年におきましては、そういう問題を含めまして、有線放送と農集といずれがいいかということが、一つの部落、

一つの自治体の中で二派に分かれて相争うというふうな事例も間々あったわけでございます。これにつきましては、電信電話公社のほうの販売の方法についての欠陥があるとか、あるいは地元の住民が両者の制度を公平、客観的に判断するだけの材料がないとかというふうな問題もありますし、また、有放の業者の売り込みというふうな要素もありまして、なかなかむずかしい問題もあつたわけでございます。

ところで、郵政省といたしましては、これらはそれぞれの特徴を持って、それぞれの違う経済条件、地域条件に合った存在でございまして、どちらがいい、どちらが悪いというわけではございせん。で、それぞれの特徴をそれぞれの地元において公平、客観的に自由に選択して、これを今後の農村の生活、経済活動に役立てていくのがほんとうに望ましいのではないかと考えている次第でございます。

たまたまこの問題をめぐりまして、一昨年、四十一年の六月に郵政審議会、これは郵政省の付属機関でございますが、ここが、有線放送電話の基本的なあり方についての諮問を受けたわけでございます。その中の一つの項目といたしまして、有線放送電話と農集との関係を、将来どういふふうにかんがえるかということも種々議論になりました。昨年の十月にその御意見を結論としていただいたわけでございますが、この答申の趣旨といたしまして、地域住民の選択が適正に行なわれるように措置をし、またそういうことを期待するということの答申でございます。この線に従いまして、今後とも私どもの役所といたしまして、適切な措置をとりたいと思っております次第でございます。

○中澤説明員 農林省といたしましては、いわゆる農協等が行なっておりますところの有線放送電話施設の設置につきまして、ただいま郵政省からもお答えがございましたが、農林漁業地帯におきまして、単なる通話ではなくして、共同利用施設としての放送事業というところに特異な機能なり目的がございまして、従来から公庫資金あるいは

近代化資金、特定の場合の補助というような対象といたしまして、農林漁業地帯におきまして、地元の要望がある限りは、これに對しまして助成するなりあるいは長期、低利の資金を融資するという体制をとってきたわけでございます。

御質問にございました今回の工事負担金に関する庄縮記帳の問題でございますが、農協の共同利用施設でございますから、できるならば出資金という形でやるのが望ましいと一般的には考えられるわけでございますが、御承知のように、現在の農協が四千万円に近いところのこういう施設をつくる場合に、その全額を組合の出資でまかなうということはなかなか困難な実情にございます。

したがって、工事負担金という形でかなりの負担が行なわれていたわけでございます。従来、これが益金として処理されますと、多額の金でございまして、その他の事業からどういふ益金が出るかということも関連いたしますけれども、経営基盤の弱小な農協といたしまして、非常に大きな負担でございまして、したがって、今回の法人税法の庄縮記帳についての特例措置は、そういう農協の実態及び有線放送電話施設の特異な効用というところを十分お考えいただいた措置だということで、まことに適切な御措置というふうに考えるわけでございます。

ただ、農林省といたしましては、この措置が行なわれることによりまして、これが農村集団電話よりも特に有利になることによつて、格別有線放送電話施設というものが数多くこれを契機として設置されるということも、特にないのではないかという感じを持っておるのでございます。

○村山(喜)委員 農林省は、いま有線放送事業だけをやっているのが大部分ですね。だからこれを近代化して、通信業務ができるようなものにまでやっていく、こういうような政策的な目標を持っていられるのですか。

○中澤説明員 現在農協が有しております施設は、大体が放送と通話両方の機能を持っておりますわけでございます。

○村山(喜)委員 放送と通信とやるのは、私のほうの鹿児島県全体の中で三カ所だけです。どうなんですか。

○中澤説明員 昨年、郵政省からいただいております資料によりますと、四十年の数字でございますが、通話及び放送受信の施設を持っておりますのが、加入者数から見ますと、先ほど先生の御質問にもございましたが、二百六十万戸のうち約二百五十四万戸ほどがその両方の機能の受益者でございまして、それ以外の放送のみの受益者数が十二万戸というふうになっておるところから見ますと、ほとんどが両方の機能を持っておりますのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 そうしたら、私の県が非常におくれておるということですね。まあいなかだということになるのですが、これは自民党の田中参議院議員が中央会の会長でございまして、私のほうでも注意したいと思ひますが、しかし、そんなに現在あるのだったら、これは出資金としていままで処理してきたわけですね。だから、これを負担金としてそういうような税法上の利益を与える必要性というものは私はないと思うのですが、必要性は、あなたの方のほうから要求をされて、大蔵省としては税法の改正をしたのじゃないのですか。

○中澤説明員 従来、出資金処理というふうにやってきましたと先ほど申し上げたつもりではございませんが、本来、こういう長期の固定資産でございまして、農業協同組合の施設としてはそれが望ましいというところを申し上げたわけでございます。ところが現実には、現在の農協は単協でございまして、ほぼ総合単協の出資金の平均が千六百万円くらいでございまして、その上、四千万円の施設をするために全体を出資するというところは非常に問題があるばかりでなく、出資が可能となりまして、また出資配当という問題がつきまとうわけでございます。そういう関係から、やはり放送電話施設はつくりたいけれども、農協としてこれをいかに扱うかという問題に非常に苦心する

るわけでございます。そういう観点から工事負担金というところ、あるいは借入れ金ということをとっているわけでございます。そういう実情からいいますと、今回の措置によりまして、かなり実質的に農協の負担の軽減になる、こういうふうに考えるわけでございます。

○村山(喜)委員 そうなるとおそきに失した、こういうことになるわけですね。四千万円もかかるようなそういう施設に対して、それを出資金として、それに対する配当金まで考えておらなければならなかったが、今日までそれが解決をしなかったのがおかしいのであつて、これからは、こういうような税法をつくった場合に、それを更新期といひますか、つくり直しをする場合に、またさらに負担金を集めて工事をやり直すというふうなときに、有線放送が始まったその段階の中において、税法もそういうことをやっておけばよかったのだ、こういうことになりませんか。

○中澤説明員 有線放送施設が、いつごろから一つの施設といたしまして四千万円ほどの経費になつたかということにつきましては、よく存じないわけでございますが、当初はこんな大きな金額でなくても、そういう機能を持た得たというふうな考えられるわけでございます。いわゆる技術の進歩に従ひまして固定資産の額が多額になる傾向が最近多くなつてまいつた。こういうふうな考えますと、御指摘のように適切な時宜を得た措置であつたかどうかは別といたしまして、やはりそういう技術革新の実態に合わせた措置であるというふうに考えるわけでございます。

○村山(喜)委員 いまの運営を見ておきますと、基本料金が二百円ぐらいいですね。それから度数制によつて七円ぐらいいわゆる送信負担というものは加入農家が支払ひをしますね。ところが、受信についてはこれは法人が負担することになつておりますね。そういうような関係で、一体貧弱な農家を相手にするような仕事をやることによつて、これは電電公社と違ひますから、受信につい

ては法人が負担をしているということに私たちは聞いているのですが、その点はどういうような改善策を講じようとしておられるわけですか。

○柏木(輝)政府委員 ただいまのお話は、有線放送の受信料と申しますのは、おそろく有線放送あるいは有線放送電話設備を設置した施設の受信料、NHKなりに払う受信料のお話じゃないかと存じますが、私のほうで承知しておりますのは、受信料はそれぞれの組合なりそれぞれの施設主体のほうで負担することになっておると思つております。

また、利用料、通話料その他につきましては、月額二百円の基本料というのはいささか少ないほうでございまして、三百円あるいは五百円というやうなところまでいっているのが最近は多くなつております。

なお、度数料というお話がありますが、度数料というところで一度当たり五円とか三円とか、あるいは高くても十円というものもございまして、これは全体からしますと数は少のうございまして、受信料、通話料といたしましては、基本料だけでまかなつておる組合が大部分でございまして、

○村山(喜)委員 そういたしますと、これはあなたの方のほうでは、それらのいわゆる基本料金にすべきか、あるいは度数制にすべきかというものはその法人にまかしてある、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○柏木(輝)政府委員 一応法律的な根拠というものはございせん。ただ、行政指導といたしまして、適正なる原価が確保されることによつて、保守あるいは改修、あるいは災害時の復旧等が円滑に行なわれることが望ましいという立場から、ある程度の指導はいたしておりますが、しかし、これとてまたどういふ施設については幾らが適当であるというふうな標準を設けてあるというふうなことはいたしてございせん。

○村山(喜)委員 大体わかつてまいりましたが、問題は、この有線放送通信の場合の運営のあり方だろうと思ひます。私は、これは郷土の新聞を

持つてきているわけですが、非常に便利になったというので喜んでゐる点があるわけですね。そうして農協とか役場のお知らせは、上のほうから非常にスムーズに伝わってきて、だから部落の集会には、これを通じて呼び出されるので欠席者がゼロ。それから、道路補修などの共同作業も休むわけにはいかなかった。行政当局や農政の上から見たら、非常に便利になってきたということがいわれている。ところが、これは通信と放送と両方やるわけですから、自分で選択をするわけにはまゐりません。法人のほうでNHKのニュースを知らしたり、あるいはそのほか農事放送を、これは必要ですから、いろいろな番組編成をやりましてやるわけですが、その場合に、やはり画一的な文化財というものが上のほうから押しつけられるという問題点がありますね。だから、一体この運営についてどういうふうにして民主的にやるのかということですが、私はやはりこれらの計画を、税法の上においても進めていく場合においてそこら辺を検討して、一方的な上から下へのそういうような片側通行みたいな形にならないような運営の方法を考えなくてはならない。これらについては、私はやはり問題があるんじゃないかと思うのですが、農林省としては、これらに対するところの指導の上において、苦情というふうなものはないですね。

○中澤説明員 農協の有線放送電話に關しまする運営上、特に組合員の方々から、いわば上からだけの規制を受けるというふうなことに關する苦情は、これまで聞いたことがございません。

○村山(喜)委員 では第三点の問題、所得税關係の問題です。

妻の地位の問題について、先般横山委員のほうから問題の指摘がございました。内職の妻については二十万五千円までですか、資産所得のある人の場合には、分離課税でたいへん所得があつてもそれは課税の対象にしないというふうな問題の指摘がありました。そこで、この税法の上から見て、今度の配偶者控除が、所得税關係において一

万円ふえて十六万円になるわけですね。それから住民税においては、これまで一万円ふえて八万円が九万円になるのですか、そうですね。そうなつてまいりますと、今度青色申告の場合と白色申告の場合との比較をとつてみた場合に、白色申告の場合には所得税で一人につき十五万円のやつを一万円上げて十六万円にする、こういうことになつて。それから専従者控除のほうも、住民税の場合には、これが八万円であるやつを十一万円に引き上げるわけですか。

そこで、先般のある所得税法の改正によりまして、青色申告のものについては完全に給与制度が生れました。そこで、その運営のやり方の問題になつてくるわけですが、労務の対価として相当であればよいという指導のもとにいままでやつておいでになつたわけですね。そうなつてまいりますと、青色申告の完全給与制度のもとにおいて最高をどのあたりというところは、業種別によつてこれはまた違つてくるし、あるいは労務内容、業務内容によつて違つてくると思つております。これをどの程度まで認めるかということによつて、私は、非常に大きなバランスの違いが、いままでと違つて生まれてくると思つております。そこで国税庁は、確定申告をもう受け付けておるわけでございますから、これはどの程度まで認めるのか、大体標準的なものをこの際教えていただきたいと思います。

○泉政府委員 御承知のとおり昨年の税法改正によりまして、本年一月一日から青色申告の専従者につきましては、その専従者に対する給与の支給を必要経費として認めるということにいたしました。そのわけでありまして、その給与の金額につきましては、法律にございまして、労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、それからその事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他に照らして相当であるものと認められるものについては、必要経費に認めるということにいたしております。具体的には三月十五日までに専従

者に支払う給与の額を届け出ていただくことになつております。国税庁といたしましては、こういった給与の額は、それぞれ事業主がその専従者の労務の提供の程度であるとか、その労務の内容であるとかといったようなものに照らして適正な額をきめるべきであるというふうな考え方のもとに、一定の基準を設けて、これまでは認めるのか、これ以上は認めないというふうな措置はとつておりません。事業主が適正に定められることを期待いたしておるわけでございます。ただ、そういったばかりではきつめて抽象的で、事業主も幾らにきめたいかわかりかねるだらうということからいたしまして、そういった事業を営んでおる法人の場合に、その法人の親族従業員に対してどの程度の給与を支拂つておるかという平均の数字を手元に持つておいて、事業主のほうから質問がございまして、法人の場合にはこの程度の支給がなされておるかどうかをお知らせして、事業主が専従者給与の額をきめる場合の御参考としておる、こういった程度でございます。国税庁として一定の金額基準を持つておつて、それまでは認め、それ以上は認めないという

○村山(喜)委員 ですから、限界はおそらく引いていないだらうが、そこは常識的に考えられるものが何かあるわけですよ。それで、そういうふうに見ていった場合には、家事と労働と両立させながら妻はやつていくわけですから、だから労務に見合う対価として相当であればよろしいわけですから、その場合に白色は十六万円に、まあ据え置きじやなくて一万円だけ上げるわけですね。青色が一体どれくらいになるのか。これはやはりいままでの対比の上において、この妻の地位というものを給与所得者の場合には十六万円にする、白色申告の事業者の場合には妻の地位は十六万円というふうに見る。青色はまあ五十万円ぐらいになるのかどうかかわかりませんが、幾らなんですか、大体標準的なことをおっしゃつてください、そうでないと対比ができないじゃないですか。

○泉政府委員 まだ三月十五日までに提出されましたそういった資料について集計をいたしておりますので、具体的な金額は判明いたしておりませんけれども、個々の事例について聞いてみますと、大体において妻の場合には月二万円あるいは二万五千円といった程度の方でございます。したがつて、お話しのように五十万円になるというふうなことはないかと存じますが、しかし、そういうふうになりますと、いまの白色申告者の場合の十六万円とはやはり差異が出てまいります。これはまあ税法上そういうふうになつておるからやむを得ないことだと思つております。

○村山(喜)委員 私は、地方税においてもこの歴史を振り返つてみますと、三十七年から四十年までは八万円対五万円ということで三万円の差があつた。今度は四十一一年になりますと、十万円対六万円で差が四万円、それから四十二年は十二万円対八万円と同じく四万円、今回は十七万円対十二万円で差が六万円に拡大をしております。これは地方税においてもそうなつておる。ところが今度は所得税關係で見た場合には、昭和四十一年が二十四万円対十五万円九千円差、四十二年も同じであります。四十三年は一月からですから、これは若干違つてきますが、いまの二万五千円対十二万円分ということで計算をいたしてみますと、三十万円対十六万円ということになるわけですね。私はこれが悪いということはいません。完全給与制というものは必要だと認めます。しかしながら、三十万円対十六万円、白色のほうのおかみさんは働きが悪いから、おまえのところは半分でもよろしい、青色のほうは働きがいいからその倍上げしようというふうな形になつてくる。それから給与所得者の奥さんは白色と同じで十六万円でございます。こういうふうな妻の地位について税法上の差別というものがこれからはますます拡大をしていくようなかっこうに、歴史的な過程を見るときに出ているわけでありまして、私は青色申告のほうにできるだけ持つていくというたてまえ、税法の申告制度というものを否定するものじやありません。

ません。しかし、中には私のところにもいろいろ苦情を言つてこられる人たちの中身を聞いてまいりますと、そういうようなことにしたいと思うけれども、字も知らないのだ、自分は字も知らないのにそういうことができるかというような年寄りの人たちがいるわけですよ。そういうような場合に、汗水たらして夫婦で働いておつて、それをだれかに頼んで白色申告を出した場合に、おまえさんのところはもう半分でもよいのだというふうには、これはちよつとあまりにも極端な妻の地位の差別ではないかと私は思うのですが、倉成政務次官はどうです。

○倉成政府委員 白色と青色の差別が少し過ぎ過ぎじゃないかという御趣旨の御質問だと思つております。これは村山委員もお認めになっておりますように、一方は記帳をしておる申告者でございまして、一方はそうでないわけですから、若干の差別がつくのは当然だということとは村山委員が御指摘のとおりであります。そこで、なるべく青色申告の要件と申しますか、いろいろな記帳のやり方その他を簡便にして、できるだけやりやすいようにして青色申告に移ることができるようという配慮を実はいたしておるわけでありまして、したがって、そういう方向にこれからだんだん持つていくということで、白色申告の方がよつと努力をされれば青色になれる、そういうことにこれから持つていくのがやっぱ筋ではないか。この區別を全然なくするということとはなかなかむずかしい、これは村山委員もお認めになっておるとおりでありまして、問題は、白色のほうをもう少し上げたかどうかという御議論であれば、これまた、将来だんだん税法全般の問題とにらみ合いながら考えていくべき問題ではないか、かように考えております。

○村山(喜)委員 只松君が緊急質問があるそうでございまして、私これで一ぺん中断をいたしますが、四十二年の十二月に出された税調の資料を拝見いたしますと、昭和四十三年の青色と白色の事業所得の対象人員が出ております。青色が七

十七万、白色が百六十八万、専従者数というののと同じく八十七万ずつ、同数のようなかつこうになつておるわけですが、私は、やはりこの際、青色のほうを上り過ぎて白色がどのようのようになつてはなしに、いま倉成さんもおっしゃつたように、青色のほうの妻の地位は、あなたは内助の功が大だということでも三十万円認めて、そして白色のほうは、あなたは無学で働きが悪い、そういうようにとられるような十六万円という差別、これが拡大をしていくことは、私は税の理論と政治の理論と対比して考えなくてはならぬと思つております。なるほど税法上の技術論からいへば、そういうことは成り立ち得ると思つて、しかしながら、政治の問題としてはあまりにもこれは官僚的な処理の方法ではないかという気がしてまいります。四十三年度の国民の租税負担率の中で国税が一三・四、地方税六・二、合わせて一九・六%という租税負担率が出て、その中でやはりわれわれが考えなくてはならないのは、税金としてそういうような国はじめ地方公共団体に公的権力で取られるわけですから、それは国税だけでなくて地方税ともからみ合わせながら考えていった場合に、今回地方税においても差がある、六万円開いてきた。国税においてはそれが二倍に開いてきた。両面からやられておるかっこうになるわけですね。ですから、ここらにもつと政策的にあなたの方のほうでも再検討を願いたいというのを私は意見として申し上げたいと思つております、もつと前向きな答弁はできませんか、白色の場合。

○倉成政府委員 今度の青色の完全給与制は、私はやはり非常にいままでの考え方からすると前進であると思つております。いわば払つたものを経費として認めるというわけですから、ですから、この実態が一体どういふものかということをやはり見きわめることが一番大事なことじゃないかと思つておるわけでありまして、やはり白色のほうは、御案内のように定額を引くわけですから、これをむやみに

に上げるというわけにはなかなかまいらない。しかし、御指摘のようにやはり妻の地位というようになつておるわけですから、ほかのいろいろな要件、経済状況、税その他にらみ合わせてだんだん上げていくという方向、これは私も考えておるわけが必要じゃないかというののが現在のところの考えでございまして。

○渡辺(美)委員長代理 只松祐治君。

○只松委員 同僚委員からすでに大かたの問題は論議し尽くされておるので、私はきょうは国税庁や税務当局の皆さん方が多少お喜びになるような問題を中心に質問をしたいと思つております。

まず第一点といたしまして、前回も少しばかりお聞きして、泉さんがお答えになつたと思つて、私は議事録をいろいろ調べてみたんですが、塩崎さんが大體中心にお答えになつておつたわけですね。不動産関係の所得についてお尋ねをいたしました、そのときに私は、近代社会の構造の変化、経済の変化に伴つて税制もそれに対応した取り方をしているかなければならない、こういうことを私はいろいろお話を申し上げた。そういうものを一つの例として、土地というのは一つの大きな産業といひます、日本経済の中で非常に大きなウエイトを占めた面として見ていく必要がある。

したがって、税対策上もそういう面に新たな角度から、権利義務関係、それから当然発生してくる所得の關係に対して調査をし、課税をしていく必要があるんじゃないか、こういうことをお話ししたわけですね。これは、当時塩崎さんやなんかは、まあ大體そういうことをやっておりますというふうなお話があったわけですが、やつておられない。当時私は、こういうふうな大きな概算をいたしました、日本全国ではおそらく一兆円をこす脱税、戦後最大の脱税というものが行なわれておるのでないか、こういうお話をしたら、夢みたいな話のような顔をされておつた。ところが、実際に――まあそのときは、私が私の地元や何かの例を少しお話ししたわけですね。その後国税当局で

も、御承知のように豊島税務署やその他で具体的に調査を始めたわけですね。私の予言は大體的中をいたしましたと申しますか、決してほらでも何でもなくて、事実そういう膨大なものが出てきておるわけですね。

まず、私がここに一例を――これは泉さんも御承知かと思いますが、申し上げますと、豊島区内で起つた顕著な例、一カ月ほど前にも豊島関係で三億円からの脱税があるのを国税当局は発表されました。まあそれに類似をするものでございまして、豊島区内に居住しておるAという人は三千二百坪の土地を持っております。借地人は六十五人。そういう土地関係の中で一番大きなのは土地の更新料、契約更新に伴うもので、四十一年までに七百五十九坪、二十五人の約四分の一の更新がありました。繁華街でございまして、一〇%前後の更新料が取られ、四千七百九十九坪の脱税がありました。

いま一つは、これは住宅地でございまして、三千五百坪の土地を持ち、二百十三人の借地人がある。この人は平均六%、まあ約一百万円の権利金を取りながら、一銭も申告しておらない。こういう例がございまして、御存じでございまして。

○泉政府委員 お話の事案は承知いたしております。最初のお話の、繁華街を中心として一〇%程度の更新料を取るといふ例の場合は、申告価額と税務署の調査額との差額が所得で四千七百九十九万円でございます。税額ではそれまでのにのびりませんので、脱税額としてはそれまでのにのびりません。私どももいたしましては、こういう事案を基礎にいたしまして、そのほかの地域におきまして――只松委員がかねてからおっしゃつておられるように、不動産の更新料が、ちやうど戦後二十年以上たつたという段階で相当更新が行なわれておるといふことがわかるのであります。ほかの地域におきまして、そういう事例が当然あるわけでありまして、そういう点についての

課税の充実はかかるように、それぞれ指示をして
おるような次第でございます。

○只松委員 法務局来ていますか。——じゃ、
本問題を詰める前に、法務局が来ておらないよう
ですから、関連した事項を聞いてまいります、
いま貸賃権利の問題を聞いたわけでございませ
が、そのほかに不動産所得として、国税当局で
ういうものがあるとお考えですか。

○泉政府委員 先ほどお話のありましたのは、
借地権の場合の更新料の問題でございまして、
そのほかに借地権を設定する場合の権利金、あ
るいは土地の上に家屋を建築する場合にその礼金と
いったような各種のものを地主が徴収をいたして
おるようであります。したがって、単に更新料だ
けでなしに、当初借地権を認める場合の権利金あ
るいは家屋を増築する場合の礼金、こういったよ
うなものも調査しなければならぬ対象になつて
まいるわけでございます。

○只松委員 私、ずさんだ、そういう面に対し
て国税当局があまり熱意がないと言っているのは、いま
の答弁でも明らかですが、私が知っておる限りで
も、新たに土地を借りる場合の——これは東京都
内は少ないようです。郊外は少しあるでしょう
が……。埼玉、千葉、神奈川と云うような新興
地、きのうの新聞にも出ておりましたが、この三
県で東京都の一千二百万の人口を今月中に追い越
す、このぐらいくれ上がつておる。こういうと
ころでは、結局新たな土地をなかなか売らないか
ら借りておる。二分の一以上の権利金の場合、譲
渡課税がかかりますから、これは大体取られるだ
ろうと思ひます。それでもこういうものがある。
それから、いま言われたこの更改、戦後二十年
以上たつて大規模改修に当たる更改、あるいは家
を新築する、新築は今まで借りておるところに
で借りておる家を建て増す、あるいはひひの
になると、下じやなくて二階を建て増して取るわ
けです。坪二千円から一万円。私も三千円取られ
た。私の近所でも大体坪五千円から一万円取られ

ております。こうやって取ります。たとえばプレ
ハブ住宅は、建てるのもちろんですが、住宅金
融公庫から金を借りて建てる場合にも、地主さん
の判こを持ってこいという役所が言う。したがって、
持つていくためにまたこれが何がしかの判こ料を
取られる。あるいは泉さんはほかに引越される
ことはないと思ひますが、課長さんが東京で家を
持つておられた、今度名古屋に転勤だ、だから売
つていこう。こういうことになりまして、売買する
場合に地主さんの承諾料が要る、ここでまた判こ
代が取られる。こうやって、およそ土地に關して
何らかの変動がある場合、これは皆さんがそこら
の町で売っている土地の賃貸借契約書をこらんに
なればわかります。この前は私持つてきました。
きようは持つてきておりませんが、賃貸借契約書
の中にはちゃんとそのことがうたがってあります。
とにかく、少なくとも土地に何らかの変更を加
える場合には、すべて地主の承諾が要る。そういう契
約書でないといふ初めから土地を貸しませんから、そ
こでそういう無理やりの契約を結ばされるわけで
す。したがって、土地に何らかの造作を行なう場
合にはすべて取られていくわけですね。取られてい
くけれども、なぜ皆さんが課税をしないか、なか
な容易でない。容易でないというものは、そばや
ならそば粉の出入り、しやうゆ、こういうものの
出入りを押えればよろしい。靴屋なら革なりその
いものものの出入り。とにかく、普通ののれ
んを張っている商店はそういう品物の出入りを押
えればわりと簡単に調査ができます。なかなか執
拗に調査をされる。しかし、土地の場合には、銀
行や郵便局その他からサラリーマンや一般の人が
おろしてきてそれを支払うわけですね。そうする
と、地主とこの借地人の方が、十万円払つておる
けれども、一万円です、こう言えば、それ以上調
べる方法というものがなかなかないわけなん
です。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

こうやって皆さん方のほうは、めんどろくさい
のとどっちでもそのままにされております。この

額はきわめて膨大です。私があとで東京都内だけ
でも試算したのを発表いたしますけれども、きわ
めて膨大です。たばこの値上げなんかやめたつて
十分に間に合うだけの金があります。そこできよ
うはあなたたちを激励する、こういうことを最
初に使つたわけですから、そういう意味でお
聞きいただきたい。

泉さん、そういういろいろの面がある。しかも
そういうものがまだ完全に捕捉はされてない、
こういうふうにお考えですか、されておるとお考
えですか。

○泉政府委員 お話のように、土地の需要が非常
に多い関係からいたしまして、特に最近になりま
してお話のような傾向が顕著になってまいつてお
ります。ただ、この借地権につきましても、御承
知のとおり借地権慣行というものも必ずしも全
国一円にあるわけではございません、お話を東京
都とかあるいは大阪、しかも最近では中心部より
周辺部のほうがそういった問題について問題が大
きく出てまいつております。したがって、私ども
そういうことを税務署のほうに指示いたしまして
その課税の適正を期するように努力をいたしてお
りますけれども、いまお話がございましたように、
金を払つた方、更新料なり承諾料なり礼金とかあ
るいは権利金といったようなものを払つたとき、
そのほかに譲渡所得の場合の対価の支払いをした
場合も同じようでございますけれども、これは、な
かなか真実に支払つた額を言つてくれない。ほん
とこのことを言つて、地主がそれだけ課税される
と、あとあと借地権の上にいる影響してくる
のではないかと、そういったことを心配いたしま
して、なかなかほんとうのことを言つてくれない
その関係もありましてその課税がなかなか十分に
できない、こういった事情にありますが、これはお
話のとおりでございます。私どももいたしまして
も、まだまだそういった面においての課税が徹底
しておらないということを痛感いたしております。

○只松委員 なかなかほんとうのことは言わな
い、そのとおりでございます。

法務省の人が来れば聞いて聞きたいと思つてお
りました、なかなか来ませんから、先に事案を
申し上げます。

御承知のように、私がいまあげたAという事案
は、地主と弁護士と借地人がぐるになりまして、
裁判所を利用して脱税をはかつておる。これはた
いへんなことですね。とにかくわが国で最高の一
つの機関、もちろん簡易裁判所ではございませ
けれども、裁判所というものを舞台にして脱税行為
が行なわれておる。これを今日まで国税庁も見破
ることができなかった。この事案は発見されまし
たけれども、こういう類似の事案というものは、
おそろしくほかにあるだろうと私は思う。これは
地主が悪徳弁護士——悪徳かどうかはらぬが、と
にかく弁護士に頼む。それで弁護士と地主がぐる
になつて高い金を吹かせる。そうすると借地人
が、これは高いから困る、といって簡易裁判所に調
停を申し立てる。簡易裁判所では、百万円の金額
だつたのを二十万円に話し合ひをつけて和解調書
をつくる。だからあなたのほうは二十万円だと思
つて、裁判所の判決は信用せざるを得ないから、
和解調書でも信用せざるを得ないから信用す
る。ところが、実際上は百万円の権利金が支払わ
れておつた。こういうばかげたことが、日本の法
治国家に公然として行なわれておる。これは私は
ゆゆしい問題だと思ひます。長官、これは法務省
は法務省として私聞きますけれども、こういうこ
とがあつていいとお考えでございますか。

○泉政府委員 お話の事案はまさにおつしやると
おりでございます、実際に授受された金額の一
割程度が和解調書によつて支払われた金額である
というところに偽つてきておつたわけでございます。
これを税務署のほうで調査いたしました、そ
の真実が判明いたしましたして課税をいたしたよう
な次第でございます。和解というところが、民事訴訟
の場合多数件数があります、処理の促進をは
かるという意味では重要な手段だとは思ひますけ
れども、しかし、こういう脱税のために和解が利

は横暴だ、たくさん地代、権利金をよこせと
言っている、それでひとつ裁判所のほう助けてく
れ、こういうことで簡易裁判所に和解を申し立て
た。そういう結果、この裁判所に申告をしたのが
九百九十一万円でございまして、脱税額が四千
七百九十九万円でございまして、これだけのものを
東京簡易裁判所を利用して脱税行為を行なった、
こういうことであります。まあ直接に裁判所がそ
れを依頼したりあるいは知って行なった行為では
ない。しかし不作為だろと思ひますけれども、
とにかくこうやって裁判所が脱税のために利用さ
れておる。こういうことに關してどういふお考え
でございませうか。またこの事実を御存じでござ
いますか、どうですか。

○川島説明員 たいだいまお話のございました事件
につきましては、私存じておりません。存じてお
りませんが、何か裁判所の調停制度が脱税に利用
されたというふうなお話でございまして、もしそ
ういふことが事実であるとしたますれば、これ
は裁判所といたしましても困ったことであるとい
うふうに考えておりますが、御承知のように現在
の調停制度というのは、当事者が裁判所に紛争の
解決を依頼してまいりまして、裁判所としては当
事者の言うことを聞いて、なお疑いのある点は事
実を調べた上で妥協な解決を当事者にすすめて調
停事項を作成する、こういう手続で行なわれてお
りますので、当事者の真意がどういふところにあ
るかというところは、裁判所としてはわからない場
合もあるかと思ひます。現実にはどういふ形で行
なわれたのか詳細を知りませんし、実際の事件も
わかりませんので、それについてお答えすること
はできませんけれども、何らかの脱税が行なわ
れたとすれば、それは税法上別個の手段をもって
脱税分を徴収することができるとはいいないかとい
うふうに考えております。

○只松委員 私はそういう技術的なことをあなた
にお聞きしようというのじゃないわけですか。いい
か悪いか、悪ければ上司に報告して、こういうふ
うにしたい、改めたい、こういうふうなお答えを

いたしたいつもりで聞いているわけですか。ある
かないかは国税庁にお聞きになれば、そばにお
りますから、あとでもお聞きになってください。そ
れで、あれば私のほうにひとつ資料をよこしてく
ださい。だれがいつという事件でどうやって脱
税したか、ひとつ資料として私はいたきたいと
思ひます。

私がこう言うのは、税金というのは、国の政治
の基本をなすほど非常に日本の国民にとって重要
な問題であります。裁判所というのは、私たち国民
の権利義務を守るきわめて至高の場所でございます。
そういう重大な問題が非常に至高の場所で行
なわれておるといふところに、これは看過しては
ならないいへんな問題を含んでおる。こういう
ことを私は思っておりますから、わざわざおいで
をいただいたわけなんです。おそろくこの事件だ
けじゃなくて、類似の事件が私はあるだろうと思
う。さつき水田大蔵大臣がおいでになりましたか
ら、法務大臣にもひとつお話ししていただくよう
に話しておきましたけれども、ひとつこの事案
をお調べになりました。いまおっしゃったよう
になかなかほかの裁判と違つて調停といふのは扱
い方がむずかしいうございまして。私も多少法律を
学んだ人間として知っております。しかし、いま
申しますように裁判所で——これはかご抜け詐欺
どころじゃないですね。裁判所を利用して、和解
を利用して、こうやって脱税行為を働く。これは
あなたがたが見えにありませんときに、私が、地主
に對して大きな脱税があるといふことをたびたび
指摘をいたしまして、それで国税庁がやつとみこ
しを上げまして——なかなかいままですらなかつ
たのです。みこしを上げて、本格的な調査をお始
めになったところがこういふ——これは顕著な悪
い例の一つとして申し上げているわけですか。た
くさんあるわけですか。たくさんある中で、一番悪い
例の一つとして、こうやって裁判所を利用して脱
税をはかる。これはもう日通のああいふ脱税とは
違つた別な意味のえらい大きな社会問題ですよ、
裁判所を利用して脱税するといふことは。皆さん

はどうお考えになつておられるかしれませんが、私は
これはえらい問題だと思ふ。そういうことが行な
われている。知らないけれども、きわめて遺憾で
ある、あなたたちはそうおっしゃつて、なかなか
むずかしい問題であるけれども、少なくともこう
いふ国民の権利義務を守る裁判所を利用してこ
ういふことが行なわれないよう万全の努力をする
といふことを上司に對して報告するといふのが、あ
なたの立場ではなからうかと私は思ふ。どうです
か。

○川島説明員 事件につきまして、たいだいま仰せ
になりましたように、国税庁のほうから事情を伺
ひまして、十分に検討いたしましたして、あらためて
御報告申し上げたいと思ひます。

○只松委員 遺憾でも何でもないわけですか、こ
れだけの問題が。

○川島説明員 事実が実はよくまだのみにめてお
りませんので、よく調べました上で申し上げたい
と思ひます。

○只松委員 法務省としてはまだあなた御存じな
いかもしれぬけれども、私が言つておられるのは、国
税庁当局の報告や、実際に調べたものに基つて
言つておられるのです。しかもこれは国会の場です
よ。でたために抽象的に言つておられるわけじゃな
いんですよ。現にあるわけですか。しかし、あなたから
見ればイフで、もしあったならばといふものでも
かまわないです。遺憾であるかどうかぐらい言う
べきだ。

○川島説明員 客観的に、そういう脱税行為が行
なわれたといふことは私も遺憾だと思ひます。

ただ、私が事実をよく調べて申し上げるの
は、現在の裁判所の制度、特に調停制度といふも
のが果たしている機能は、ほかに非常に大きなも
のがあるわけでございます。したがつて、その機
能を果したために現在行なわれている調停制度そ
のものについて何か疑問があるといふことになり
ますと、これは非常に大きな問題になりますの
で、その辺はこの事件をよく拝見した上でない
と、はたして現在の制度が欠陥があるのか、ある

いはそうではなくして裁判所の立場から見た場合
には避けたい問題であるのか、そういった点に
ついてよく検討をさせていただきます、こういう
趣旨でございます。

○只松委員 きようは調停制度に欠陥があるかど
うかというそういう本質論まで議論しようと思
ひます。思つておられるわけじゃないわけですか。少なくとも現
実にこういふことがあつて、納税の義務を怠る行
為が裁判所という舞台を利用して行なわれるとい
ふことは、法治国家の日本にとつてはたいへんな
ことだといふことなんです。しかも、これは一件
だけでなくておそろく他にもあるだろう、いまの
裁判所の調停制度の持ついろいろな欠陥やそうい
う問題から見れば、だからそういう点については
今後——離婚や何やらは別ですよ、これは双方が
おのおの言い分を言うわけですから。したがつ
て、土地制度や何かの問題については別な角度か
らもうよく検討したい、こういうことが皆さん方
のお答えだろうと思ふ。私はきようは税金の問題を
やるのが中心で、法務省と論争しようといふので
おいでいただいたわけじゃないと思ひます。ただ、
あるといふことだけを御確認いたしまして、あとひ
とつ資料をいただきたい、こういうふうと思ひま
す。

○川島説明員 御趣旨はよくわかりました。
ただ、いま仰せになりました資料の点でござい
ますが、裁判所のほうには法務省とは権限が違つ別
個の役所でございまして、その点裁判所によく
連絡をいたしまして、必要があればそういう措置
をとるといふことにさせていただきますと思ひま
す。

○田村委員長 川島君、さつそくそれでは裁判所
とよく相談しなさい。

○川島説明員 国税庁のほうから事実を伺いまし
た上で、裁判所に連絡いたします。

○只松委員 いま顕著な一、二の例を申し上げた
わけでございます。こういうことに對しまして豊
島税務署をはじめとして、モデルケースをつくつ
て取り組みをお始めになっておりますが、全国的

には、先ほど長官もお話しになりましたように、関西や何かでは権利金の制度がまだ少ないようでごさいます。しかし、これも新たな土地のこういう情勢の中から、土地を貸すのに権利金なしで貸す、東京や名古屋や福岡のどまん中を権利金なしで貸すというところは常識上考えられません。あなたはドーナツ型に外が広がるとおっしゃったけれども、外もさることながら、中の坪何百万円とするのを無権利金で貸すというではありません。鉄筋の場合は、私の調査では大体二〇%、普通の権利金は五%ないし一〇%ですけれども、鉄筋の場合は二〇%更改の権利金が大體取られております。そのかわり三十年になつていきますからね、こうやって取られているわけです。

こういうのを全国で推定すると幾らになるか。たとえば私がここで試算をいたしますと、東京都の旧市内の宅地面積が一億二千二百九十九万九千七百七十坪、借地面積は、東京都の調査あるいは商工会議所等の抽出調査によりまして約三分の一、したがって概算これを四千万坪といたします。地価は、東京旧市内で最低でも約二十万円、最高は数百万円もいたしますけれども、まあ最低に毛のはえたくらいで三十万円と仮定をいたします。四千万坪乗じますと十二兆円。更新料平均一〇%といたしまして、十二兆円の一〇%は一兆二千億円。一兆二千億円の中で課税になるのが——こういう地主、土地を持っておられる方々には大體ほかに所得がございます。したがって累進度は高い。四〇%といたしまして四千八百億円、これが旧市内でございます。しかもこれは更改の権利金、これだけが取れば取り得る額だ、こういうふうに思うわけでごさいます。これは私のあまりにもずさん過ぎるという——もちろんことし一年じやないですよ。更改期に当たつております一昨年あたりから、あと二、三年先、四、五年を通じて、この旧市内においてもこういう課税対象額がある。これをお認めになりますか、どうですか。

○泉政府委員 東京都の例をあげて、どれくらい更新料で課税できるかというお話があつたわけでごさいます。お話の趣旨、ごもつとものように承る点もございます。ただ、借地は大體全面積の三分の一というところはお話のとおりだろうと思ひます。したがって、約四千万坪といううなお話でございまして、この東京都の全宅地面積の中には国有地あるいは公有地等がございまして、したがって私有地だけの面積からいたしますと、そこまでののではないかと思ひます。それから、われわれのほうの調査からいたしまして、たとえば豊島税務署の調査内容によつて契約の更改時期について見ますと、その調査した件数のうち、四十二年以前に更改時期の来ておりますのが二八%、それから四十三年以降に更改時期が参りますのが七二%でございます。いまおっしゃいましたように、必ずしも一年間だけの税額というわけではないわけでありまして、これが数か年間に分かれて課税されてまいります、こういうことになりまして、確かに更新料全体を一ぺんに課税いたしますことになれば、お話のような数字も出てまいりますけれども、それを年々に割つてみますと、そこまでのまいりかねる。しかし、いづれにいたしまして、この課税を徹底することによりましてかなりの税収が期待できるということはお話のとおりだと思ひます。

○只松委員 まことに正直言つてはなにですが、いま豊島税務署を中心に調べておる調査結果から見ても、おおよそこういうことが推定される。あるいは私が東京都庁の住宅局なんか多少調べてきた結果から見ても、これはそう遠くない。そういたしますと、関東周辺を中心に、あるいは関西でも、先ほどから言つておるうちに、いままでは少なかつたかもしれないけれども、こういう土地の少なかつた時代になりまして、新たな権利義務関係が明確になつてきた。こういうことをいろいろ考えますと、日本全国で土地の更改に伴う課税対象額というものは一兆円をこすと言つても、私はそう言い過ぎではないような気がするわけですが。その上に、先ほど申しますように、いろんな判料というものを地主さんは取つておいでになる。これが、私が知つておる限り、ほとんど課税をされておられません。さつきからいろいろお話があつたのですが、それじや大體幾らくらいいま国税庁がこれを捕捉しているだろうかというこの論議でございまして、これはあなたのほうで確かなものが捕捉されておらないから、論議以上には出ないわけですね。私は、極端にいへば十分の一と言ひたいところだけれども、去年、ことしあたり相当熱を上げておやりになつておるから、去年、ことしあたりは大體五分の一くらいは捕捉が可能になつておるじやないか。これも皆さん方、豊島なり板橋なり幾つか捕捉されている。板橋なんか文書回答ですからあはれは対象になりませんよ。こんなことはできやしませんよ。豊島は熱心におやりになつておる。そういうことからいって、あまり十分の一とか五分の一とかいう論議をしても、そう益のある論議じやありませんけれども、完全に捕捉はされておられません。相当の大幅な脱税といひますか、お認めになりますか。

○泉政府委員 私ども、先ほど申し上げましたように、ここ数年そういう更新料の形態による収入が非常に多いという事実を知りまして、各税務署を督促いたしまして、こういった課税を充実にするように指示いたしておるわけでごさいます。豊島の税務署あるいは練馬の税務署におきましては、かなり努力のあとがあらわれておりますけれども、そのほかの地域におきましては、なお今後努力を要する面が多ございまして、把握の程度、五分の一といううなお話がございましたが、私はもう少しうまくいっていると思ひますけれども、しかし、まだまだ十分でないというところはおっしゃるとおりだと思ひます。今後十分努力いたしてまいりたい、このように考えます。

○只松委員 理事の打ち合わせその他が、午後から、一応私もこれで中断をいたしまして、午後からまた質問を続行いたしたいと思ひますけれども、私がほんの一、二の例、それから東京都旧市内の概要、これだけを申し述べまして、こういう事態だと思ひます。一方、サラリーマンはほとんど課税が捕捉されておるようでありまして、中小企業者の中の零細企業者というものは非常に捕捉率が高いわけでごさいます。私は、この次にさらにまた銀行、生命保険、相互会社、こういうものの不動産がいかにでたらめきまわるものであるか、全部これは不動産会社を持つております。これがいかに大きな金を使い、土地のつり上げを行ない、みずから脱税を行なつておるか、こういう問題を私を次回にやりたいと思ひます。したがって、いまの問題はこの程度できようはとどめておきまして、あとでまた午後からも私は質問を続行いたしますけれども、ひとつ税務当局、大蔵当局も、課税対象額部面として、ぜひこういう問題についてもう少し真剣に——しかも私は言うんです、たとえば一千万円脱税しておつても、百万円の土地を持つておる人は十坪売れば取れるわけですから、ほかの業種と違つて脱税額の捕捉も容易である、こういうふうにお思ひます。したがつて、へたな大衆課税、新規増税を行なうよりは、こういう部面に少し目を向けて税を正しく執行されと、まだまだ容易に税が伸びる。そういうことで、一番最初申しましたように、きょうはいい話をすることということで私は質問をしたのです。税金を取るなどという話をきようはしてはいるわけではありませんが、ぜひひとつ研究の上努力をしていただきたい。一応この点だけ区切つておきますから、次官からひとつこういう確約のお答えをいただいておきたいと思ひます。

○倉成政府委員 国税庁を御激励いたしましてまことにありがとうございます。税務職員は能力その他機構をできるだけ整備いたしまして、これから努力いたしてみたいと思つております。

○田村委員 午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時十九分開議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 経済社会発展計画の中で昭和四十年度を起点にいたしまして、四十六年までの長期経済計画における租税負担率の計画と実績というのをごさいます。これによりまして、四十年が二〇・八%を受け、四十六年には二二・三%ということになっておる。そこで、この中には税外負担まで入っているという説明もお聞きいたしておるわけですが、これが二二・三%という数値に策定をされました。四十二年三月の十三日の閣議においてこのことが決定をされているわけですが、こういうような租税計画というものが長期的な計画の中で立てられておるといふ問題について、どのような理由がこういうような増徴計画というものを立てているのか、これについて経済企画庁のほうからまず説明を求めたいと思います。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○鹿野政府委員 お答えいたします。

おっしゃられますように、経済社会発展計画では、租税負担率を四十六年度ではおよそ二二・三%、詳しくは二二・三%程度に高まるのもやむを得ないであろうというふうに計画で述べておられますが、これは、一つは、これからの財政需要が各分野にわたるかなり必要になってくる。社会資本の充実もそのような一つでございますが、また、社会保障も充実していくというように、これから五年間の姿を描いてみました場合に、財政需要の増大でかなり考えざるを得なくなつてきています。一方、財源の一つの柱である公債につきましては、今後の一般会計の公債発行に対する依存度でございますが、これを低めるように努力していきたいということも計画で考えておりますが、その結果、財源としての租税についてかなりの増収を期待せざるを得ない。一方、国民所得も当然高まりますから、全体の租税負担率としては、い

ま先生のおっしゃられましたように、四十年度を基点に考えますと、大体二%弱ぐらいの程度引き上げられるのではないかと。もちろん租税のほうも、全体の所得水準がまだ低いということもありまして、負担感も非常に重いものがございますので、それらを勘案して、大体二ポイント程度の引き上げはやむを得ないのだというふうに考えられたいわけでございます。二ポイントと申しますのは、四十一年度のベースに直しますと、大体二ポイントぐらいの高さになると思います。

○村山(喜)委員 したがって、二〇・八というのを、地方税それから国税の純粋な形に引き直した場合に一九・三だというふうに考えるわけですが、これは租税負担率が一九・六%になっておる。そこで来年度はこれを一律に二二・三%、これを計算をしてみまするならば、純粋の税だけで計算をすると二一・八ぐらいになるわけでございますから、それに向かつて少しずつその率を引き上げていくのだ、こういうような長期のいわゆる税収計画、租税負担率を引き上げる計画というものを大蔵省としてはお持ちでございすか、どうですか。

○吉岡(二)政府委員 この経済社会発展計画の一つの見通しとして、将来の経済財政の運営を前提にしてお立てになったものだと思いますが、その際に財政需要その他の総需要を計算すると、財政として見合う負担はこれくらいであろうということと計算をしたものだと思います。

大蔵省でどうかとおっしゃいますと、これは御承知のとおり、税制調査会で長期税制というものをやっておりますけれども、このような、何年計画でどの程度の負担に持つていくという計画自体をやっておりますわけではないのであります。長期の計画で、長期の見通しを立てたところで、各種の税体系のあり方、あるいは各税のあり方というものを個別に考えておるわけでございます。それを実際の財政に当てはめて、いかにして実現していくかということについては、具体的に各年度で考えていくことになると思っておりますので、これ

に即した計画が大蔵省にあるというわけではあります。

○村山(喜)委員 閣議で決定をして、四十六年には国民の租税負担率がいまよりも約二%ほど上がるであろう、上げなければならぬ、こういう策定をされている以上は、当然それに基づいた大蔵省の、いわゆる税の体系についての考え方というものがなければならぬ。それは毎年、毎年、きまるものではなしに、そういうような長期税制のあり方の問題に連関をしながら、国民の負担率をきめていくわけでありまして、そうでなければ経済社会発展計画などというものは絵にかいたもちみたいなもので、これは実行性のないものだということでは無視してかかることになる。私はそういうものではなからうと思う。したがって、当然そういうような負担を国民に要求をしなければならぬという立場において、あなた方はやはりそういう計画のもとに仕事をしておられるというふうに見るのが正当ではないですか。

この次にはこういうふうにいたしますという一つの構想というものをあなた方は持っているけれども、政府の租税政策というものは、これを言われてもしかたがないと思いますが、どうですか。

○倉成政府委員 経済社会発展計画における考え方は、村山委員よく御承知のとおり、国民の税負担の公平適正化をはかりながら、できるだけ負担の上昇を緩和するという観点の一つ。それから、経済社会の緊要な各般の要請にこたえるため必要な財源を確保するという観点。この二つの観点から、これから先の租税制度を合理的に進めていかねければならぬ、こういうふうになっているわけでありまして、したがって、これからやりますという税負担を国民にお願いするからということ、これから先の財政が、今日の経済の中でどの程度のウェイトを占め、社会各般の財政に要求される要請に、どういうようにこたえていくかという、財政支出の問題との関連において考えていかなければならぬ問題であると考えているわけでありまして、そういう観点から考えますと、経済社会発展計画は、福祉国家を実現するために、社会開発ということに非常に重点を置いているわけでありまして、そういう財政支出が福祉国家の中で大きなウェイトを占めるという意味からいいますと、所得の上昇につれて、今日よりも若干租税の負担率は上がってくるのではないかと、上がっていくことを期待する、こういう意味の計画であると思っております。一応この閣議決定になりまして経済社会発展計画を頭に描きつつ、租税政策を進めていくのが妥当であると思っております。しかし、もちろんこれは経済事情その他を勘案しながらやっております。特に景気の動きにつれて公債を徹底的に圧縮しなければならぬというふうな時期においては、そういう租税についても影響が出てくるということも当然のことであると思っておりますし、いろいろやはり各般の経済情勢をにらみながら、一応この目標を頭に描きつつ毎年の税負担

率というのが考えられていくべきであらう、こういうように考えます。

○村山(喜)委員 経済企画庁にお尋ねをいたしますが、国民の財政に対する需要というものは特に今後大きくなるであらう、特にまた、経済社会発展計画の上から見ても、当然そういうような国民の生活のレベルアップをはからなければならぬ、社会のひずみは直さなければならぬ、これはよくわかります。わかりますが、そのときのいわゆる国民の税負担率というものを策定するのは、ただ漫然と、そういうような財政需要が出るであらうということを想定をして、この負担税率というものをきめたわけではないと思う。それにはやはりこういうような要素があるからこのような形に持っていかなければならないという、一つの積み上げた計画というものがなければ、私は二・三%という数字は出てこないと思うのであります。だから、この時点においてはこういう内容の社会保障制度をやり、それに対しては国民はこれだけの税というものを負担をしてもらわなければならないんだ、こういうような基本的な構想のもとにおける税の負担率という問題の定義がなされて、国民の同意を求めようとしているんじゃないのですか。いまの政務次官のお話を聞いておりますと、それについてはどうもはっきりしない。そのときどきの、その年々の情勢によって負担率をきめていくような話であります、その今日の時点と昭和四十六年という時点との間を、どういふふうに継続的に結びつけているのかということ、あなたのほうから説明を願いたい。

○鹿野政府委員 経済社会発展計画の中には、一応財政のいわば荒っぽい骨組みを示す財政収支の姿を描いています。四十六年度の財政収支が大体どうなる、これは地方財政も全部含まれたいわば国民経済計算ベースでの財政収支の表になるわけでございますが、そういったものを一応描いておりまして、そこで、いわば財政の支出の面として、一般的な政府の経常財貨サービス購入、つまり人件費、一般の物品、消耗品の面でございます

ね、そのほかに政府が資本的な支出をする、そういう面、それから政府の移転的な支出という面、そういった一応全体の姿を描いておりますので、それに対応する収入を一応見積りまして、大体租税収入がどれくらいになるか、あるいは社会保険の負担収入がどうなるかというふうな姿を大ざっぱに描いております。ことばをかえていいますと、計画の中では社会資本の充実ということで、社会資本の計画期間中においての累積の投資額二十七兆五千億というふうな想定しております。また振替所得の水準をおよそ二ポイント程度高める。五・五%、国民所得に対する比率が現在そのくらいになっておりますが、それをおよそ二ポイントぐらいい高めるといふことも計画にあらがっております。

そういう比較的大きな数字でございますが、大きな骨組みとしての具体的な水準が示され、片一方、それに対する財源をどういふふうにかえるかというふうなことから、公債の発行額も比較的に後是一般会計の依存度を低めていくというふうなことを織り込みまして、いわばもう少し大ざっぱなことをいいます、全体的な姿を申し上げますれば、国民経済計算的なものに基づきました経済全体の動きを、いわば計量経済学的手法でとらえたモデルといえますが、幾つかの方程式によってあらわされたものによって、今後の推移がどうなっていくか、財政支出そのものも、すべて国民経済の各般にはね返ってまいりますので、そういうものをいれながら、将来どういふふうにおさまっていくかというところ、幾つかの計算をやつて、一つの四十六年度の姿を想定したわけでありまして、その中に幾つかの柱として、財政支出面なども一応とらえて、全体のバランスがとれるようにというふうな考え方ででき上がったもので、たいへん抽象的に申しましたけれども、そういったことをいろいろ勘案しながら、片一方では先ほど申し上げましたように、租税の負担感が、まだ所得水準が低うございますから非常に強い、重いというところを勘案して、いろいろ各方面の方々が参加され

て議論された結果、一つの骨組みが大体想定される、そういうふうなきめ方をしております。

○村山(喜)委員 国民経済をマクロ的にとらえる中でいまの租税負担率を出したんだという、かいつまんでいうならばそういうような話でございます。そこで、私は、そういうような想定のもとに現在の政治が進んでいるという前提のもとに、これから質問をしていくわけです。

いまの租税の弾性値の問題が、さつそくその中では問題になると思ひます。過去十年間の弾性値の平均をとってみますと、平均は一・三五であります。所得税が二・二、法人税が一・三、相続税が二・二、間接税が〇・九、地方税が一・二というものが税調の資料の中に出されております。そういう中から、所得税の弾性値が高い理由もわかっておりますが、これを外国に比べてみたときには異常に高過ぎるわけです。そこで、租税収入の見積りには租税の弾性値というものは使えないにいたしまして、しかしながら、この弾性値が国民総生産に対する比率として打ち出されている中において、私はミクロ的にはそういうような指数には適用ができません、これをマクロ的に見た場合には、この問題についてどういふような租税の弾性値ではノーマルな姿ではない、こういうようなところからいふと、現在のいふゆる所得税なりあるいは法人税の基本的な形といふものを、現在の果進構造といふものを組み立て直すといふことが、組み直すといふことが、何かそうしなければいけません。弾性値が高いという形の中で皆さんはちびちびと減税をやりますが、それで恩恵を与えたような感じがしないけれども、国民、税金を納めるほうからいって、それはいふゆる自然増収になったものの一部を還元するにすぎないのであつて、かえつて実質は物価が上がり、名目所得が上がついていけば、増税という形になつてはね返つてきているから、減税の実感は一いつとも国民は味わつていないわけなんです。そういうような現象から抜け出られないような状態

が今日の姿だと思ふのですが、そういうようなものを、どのようにして組み立てていこうとお考えになつておられるのか。私は、いわゆる租税のあり方の問題と関連をして、いまの長期見通しの上に立つたその中においては、政策当局はどういう考え方を持っているのか、これを説明願いたいと思ふのです。

○吉國(二)政府委員 ただいま企画庁のほうから御説明がありましたように、経済社会発展計画の見積りをする際にも、租税についてはちやうどその直前に出ました調査会の中問答申の基本的な考え方を取り入れておられるのであります。つまり、所得税については租税負担が増高するのをできるだけ緩和していく、企業課税については適正化をはかる、間接諸税については現在のシェアをできるだけ維持するということを前提にしておるわけです。つまり、この経済社会発展計画に見られます税外収入を加えた租税負担率というものは、いまの租税制度に手を加えないでいいてそうなるというものでないものでありまして、その間の財政支出、それから租税政策というものを、いわば抽象的に勘案してつくられたものである、この理解しておるわけでございます。ただいま御指摘がございましたように、税の各税目については、長期的に見ますと平均的な弾性値といふものが見られますので、たとえば、五年とか十年とかいう期間を見ますと、かなり弾性値といふものを使つても間違いが少ないという点もあると思ひます。そういうことから、おそらく弾性値等を勘案されて計算されたものであると私は思つております。ただいまお話のございました、弾性値が大きいからこのままほうっておけば所得税はふえる一方だといふのは、全くそのとおりだと思います。したがって、毎々申し上げておりますように、税制調査会の中問答申においても、将来課税最低限だけではなくて、税率についても、むしろ中間答申は、課税最低限よりも税率のほうに片寄つていふかと思ひますが、というようないふ改正を行なうという考え方がかなり出ている

わけでございます。私もといたしまして、この中間答申が最終的に固まって長期答申としてあらわれてくる姿も、やはり所得税については、この課税最低限とともに、税率についても今後緩和をはかっていくんだという思想が出るのであらうと予期しているわけでございます。

なお、経済社会発展計画の負担率というものが、いま申し上げましたように、全然租税に手を加えずにやっていた場合の負担率ではなくて、そういう手を加えなかった場合の負担率というものを想定すれば、もっと高いんだと思いますので、そこに減税の余地というものは十分あるはずでございます。それを租税制度としての合理化という面からどういうふうに当てはめていくか、これがいわば税のほうの長期の考え方の基礎にならないければならぬのじゃないか、かように思っております。

○村山(喜)委員 この際、あなたの方、あなたの方でなく政府のいわゆる租税政策の原則というものを、一体どういうふうに踏まえておるのかというところをお尋ねしたい。というのは、日本の税制というのは、天下の秀才大蔵官僚と、長い間政治のベテランでこの日本の政治を牛耳ってきた自由民主党との合作による税制であって、私たちが見るならば、庶民大衆の課税に対するところの不平不満というものをいかにため、押え、すかしていかうかというような形が、税制政策のなめになつていっているような気がしてならないわけでありませう。これはやはり資本主義国家であれば、税金というのは剰余価値から取るというのが一つの自由資本主義の原則だろと思うのですが、いかなる資本主義の国であつても、そういうのが実行された国はどこにもない。税金の大半は、日本に限らず、各世界の資本主義国家の租税をおしなべて見れば、これは大衆課税、大半は大衆課税に依存せざるを得ないというのが今日の世界の実情であらうと思うのであります。その中において、一体いまの佐藤内閣政府は、どういう租税原則というものを立てて、それに従つて基本的な政策を打ち

出し、そして具体的にきめこまかい租税制度というものを確立しているか。私はその日本の所得税、法人税だけにどまらず、あらゆる税制体系というものを総合的にながめた場合に、どういう租税原則のもとに今日の日本の税制というものは動いているのだということを説明ができないわけですから。そこで倉成政務次官は、このあなたの方の佐藤政府の租税原則というものについては、どういう原則のもとに税制を動かしているのだということを説明することができるか、ひとつあなたの見解をお聞かせ願いたい。

○倉成政府委員 非常に広範なむずかしいお話でございますけれども、御質問の趣旨をもう少し焦点をしぼっていただければお答えできるかと思ひます。

○村山(喜)委員 私がお尋ねしておるのは、政府の租税政策の原則は何かということでございます。

○吉國(二)政府委員 私が事務的に御返答するのはいかかと思ひますが、御承知のとおり、いまの財政の大原則というべき一つは、資源の適正なる配分であるといわれております。公共部門と私経済部門にいかん適正に資源を配分するか、これは昔申しました租税原則でいへば、収入充足の原則に当たるわけですね。第二は、所得再分配機能、所得の再分配をして国民間の福祉の公平をはかる。第三は、景気変動を調整する機能、財政の力によつて経済の成長を最適にもつていく。そのためには景気変動を最も少なくもつていく。これら三つだといわれておるのです。

租税政策も財政政策の一環でございますから、それぞれの税制を作成する場合にも、この三つの原則の片面をなつておるわけでございます。たとえば所得税制を中心に税制体系を組み立てるといふ場合には、最も強く所得再分配機能が働いてきておるといふことがいえると思ひます。租税収入を充足する意味の資源適正配分としては、各税の収入の力というものを最も適正に發揮するように考えるべきであるということでございます。

ましようし、さらに法人税等につきましては、法人の課税のあり方によつて財政に対するビルトイン・スタビライザーとしての働きを期待する。これらがそれぞれの原則の一つのあらわれだと思ひますが、その基本的原則に沿つてそれぞれ税につきますまでも個別の原則があることは、言うまでもないことでございます。ただ基本的には、そういう大きな原則に沿つてわれわれ考えているというふうに申せるかと思ひます。

○村山(喜)委員 いま吉國さんが言われた財政の三原則、これは高等学校の教科書にそのとおり書いてございます。私もよく見てみたのですが、そのとおり、御名答でございます。ただ、税制の租税原則というものは、所得配分機能だけにとどまらないことは言うまでもないことでございますが、私はやはりこれも教科書を調べて、租税原則というものはどういふものがあるだろうかと思つてずっと調べてきた。ここには持つてきておりますが、それを一つ一つ種あかしをするわけじゃありませんけれども、問題はいまの日本の税制というものが、普通考えられる資本主義、自由資本主義の租税原則というものに照らし合わせたときに、はたして日本の税制というものはまともなものであるかどうかということについて、私、疑問を感じておるのです。というのは、所得税を納める階層というものは、大体四割です。数の上から、有業人口の四割一分くらいです。それから、地方税の所得割を納めるのもで入れます。これは六割五分くらい、あとの三割五分というものは、これはいわゆる所得税にしても、国税にしても、地方税にしても、負担ができない階層ですね。そういうようなものを納める能力を失つた、いわゆる税金を納める能力を喪失した階層だ。ところが、この人々からも間接税のような形の中で税金を取り立てることはやつておるわけですね。そこで、全体をながめていけば、当然剰余価値というのに対して課税するというのが原則ではないわけですね。剰余価値のないものに対しては課税をしていくことを認めざるを得ない

のが日本の税制です。これが最近では強化されようとしておる、こういうふうな受け取つて差しつかえない。

将来においてはどうかであるか。将来においては、その構想はまだはっきりされてない。しかし、いづれにしても四十六年には二・三％という税の負担率に――いまよりも約二％ほど税の負担率は上昇する。そのときにいよいよ租税の負担の公平の原則というものが、やはり自民党の政府の中の租税原則の中に取り入れられなければならない段階にきているのじゃないか。そうでなければ、いまのような形でいくならば、これはいわゆる資産所得者を優遇をし、非資産所得者を収奪をする税体系というものが、さらに強化されるといふことを意味することになるんじゃないか。

だから、そういうふうになさないと、いまの税体系というものを一つの原則――私はどんな原則をお持ちになつておるのか知りませんが、いま一つだけ言われたのは、いわゆる所得の配分機能というものを強化する、これも一つの職見でありましよう。そのほかに負担の公平の原則というものを徹底的に推し進めていくという形のそういう方向というものを出すんだということが言えるかどうか、倉成政務次官、言えますか。

○倉成政府委員 お答えします。先ほどから主税局長が、一応現在の租税の基本的な考え方について二、三申し上げましたけれども、いまお話しになっておられますのは、公経済と私経済においてどういふふうな資源を配分していくかということについて、公平の原則と申しますか、これは租税の教科書に書いてある意味での原則が適用になるかどうかというお話のようでございませう。それはもちろん公平の原則と申しますか、そういう考え方がこの根底にあることは当然のことだと思ひます。

○村山(喜)委員 しからば、最低生活費に対しては免税をするという原則ですね、これはどういふふうになりますか。

○倉成政府委員 それは、御承知のとおり所得税

について課税最低限を設けるとか、そういうことでその思想があらわれております。御指摘の点は、おそらく酒やたばこの間接税等——たとえれば生活保護世帯が昭和四十一年で六十五万七千戸ある、こういうのについて、酒もたばこもやはり税金がかかっているじゃないか、こういう意味の御質問も含めてじゃないかと思ひますけれども、そのほうは私はやはり社会政策で別の見地から考えるべきだ。たとえば生活保護費についてことは一三%以上のアップをいたしましたので、そういう方面から考えていく。間接税はどうしても逆進的といわれますけれども、やはり世界各国で間接税を取っている。日本は世界の国々から比べますと、アメリカ、イギリスと比較すると、むしろ直接税のほうがウェイトが重い、こういうふうに理解いたしておるわけであります。

○村山(喜)委員 倉成さん、あなたは直接税を減らして間接税を増強しようという思想なんですか、いまの説明を聞くとそのとおり聞こえる……。

○倉成政府委員 ただいま村山委員が、所得税を納めない階層、あるいは非常に困っている階層、これに税がかかっているじゃないかという御発言がございましたので、そういう方面にかかる間接税については、やはり世界各国も間接税の制度をとっていることであるし、日本における間接税の負担はそれほど各国と比べて重いものではない。また、生活保護世帯等につきましては、社会政策のほかの見地からこれはやるべきであつて、その方面に若干負担がかかるのはやむを得ない、そういうお答えをしたわけでございます。決して間接税を重くしようという議論ではございません。

○村山(喜)委員 まあ、これはつとにみんなの立場から指摘をされているわけですが、日本では企業資本充実の重要性があまりにも強調され過ぎておる、資産所得者に対して不当な利益を与え過ぎておる、総合課税主義というものを破壊をしている、このことがよくいわれております。これは法

人利潤税の問題等にも関連をしておるわけでありまして、あるいは租税特別措置の整理の問題にも関係してくるわけでありまして、予算では、総合予算主義というものを今度から始められた。ところが、税制においては総合課税主義というものは行なわれていないわけですね。それがますます経済情勢の変化に伴つて、そういうような資産所得者に対する優遇措置が今回の場合もまたワクを上げようとしておられる。こういうようなことを見てまいりますと、どうも政府のいうている租税原則というものは一体どういふものなのか、それはブルジョア民主主義の租税原則と世間一般でいわれているものに照らし合せて、日本の政府のとおつておる租税原則というものは異質のものではないかという気がしてならないわけですね。だから、そういう立場から私は租税政策というもののについても根本的に洗い直して、もつと国民が喜んで納税ができるような、そういうものにもつていってほしいと思ひます。そうではないければ、税務署が焼けた、火事だ、さあそれはほつとけというふうなことになる、幾ら教科書の中で納税は大事だということをお説教するといわれても、これは国民が実感としてそれを受け取らないという形になってくる。これでは私はまずいのではないかと思ひますので、そういう立場からひとつ前向きな答弁を政務次官からお聞きしたいと思ひますが、できますか。

○倉成政府委員 おそらく御質問の趣旨は、いわゆる公経済、私経済の資源の配分ということはいくわかるけれども、そういう中で租税特別措置法その他、そういうのがあつて、非常に公平の原則がゆがめられているじゃないか、むしろ負担の能力のある者から少なく税金を取っているのではないか、こういう意味の御質問を、非常にむずかしいけれども、私は必ずしもそう思はないわけですね。ということは、租税特別措置法はやはりその時代時代の政策の要請によつて生まれてきたものでござります。したがって、たとえば現在昭和四十

三年の特別措置による減税額が二千六百四十八億といわれておりますけれども、その中にとせば生命保険料控除というのが五百億、全体の五分の一あるわけですね。この生命保険料を納めることによって老後の生活を安定したい、不時の災厄に備えたいというのは、これはもう国民すべての願望でありまして、これに税の面でめんどろを見るというところは、政策的な要請として当然のものであらう。中小企業についても貸し倒れ金の問題であるとか、いろいろな施策がその中に盛り込まれております。もちろん、ただいま御指摘のような点で、いろいろ割り増し償却であるとか、その他輸出に對してのいろいろな税の軽減であるとか、比較的大企業に優遇と申しますか、大企業が恩恵を受けるような税の制度があることも否定いたしません。しかし、パイは大きくして切るほうがいいというか、日本の経済はやはりある程度成長していかなければ、これはいろいろいわれておりますけれども、何といつても日本の経済の成長なくして今日の国民生活の向上も賃金の上昇もあり得なかつたわけでありまして、その成長の問題についていろいろのなみずみをおそれるあまり、成長力までなくしてしまうのはいかかであらうかというふうに考えております。

○村山(喜)委員 あまり別な方面に発展をさせないでいただきたい。私に言わせれば、いまの生命保険の問題であつても、社会保障制度が充実してくれば、国民が自分の命を自分で守っていくというふうな体制はつくらなくてもできるんですよ。しかしながら、そういうふうな情勢でないから、国会議員でも三百万円の団体生命保険に入っている。この前島口さんがなくなつた。そうしたら弔慰金まで入れても五百万円ぐらいのなにかない。しかも年金はついていない。これは何とかせにやいかぬなという話が出ておるような状態なんです。だから、だんだん物価が上昇をしていけば、そういうふうにして生命保険金もまた引き上げなければならぬ、こういうふうなことになるらざるを得ない。そういうふうにして、人間の命

というものは金には換算はできませんけれども、あとに残つた人たちの生活のめんどろが十分に守られないからそういうふうな生命保険制度というものが発展をしていくわけですね。だから、これらの問題は、社会保障制度との関連性の中において、国家がそういうふうなことを実現ができないから、それぞれ自分で責任を持たざるを得ないということから生まれてくるわけでありまして、それを助長していく中において、生命保険は国民のそういう掛け金を集めて、また、大きな経済の発展に寄与するのだという理屈だろうと思ひますが、そういうふうな形ではなしに、もつと租税の原則的なあり方の問題から私はこれらの問題については御検討願ひたい。

そこで、この問題は原則論はやめまして、次にお尋ねをいたしたいのは、リファイナンスの供与に伴つたその結果とその税制の關係についてであります。

これは参議院の木村福八郎先生が、予算委員会で追及をさせていただいぶ新聞に出ました。また、この席におきましても、いろいろ産投会計の問題をめぐる論議をいたす中において、リファイナンスの問題も阿部君あたりから追及をされたことは御承知のとおりでございます。

そこで、去年の十二月十二日に調印がされまして、四千三百六十万ドルという資金、これは円で供与されておりますから、日本円に直しまして百五十七億五千万円というものが、インドネシアの中央銀行に對しまして輸銀を經由して貸し付けられておる。そこで、その結果、輸銀の条件を私もあとで調べてまいつたのでありますが、四十一年の七月一日から四十二年の十二月末までの間に期限が到来しておるもの、それから六カ月以上の長期分であること、それから第三点は輸出保険法による輸出代金保険に入っているものという三つの条件をつけたものについて、六カ月以上の債務の履行が遅滞したもののについて、インドネシア中央銀行のほうから日本の輸出の商社に對しましてドル建てで支払いがされたわけでありまして、それを受

け取ります場合に、インドネシア関係に対する輸出業者の諸君は、いまの輸出保険特別会計から保険金を受け取っているわけですか。これは調べてまいりますと、長短合わせまして一千余件余りの、百八十億円を輸出保険特別会計から支払いを受けております。こうなっておりますと、この輸出保険で支払いを受けた分についてはリファイナンスの結果、インドネシアの中央銀行がドル建てで日本の商社に支払いを済ました関係がありますから、当然その代金は二重所得になってはいけないうわけでございまして、その分について回収をしなればならない、こういう結果になるわけであり

ます。

そこで、その結果、これが日本の商社関係に税法の上においてどういう影響を与えているのかという点をお尋ねしているわけでありまして、四十二年十一月期の決算で、一億以上の資本金をかかえております法人の売り上げ高と申告所得を見てまいりますと、申告所得は二〇・九%の大幅増益でございまして、ところが、貿易商事関係の二十二社について調べてまいりますと、申告所得額は昨年同様に比べてまして九三・八%ということで減収をしているわけでありまして、ほかの企業については、これは軒並みに売り上げもふえ、しかも申告所得もふえておるにもかかわらず、貿易商事関係だけは、これは二十二社の分だけではありませんけれども、九三・八%と、かえって減になっておる。私はそれを見まして、リファイナンスして、インドネシアの中央銀行に金を貸し、それをもとにしてインドネシア中央銀行からドル建てで日本の商社に支払いが済まされた、それで長期の分については保険金額の百分の九十に見合う分は当然手に入ったわけでありまして、では税法上どういうふうな措置をとることによってこういうふうになつてきたのであろうか、そこで具体的な問題として疑問を感じましたので、次の事項についてお尋ねをいたします。

この繰り越し控除や欠損金の繰り戻しをやった例が商社関係であるのかどうか。それから海外市場開拓準備金を取りくずした例があるかどうか、これについてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 あいにくとそういう資料をいま手元を持っておりませんので、さっそく調べてまいってお答え申し上げたいと思ひます。

○村山(喜)委員 では、この際通産省にお尋ねをいたします。

輸出保険特別会計から保険事故として一千件余りのものについて百八十億円を支払いましたね。これは補正予算で百五十億九千万円を予算に計上して、そして長短合わせて百八十億円を支払った、これは事実ですか。

○毛利委員 代理 保険課長が来るまでちょっと待ってください。

○村山(喜)委員 これは私が保険課長から事務的に調べた数字でありますから間違いない。百八十億を払っているのです。そこで私がふしぎでならないのは、四十二年の十二月の十二日にリファイナンスの分について契約調印をいたしましたね。これは間違ひございませんね。

○竹谷説明員 調印いたしました。

○村山(喜)委員 それは一週間後に効力を発生しますね。

○竹谷説明員 おおよそそのとおりであります。

○村山(喜)委員 そこで、私は輸銀のほうを調べてみたのですが、輸銀のほうの実務をやっている諸君から聞いたものでは、それに基づいて十二月の下旬から四十三年の一月末にかけて決済が完了をいたしました、輸出代金を担保物件にして質権設定をしたものについては、輸銀は一〇〇%回収をいたしました、こういうふうになつておる、まさにそのとおりだろうと思ひます。

そこで、私は、輸出保険特別会計を調べてまいったのでありますが、四十二年には百五億九千百万円の回収金が計上されておりました、四十二年には七十六億九千六百二十万九千九百九十九円が計上されておる。ここで二十二億だけしか回収されない。計算をしてみるとこういうことになるわけでありまして、そのリファイナンスの結果、百五十七億五千万円というものが商社関係に返つてきながらも、支払いがされたにもかかわらず、これは短期資金まで入れて百八十億払ったというのですから、そのうち長期資金が何ぼになるかわかりませんけれども、その回収金は一月の末までには全部支払いが済まされておるにもかかわらず、保険の回収金だけはわずかに二十二億しか歳入に見込まれていない。一体これはどういうことなんでしょう。

○竹谷説明員 保険課長が参りましてからお答えいたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 あとで保険課長が説明に来るまでその問題については保留をしておきますが、ここで大蔵省のほうにお尋ねいたします。

こういうような場合に、長期資金、いわゆる長期のものについては、リファイナンスの結果、日本のほうが円資金を供与することによって、インドネシアの中央銀行がそれをドルにかえて日本の商社に支払った、それによって百五十七億も焦げついたやつが返つてきたわけですね。そういうような措置をとった。これは商社にとってはたいへんありがたいわけですね。その前には、いまの輸出保険特別会計制度によりまして、保険事故として前もって百八十億は支払いがされておる。百五十七億は返つてきたのですから、今度は、短期の分については、あるいは九割についてはそういうようなことで見てくれる。保険制度なりあるいはリファイナンスの結果、その裏づけをしたわけですから見てくれる。あとの残った一割というものは、企業の自己負担の責任において損失をこうむって、取れなければそれは損失金として落とせる。短期のものについては輸銀のほうでも補償をしないし、まあ輸出保険特別会計のほうでは補償してくれられるけれども、いずれにしてもこれもまた一割は補償をしてくれない。こういうことになつてまいりますと、貿易の輸出業者が、これらの所得の税法上の経理を進めていく場合において、その自己負担として危険負担をしているもの

けであります。そのリファイナンスの結果、百五十七億五千万円というものが商社関係に返つてきながらも、支払いがされたにもかかわらず、これは短期資金まで入れて百八十億払ったというのですから、そのうち長期資金が何ぼになるかわかりませんけれども、その回収金は一月の末までには全部支払いが済まされておるにもかかわらず、保険の回収金だけはわずかに二十二億しか歳入に見込まれていない。一体これはどういうことなんでしょう。

○竹谷説明員 保険課長が参りましてからお答えいたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 あとで保険課長が説明に来るまでその問題については保留をしておきますが、ここで大蔵省のほうにお尋ねいたします。

こういうような場合に、長期資金、いわゆる長期のものについては、リファイナンスの結果、日本のほうが円資金を供与することによって、インドネシアの中央銀行がそれをドルにかえて日本の商社に支払った、それによって百五十七億も焦げついたやつが返つてきたわけですね。そういうような措置をとった。これは商社にとってはたいへんありがたいわけですね。その前には、いまの輸出保険特別会計制度によりまして、保険事故として前もって百八十億は支払いがされておる。百五十七億は返つてきたのですから、今度は、短期の分については、あるいは九割についてはそういうようなことで見てくれる。保険制度なりあるいはリファイナンスの結果、その裏づけをしたわけですから見てくれる。あとの残った一割というものは、企業の自己負担の責任において損失をこうむって、取れなければそれは損失金として落とせる。短期のものについては輸銀のほうでも補償をしないし、まあ輸出保険特別会計のほうでは補償してくれられるけれども、いずれにしてもこれもまた一割は補償をしてくれない。こういうことになつてまいりますと、貿易の輸出業者が、これらの所得の税法上の経理を進めていく場合において、その自己負担として危険負担をしているもの

については、貸倒引当金なり、その取りくずしをやるような形で決算を認めておいでになるのですかどうかというところをお聞きしたいわけですか。

○泉政府委員 輸出保険の場合には、御承知のとおり輸出保険特別会計で九〇%を補償するわけでありまして、そのほか京都のほうで五%補償いたします。したがって、残りの五%だけが純粹に商社の自己負担になるわけでございます。その自己負担になるべきものが債権として計上されておる場合におきまして、それが貸し倒れになりますればこれは当然貸倒引当金を取りくずすことができるわけでございます。

○村山(喜)委員 その場合に、その輸出業者の場合には、海外市場開拓準備金ですね、これには該当しますか。

○泉政府委員 御承知のとおり海外市場開拓準備金は、そういう海外市場開拓のために支出したものを基礎として準備金を積み立てるということになつておるわけでありまして、本件の場合には、これは貿易でございまして、海外市場開拓のために支出したものでございまして、海外市場開拓準備金とは関係がございません。

○村山(喜)委員 そういたしますと、貸倒引当金は、貸し倒れが発生しても直ちにその貸倒引当金の取りくずしはできない。それには三つぐらい条件がついておる。そこでこの場合には、その条件を満たしたものであるとしてその貸倒引当金の取りくずしを承認されたわけですか。

○泉政府委員 私、具体化は商社に当たつておりませんので、本件の場合にどういふふうな処理をしたかは、後ほど調べました上でお答えいたします。御承知のとおり、債権が焦げついたということだけで貸し倒れとして認めるわけではございません。最終的に、債権の回収できないというところが、相手方の倒産であるとか、破産であるとか、あるいは不渡り手形の発行であるとか、そういった一定の事実によつて確認される場合に、とりあえず債権額の半額を償還償却引

当金勘定に入れておきまして、その後貸し倒れになるかどうか、あるいは五〇%の債権償却引当金では不十分だから、八〇%まで債権償却引当勘定を設けたいというようなことがありまして、そういうことを認めていって、最後にやはりどうしても債権の回収ができないということが確認されて、初めて貸し倒れとして損金に認めることになるわけでございまして。したがって、商社の場合どういふふうに相手方が経理をし、また、これを税務上どういふふうに承認したかは調査の上お答えしたいと存じます。

○村山(喜)委員 いま泉さんのほうが言われるように、債権償却特別勘定の中に設定をして経理をしたものがどの程度あるものだろうか、私はそのあたりが。今度の四十二年の十一月期の決算法人の売り上げ高と申告所得を見まして、どうもこんなに保険でも認めてくれた、しかもその裏打ちをリファイナンスでもした、そしていまおっしゃる通りに都のほうは五%、自己負担の危険負担は五%というふうな、そういうような状況にありながら、その貸倒引当金の取りくずしをしたのか、それとも債権償却特別勘定に繰り入れたからこういふような減益収入になってきたのか、そこら辺をお尋ねしたかったわけでありまして。それが事実問題としては、いまこの場では出し得ない、後ほどまたお出しただけです。

○泉政府委員 そういった点は取り調べました上で資料としてお出ししたいと思ひます。

ただ、村山委員すでに御承知だと思ひますけれども、日本商社の場合におきましては、海外に売ります場合、かなり競争が激しいようでございまして。したがって、他の法人が、かなり利益をあげているような状況のときにおきましても、商社の場合には非常に利益が少なくなり、また、それが貸し倒れというふうなことになりますと、なかなか利益がふえない、むしろ利益が減るといったような傾向があるように私は考えております。

私は保険課長の質疑だけを残しまして一応終わりたいと思ひます。あとから見えたときにちよつとお尋ねいたします。

○毛利委員 長代理 只松委員。

○只松委員 午前中、不動産の税制に関する部分的な御質問をしたわけでございまして、この基礎になるのは所得税法の二十六条の二項、二項が大体不動産所得の法的根拠をなしている。これを見ますと、非常に簡単なものであり、「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶」とその他云々があつて、他人に不動産等を使用させることによる所得をいうというふうなことで非常に簡単なわけですが。簡単ですから、これは広義に解釈して、政令その他で適用していけば、これはそれなりにまたできますけれども、しかし、このほかの給与所得その他を見ても、わりあいこまかに書いてあるわけですから、先ほど私が「二、例をあげまして、あるいは近代的な私たちが社会主義社会になればこれはまたおのずから多少異なりますが、いまの資本主義社会において、私有権というものを絶対に認めていくというふうなことでは、いまのように核家族——どんなに家族構成単位が小さくなつて、私いふ言ひに、五人家族と皆さんおっしゃるけれども、すでに四人家族、諸外国では三人家族になつてきておる。家はふえていく、あるいは産業の発展に伴つて工場敷地その他がどんどんふえていく、こういうことになつて、いわゆる地産といわれる、土地の産業といわれるように、資本主義社会であれば土地による収益というのは、別な角度から非常に大きなウエートを占めてきておられます。しかも、それが複雑になつてきておるわけでありまして。もう少し私は、この不動産所得というのに対して厳密に言ひますと、この二十六条を具体的に言ひましたほうがいいのではないかと、こういう気がいたします。抜本改正のときでないとなかなかむずかしいかと思ひますけれども、この不動産関係の法規を解釈して、もう少し遺漏のないような方向に努力する意向があるかどうか聞きたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 不動産所得の発生形態についてはいろいろございまして、二十六条では、不動産並びに不動産の上に存する権利の貸し付けその他によつて生ずる所得を不動産所得と定義しておりますので、先ほど先生の御指摘になりまして、貸し付け、たとえは貸し付けによつて権利金を取るとか、あるいは貸し付けの手数料を取るとか、あるいは貸し付けの継続のために更新料を取るとか、これはすべて不動産所得であるといふことで、法律自体としてはすべてを含んだものとしておりますので、むしろこれを具體的な形態別に捕捉する方法をより的確にするといふことが、不動産所得の課税の充実の基礎になるのではないかと思ひます。

○只松委員 政令あるいは通達で個々にそういう具体例をあげて取り締まるのも一つであるかと思ひますが、私たちが常に言うように、法定主義を租税の基本にしていくわけですから、そういう意味ではもう少し——いわゆる地上権といふのは、きょうは朝、取れという方向だったのですが、逆に裁判所で、三ヶ月前にあります、判決を下した。池袋のほうだったと思ひますが、幾らが妥当であると権利金に対する判決を下しましたね。ぼくの部屋にはそれについての切り抜きがおります。この前国税庁に私は尋ねましたから御存じだと思ひますが、裁判所で、権利金は幾らとか、こうやって判決を下しました。こういうふうに権利それ自身が一つの今度別の権利を生む、こういう時代にもなつてきておるわけですから、これを税制だけから規制するのはいかかと思ひますが、しかし、税制もこういう一本で抽象的じゃなく、法定主義という面から見ても、そういう面にもう少し具体性を持たしたらいいのではないかと、私はこう思ひます。したがって、皆さんのほうでもひとつ御検討をいただきたい。ほかの課税ですと相当詳しくいろいろ具体的に書いてあります。それから皆さん方がこの前これもやつたんですが、解説として不動産所得に対する解説書を

出しておられますよ。それを見ても、調査が非常にずさんな感じがします。その解説もきわめてずさんです。不動産所得とはという項をあとかからでもごらんになってください。そうすると、私がきょう述べたようなことは半分くらいしか書いてないですよ。言つておきますけれども、何なら取り寄せて読み上げてほしいのですが、主税局じやなくて国税庁だと思ひます。不動産所得とはといふことで解説したのをずっとごらんください、こういうのは載つておりませんから。そういうことを含んで、私は、この不動産所得に対する課税といふものをもう少し明確化したいといふのではないかと、こういうふうに思ひます。研究課題としてひとつお考えをいただきたい。この問題は私は別な角度からもう一ぺん質問をいたしますので、この問題はこれで一応終わつておきたいと思ひます。

次に、法人税の中で皆さん方が否認をされる事項があります。あるいは調査されてあとで否認が出てくる。そういう中で、いわゆる不正所得あるいは使途不明、こういう金というものが出てくるわけでございます。たとえば三十六億円の資本金の会社、土建会社ですが、二流それから以下、この程度の会社、ここで不正所得が六千八百一十万円、それから使途不明の金が二億二百四十万円、こういう金が出てきております。この金は何かといひますと、大体主として土建会社のリベート、こういうものです。リベートというのは、受注するとき競争したり何かして、いろいろなところの談合から始まり、それから取らせてもらった謝礼その他になるわけですね。あるいは政治献金といふことにもなるだろうと思ひます。これはまあ中くらい、二流以下の会社ですが、私は四つ、五つその二流以下の会社の使途不明金というもののサンプルをいただいております。さらにこれが零細な会社あるいは商店あたりになりますと、私はこれも一ぺん質問いたしましたけれども、石屋や何か、こういうのは慣習的にお寺に三%か五%くらい、注文を持ってきてくれると返

○只松委員 税務職員はいま申しましたように非常に出張が多いわけですが、この出張に対する現在の手当制度といえますか、地区内二キロ以内幾ら、二キロをこした場合に幾らといういわゆる規程がございましたらお示しをいただきたい。

○泉政府委員 税務職員が出張いたします場合は日額旅費というのを支給することになっております。

す。この日額旅費は、その管内の状況によりまして、宿泊を伴う場合と宿泊を伴わない場合とあるわけでございます。宿泊を伴わない場合におきましては最低百十円、それからその職員の等級によりまして若干差異があるわけでございますが、最低が百十円で、だんだん百三十円あるいは百八十円、二百四十円というふうに分かれております。それから宿泊を伴います場合にはこれがもっと大きく、五百円が最低になりまして、その上に八百円とかいったような階層があるわけでございます。この日額旅費につきましては、大体の考え方としては、交通費が半分、昼食代が半分、こういった考えでできておるのでございますが、最近交通費がだんだんと上がってまいりましたために、必ずしも初期のように半額が交通費で半額が昼食代というふうにはまいりかねておるような事情にございます。

○只松委員 詳しく言う時間はございませんからまた別な場所でお話しさせていただきます。百十円の基本に二二%プラスアップして二十二円、これが通常の出張旅費。それからいまおっしゃったように、半額が弁当代や何かである。いま何軒平均歩くか、そこまで私は聞きませんけれども、三軒なり五軒なりいろいろ調査をして歩く。百円やそこらでとにかく歩く。まあ弁当代は、庁内におつたところにおつたって食うわけですし、たばこもどこへ行っても吸うわけですから、よそのところに行けば、たばこの一本もよけいに吸う、緊張してやりとりしますから。税務署が来たからと欲待して喜ぶ人はいない。おつかないからお茶を出すけれども、欲待してお茶を出す人はいないわけですね。そういう中で税務職員が苦勞といえますか、そうすると、当然に私はそこには何らかのやり手当といえますかをしなければ、つい出張旅費が足りないからたばこを一本ごちそうになる。紅茶までいい通達になっておるのですか、つい紅茶がコーヒーになる。そうするとコーキまでいい。ケーキまでいいということになるとライスカレーはどうだろう、こういうことになって、やはり

りもつて足りないからだんだんこういうことになる。これは旅費にいたしましても、歩くだけが能ではなくて、歩けば当然くつが減る、あるいはくつがいたむ、あるいは洋服がすり切れる、こういうことになるわけですね。たとえば私が言うのは、それだけ出張が多ければ出張の多い人は――官服を着れば、これは税務職員だと警察みたいにくわわでしようけれども、税関員じゃないけれども、少なくともズボンの減り代くらいは、警官の中の刑事に私服費をやるみたいに、何らかそういうものを与えるべきじゃないか。私はまあこれは税務署の、国税庁の威信にかかわるから、このことの裏の質問はあまりいたしませんけれども、一昨日も課長さんが裏の計理事務所をやつていたのを摘発されたのが新聞に載つていますね。税務職員の犯罪件数というのは決して少なくないのです。少なくとも、結局こういう金を扱う誘惑の非常に多い仕事、その中であまり好まれない仕事をやつておられるなら、給料なりそういう諸手当というものがほとんどほかの公務員や何かと変わらぬ。これは当然にほの意図の強い人でない限りは負けていく。これは私はむしろ人情のしからしむるところだろうと思う。税務職員だけにすべて正しさを求めても、特に警察官のように官服を着ておれば自分の身の引き締まる場合もあるだろうが、そうではなくて、一般職員として銭のうごめいておるところに調査に行つてそういう扱い方をされると、これはついよろめく。だから、何らかの形でそういうものに對して報いる扱い方をしなければならぬ。非常に細かいことを言うならば、転勤が非常に多い。二年ごとの転勤ですね。転勤すると当然に友だちなり何なりに引越しのはきなり何なりする。地域外の転勤ならば旅費も出るけれども、地域内の転勤ならば旅費も出ない。そうすると、名刺のつくりかえから始まつているいろいろなことをしなければならぬ。こういうことになれば必ずしも一〇%ぐらい俸給が現在高いからといって報いられているとは私は思わないのです。私は今朝来、税務職

員がもつと緊張して土地や何かを十分調査し、脱税しておるものを――私は泉さんに責任追及までしておりませんけれども、しかし本来は取るべきものを取つておらないのですから、公務員としての責任追及するべき立場にあると思う。そういう面はそういう面として、私たちは公務員の立場で働くことを求めますけれども、こういうふうな相当強い責任のある仕事をしなければならぬのに何らの報われるものがない。しかも転勤をして、私が言うように、七月の転勤ですから、四月の転勤でないから子供はたいへん困るのです。私は二回ばかり頼んで問題を解決してもらいましたが、七月の転勤というのは、子供の入学や何か――子供をそつちへ置いたまま来なければならぬということ、ほかの官吏とは違ふ並みだいていではない苦勞というものがあつたわけですね。そういうものに對する報い方というものをやはりしていかなければ、それは働けといつても働かないし、悪いことをするなといつても、それはよくめきますよ。こういうものに対して、国税当局、責任者としての泉さんあるいは人事院として、そういう事態というものをよく調査した上で、税務職員にやはりそういう犯罪が多ければ――日通の事件がこうやうて起りますと、日通の職員がバツジをつけたら黄色い帽子をかぶるのさえも気がひけるというのと同じで、税務職員のこういうものはしくしくなると、そういう点について考慮する余地があるかどうか、ひとつそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 税務職員に對しまして御同情のあるおことばをいただいて、たいへん感謝いたしております。私ももといたしましては、先ほど人事院からお話がありましたように、確かに税務職員は二号俸ないし二号半一般職員より給与がいいことになっております。しかしその割合は、昭和三十三年の給与法の改正当時は一七%程度であつたのであります。その後だんだんベスアップのたぐいに格差が縮んでまいりまして、現在では平均一%程度の開きになっておるわけでございます。私ももとしましては、かつて三十二年の俸給表の改正の當時と同じ程度まで一般職員と税務職員との格差を開いてもらいたいというところをお願いしておるの一点でございます。

それから、いま日額旅費についてお話がございました。先ほどもお答えいたしましたように、日額旅費というのは、本来交通費が半分、半分は昼めし代ということまでできておるのでございますが、しかし先ほど申し上げましたように、最低百十円ということでは、交通費だけでもこのごろはそれくらいかかるようになってまいりました。昼めし代どころではなくて、私どもとしましては、これは同じ大蔵省内部でありますけれども、主計局のほうには日額旅費の増額ということをお願いしておるわけでありまして。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕
ただ、税務職員と同じような支給を受ける他の官庁がございます。たとえば申し上げますと、農林省の林野庁の職員、これは山を歩く場合同じように日額旅費が出ておるわけでありまして、ただ、税務職員は都会を交通機関を利用して歩いておるのでありまして、林野庁の場合には山を足で歩いておる。足で歩いておるものはくものぐすり切れることは確かだと思ひますけれども、交通機関を利用して歩く場合に比べるともう少し安いのではないかと、いふようなことも考えられます。そういう点からいたしますと、税務職員の日額旅費については、いまなお、もう一そう考慮していただきたいものだといふふうな考えをお願ひしておるのであります。ただ、これは昭和四十二年に改定したばかりだから――といつても昭和四十二年は最低額は改定はむずかしいといふことで非常に苦慮しておるのであります。いまお話しのように、最近交通費がだんだん上がつてきておる実情にございまして、そういう点についても是正を要望したい、この

均一程度の開きになっておるわけでございます。私ももとしましては、かつて三十二年の俸給表の改正の當時と同じ程度まで一般職員と税務職員との格差を開いてもらいたいというところをお願いしておるの一点でございます。

ように考えておるわけでありませう。
なお、先ほど言いましたように、徴収職員の場合には、御承知のように滞納処分に参加するのはなかなか割りのいい仕事ではございませんので、日額旅費について二〇%の割り増しを支給するようにならしてあります。

○渡辺説明員 税務職員の待遇につきましては、先ほど申し上げましたように、現在本俸で二号ないし二号半見ておられますけれども、これらの問題は、俸給表の水増し以外に、なお等級別定数でございませうか、あるいは税務職員俸給表の適用範囲そのものにもいろいろ関連のある問題でございまして、それらを十分慎重に検討した上で水準差その他の検討もしなければならぬというふうに考えております。いずれにいたしまして、税務職員のそういう困難性につきましてはいろいろ十分わかる点もございませうので、今後ともそういういろいろな方面との関連におきまして十分研究していきたいというふうに考えております。

○只松委員 ひとつ当該委員会でもこういう問題を論議しない、なかなか税務署の職員の方々に對するそういうものめんどろを見るという、公務員は自分で見える面もあると思ひますが、私たちが実際にはたで見えておつて無理な点がやはりある。あまりにもそういうものが少な過ぎて、私どもの前よりと言ひましたけれども、もう少しきれいに掃除せぬかと税務署で言つたところが、一ぺんやると油代が三万円から五万円くらいかかるのですよと言つて、ちりが積もつておるわけですから。昔のように、女の子が早く来て掃除をするというようにもなくなつてきたわけであらう、まあ、こまかいことを言へばそういうことから始まるわけでもありますが、そこまで私は申しませうけれども、少なくとも交通機関をこれだけみな使うようになつて、なかなか私たちの選挙一つやるのだから、自転車で行つてくれと言つたて行く者はいないです。自動車を与えなければ選挙運動はしない。こういう世の中になつてきて、徴収や何かを事とする人々に、昔ながらの百十円で一

日歩き回れと言つたつて、これは無理だらう。そこに必ず取柄や何かそういう問題が発生してくる余地が多分にあるわけですから、十分お考えをいただきたい。

それから最後に、そういうように世の中にはすべて不平不満があるわけですが、今度は片一方取られる側の国民はいろいろ不平不満を持つておる。ところが、その唯一の救済手段は協議団、こういうことでございませう。協議団というのは局の中であつてほとんど税務署が実権を握つておる。こういう形でございまして、よく議員の歳費がお手盛りだといわれますように、協議団の裁定もお手盛り裁定であつて、私は公正なものであるというふうにはあまり思ひないわけでありませう。したがつて、何らかの形で第三者的な判断機関を、裁判機関をつくれ、こういう要望が強いわけですが、私も少し前に総理大臣にそういうことを要望しました。ただ、別途の司法裁判所的なものをつくらんと、憲法上の問題も出てくるということ、その権能自体について問題があるようであつて、いふまでもなく、佐藤総理も前向きな形でこの問題は考えたいといふことで、あるいは税調等においては、何らかの形でこの問題に取り組み、あるいは前進させたい、こういう考えのようです。当然にこの民主国家において、それは裁判にすればできぬことではないわけですから、一々裁判にするだけの――またたに裁判にすればにされる、こういうことで、いきなり税務署だけの所管ではなくて、やはり不服申し立てをできるような形のもの、を国民は希望をいたしておるわけであらう。税制の民主化のために、私はこれはぜひ必要だと思ひますけれども、長官なり主税局はどうかというふうにお考えか、具体的にそういう問題に取り組んでおられれば、その進捗状況等を示していただきたい。

○吉國(二)政府委員 ただいま仰せの納税者の不服申し立て機関につきましては、現在の協議団が第三者的立場から見ると十分でないという御指摘もよくございませう。現在その点を含めまして、主として納税者の不服を解決する手段として、不服申し立て機関あるいは更正の請求の問題等一切を含めまして、税制調査会に特別の部会を設けて審議をいたしてあります。現在二回程度の審議を終つてございませうので、この四月から再び審議を開始する予定でございませう。そこで十分な検討を遂げていただきます。その結果によつて私どもとしても善処したい、かように考えております。

○只松委員 そのめんどろ申しますか、およそいふごろまでにはそういうこと案をつくりたいといふお考えですか。

○吉國(二)政府委員 現在の税制調査会の委員の任期が七月で終了いたしますので、私どものスケジュールとしては、七月末には答申をいたしたい、かように考えております。

○只松委員 この前、武藤君がだれか要求しておれば、私たちが反対でございませうが、今度の酒、たばこが上がつたといふと、たばこは、たとえば一箱の需要の多いハイライトが二十四上が、すると、一箱のむと二十円だから、月に六百元、年間七千二百円、平均して上がります。酒も全然飲まない人はいないと思ひますから、幾らか平均して飲みます。この酒、たばこの税金を納めるのに對比して、独身者で高校出で大体半年目か一年目くらいから税金がついてまいりますが、その独自の最低所得者で幾ら減税になるか。それから、八十三万三千円をこえて八十三万四千円ですか、五人家族で税がかかるようなところが幾ら減税になるか。それから、その倍の百五十万くらいで今度幾ら所得税が減税になり、酒、たばこで幾ら増税になるか。あまりこまかいのはけつこうでございませうが、三段階くらいに分けた試算が、これは私たちが少し考えればできるわけですが、皆さん方のほうでできれば試算をしてひとつ資料として御提出いただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○吉國(二)政府委員 ただいまの資料に非常によく似た資料を、竹本先生から御要求があつて出ることになつております。階層別に所得税の減税額、酒、たばこの消費支出金額からあらわれた部分についての増加分、それを対比したものをつくらせて出します。それをあらうにすればたぶんわかると思ひます。それはきょうくらいに提出する予定で準備しておりますので、もうできていと思ひます。

○只松委員 以上で終わります。

○田村委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 先ほど質問をいたしまして、課長が見えないと答弁がでないといふことでございませう。お待ちしておたつたのですが、私がお尋ねしたのは、四十二年度において輸出保険特別会計から保険事故として約一千余りの件数で百八十億円の支払いがされた。これは長短合わせて百八十億円。ところが、御承知のようにファイナンスの結果、百五十七億のものがドル建てで日本の商社関係に支払いが済まされたわけですが、したがつて、この輸出保険特別会計のほうから支払つたものについて還流をしなければならぬ。ところが、その還付されるものが、これを輸銀のほうで調べてみましたら、十二月の下旬から一月の末にかけて、長期の分については向こうのほうは輸出代金を担保物件として質権設定をやつておりますから、その分の分については一〇〇%もう返されました。こつて言つておるわけでありませう。ところが、今回提案をされた特別会計の中身を見てまいりますと、四十二年度中の回収金の見込み額は百五億九千一百万円といふこと。当初に予定しておつたのは八十四億です。だからそれに比べたら二十二億、わずかにふえたにすぎない。残り四十三年度に七十六億九千六百二十万円で入るといふ勘定になつておる。そこで、ファイナンスした結果ドル建てで商社に代金が入つたのだから、当然輸銀と同じように保険会計の中にも代金のいゝゆる回収がなされなければならぬはずだ。その当初に八十四億見込んでおつたところは、年末の十二月十二日に調印をしたわけですから、当時にはそれは見込みは立てなかつたはずじゃな

いか。そして十二月になってからそういうふうになったのですから、これは二十二億しか増徴がでないというのはいさよとおかしいじやないかというのを考えたので、これに対する説明を求めたわけです。

○平松説明員 ただいまの件、御説明申し上げます。

リファイナンスは十二月に行なわれましたが、四十二年度当初回収金として八十四億計上して、補正で、いま先生おっしゃいましたように百六億になったわけですが、この八十四億の中に実はインドネシアのリファイナンスの回収を四十八億見ているわけですが、これはリファイナンスが昨年の十二月に調印が行なわれましたけれども、リファイナンスは御存じのように、四十二年の十二月までにはオーバーデュー、決済期が来ても弁済がでないものが対象でございますから、四十一年にも決済期が来て弁済できないもので保険金の支払いをしたものがございますので、当初は四十八億で済むということで当初予算八十四億の中に四十八億を組んだわけでございます。それから補正後は百五億九千二百万ということで二十二億ふえたわけでございますが、この百六億の中では回収金を見込みを八十五億ということで見ているわけでございます。で、輸銀のほうに百五十七億リファイナンスいたしました、これは御存じのように元本、金利について一〇〇%出すわけでございます。輸出代金保険の場合は元本、金利の九割の回収でございますので、回収は大体百億から百八億くらいは回収金としてわれわれのほうに還流するわけでございます。現在のところ補正予算で八十五億組んでおりまして、四十三年度の予算案では、またその残りが回収されるという積算で予算を組んでございます。こういう事情でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、四十三年度に延びた分が二十三億ある、こういうことになりませんか。

○平松説明員 補正予算を昨年組みました際に、

四十二年度に回収金として八十五億、それから残りは四十三年度という見通しで予算を組んだわけでございますが、実際のリファイナンスは四十二年度中に百八億行なわれておりますので、歳入はそれだけよいになる、こういうことに相なるわけでございます。まだ三月までの決算はいたしておりませんが、見通しは当初よりも金額としてふえた回収金として歳入に入る、こういうことに相なるわけでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、百五億九千二百万円の回収予定額が、このうちにインドネシア分が八十五億、したがってその回収金が百八億出てくるから、インドネシア分については約二十三億くらい回収金としては増加の予定である、こういうことですね。

○平松説明員 そうでございます。

○村山(喜)委員 わかりました。

そこで、私はこの予算書を見ると、どうも回収率が悪いじゃないかといったことを考えたので、それをお尋ねをしたわけです。その結果、見込みがそういうふうに変わつてくれば話がわかります。ただ、この際保険特別会計の窓を通じて十分の九しか保険金は支払いをしないわけであり、残りの一割については、先ほど五割は都のほうに何か再保険みたいなことで保証して、残りの五割は、これは企業の自己負担だ、こういうことになっているのだそうであり、それについては貸倒引当金等の取りくずしをするような形の中でその経理の措置をとっているはずだという説明であつたわけですが、そういうふうな受け取つてよろしいですか。

○平松説明員 私どものほうは輸出保険法に基づきまして、手形保険では八割、輸出代金保険では九割いたしまして、手形保険については、東京都、愛知県、大阪府等々主要府県で、自発的に残りの一五割について市なり県で追加保証する制度がございます。これは手形保険だけについてでございます。輸出代金保険につきましてはそういう制度もございませんので、九割いたしました残りの

一割につきましては商社の自己負担になる。その負担につきまして、それは準備金の取りくずし等で行なわれまして、かどうかにつきましては、私そのほうについては、はっきりしたことをいま申し上げる立場にございませんので、失礼いたします。

○村山(喜)委員 わかりました。

そこで、百八十億保険金を払つたうちの長短分の区分はわかりますか。

○平松説明員 百八十億は、昭和四十年、四十一年、四十二年を通じての金額でございます。そのうちの短期分は約五十八億弱でございます。それから長期の分が百十六億弱でございます。残りは輸出不能としまして、これは輸出債権にもならないで、船積みする前に事故になりまして、国内で処分して、その処分の差損を保険金で支払うという、いわゆる輸出不能分と保険で申しますが、その分が八億円弱という数字でございます。

○村山(喜)委員 四十二年のこの特別会計の中身では、一般会計から三十億受け入れておりますね。そしてこういうふうな見積もりであるから資金が不足するということをやつたわけだけれども、実際は二十三億くらい、回収金がある方努力によつて返つてきたということから考えたら、一般会計からの繰ぎ足しの三十億は必要なかった、こういうふうな結果的には考えられるわけですが、それでよろしいですか。

○平松説明員 輸出保険は、インドネシアの支払保険金のみならず、四十二年におきましては、アフリカのガーナがやはり外貨不足で非常に大きな保険事故が発生しております。それからアラブ連合、これがやはり国立銀行の外貨不足による送金遅延ということで、これも保険事故になりました。全体を通じて特別会計として保険金支払いに要する資金が不足いたしました。これに見合わせるために三十億を繰り入れて予算を組んだわけでございます。

○村山(喜)委員 このように金融の面において、輸出業者等については、国家資金を一般会計

からつぎ込んで救済をしていくような非常に手厚い保護をしているわけですね。そしてリファイナンスの結果は、結果的には輸出商社というのに対して救済策の結果になった。こういうようなことを考えてまいりますと、いまの輸出に対する政府の熱意というものは、なるほどそういうふうな面から見られると思ひますが、一面においては、こういうような事態に対して国がそういうような保険措置を講ずることによつて、一般会計の資金をつぎ込みながらそういうような商社関係を援助している。国民の犠牲の上に商社関係のそれが成り立っていることを如実に物語る数字だと私たちは思うのであります。そういうような意味から、その営業収支の関係を今度の十一月期の分について調べてみましたら、そういうふうな落ち込みもあつてのことだらうと思ひますが、申告所得が非常に減つてゐる。輸出保険特別会計の裏づけをリファイナンスでしたような結果になつてゐるにもかかわらず、申告所得が昨年同様に比べたら、これは売り上げ金高はふえているにもかかわらず申告所得は減つてゐるという状態を見受けましたので、おかしいじゃないかということを追及をした次第です。

以上でございます。

○田村委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 四十三年の予算の財源収入から、いろいろ税制改正も小幡な改正にとどめてあり、またその減税額も少ないようでございます。いろいろ各委員からいまままで討議されましたから、私は簡単に所得税法の改正されました基礎控除の引き上げ、そういうこまかい問題からお尋ねしていきなさいと思ひます。

まず基礎控除、配偶者控除でございますが、これを十六万円にされましたその計算の根拠を御説明願ひたい。

○吉國(二)政府委員 基礎控除をはじめいたします諸控除の引き上げにつきましては、従来から各控除間のバランスというものに配慮をいたしております。むしろことしは、四十五年度に給与所

得者の収入金額百万円まで課税最低限を引き上げるといふ目標のもとに、十万円程度の課税最低限の引き上げを配慮いたしまして、その場合の各控除間のバランスをとりまして、基礎控除並びに配偶者控除は一万円——配偶者控除につきましては、従来から配偶者の地位というものを考えまして基礎控除と同額といたしましたので、一緒に引き上げることになったわけでございます。

○田中(昭)委員 いまの主税局の説明では、私はまだ納得いたしません。もう少し親切に説明していただければいいと思います。いまお聞きしておきますと、十万円の控除引き上げをただばらばらに、基礎控除に一万円、ほかの控除に幾ら、こういうふうにやっただけですか。そういうふうには聞き取れません。

再度申し上げますが、基礎控除というものは、いままでの税法の組み立てから見れば、一人の人が生活する場合にこのくらいまでは、いわゆる課税最低限といいますが、それを演繹したといえます。か、そういうもので基礎控除というものはできておると思いますが、もしも今度の引き上げがそういう生計費というものから見たものでなければ、昨年までの基礎控除の算定の根拠から実はそれを一万円引き上げたんでございます。このような説明でもけっこうですから、もう一回お願いします。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘のとおり、各控除をばらばらに考えるというわけではないのでございます。各控除間のバランスをとるわけでございますが、各控除を引き上げる、もつといえれば課税最低限を引き上げる場合に、二つの考え方があると思います。一つは、基礎控除、配偶者控除、各控除ともいづれも金額で、定額で定められておりますから、いまの御指摘のような生計費という観点から見ますと、消費者物価が上昇すればその分だけ不足してくるわけでありまして、たとえば四・八%去年度消費者物価が上るといいます。十五万円に対しては大体七千二百円ぐらい

の上昇があるということになるのであります。またもう一つの考え方としては、所得水準が上がっていくから、できるだけその所得水準が全体として上がるのに即して課税最低限も上げていこう。その両方を考えあわせると、今回の場合、一万円という数字が大体どちらの面から見ても妥当であろうということ、十万円の課税最低限の引き上げの中では、基礎控除に一万円というものを充てることにいたしましたわけでありまして。

○田中(昭)委員 だいぶ理解ができたようでございます。そこで、きょうは資料を前もって要求しております。ひとつ昨年の課税最低限の基礎もあろうと思ひますし、また、いまの十五万円の約五%近い七千何百円というふうな考え方もあるようでございます。それから、そういうものをあわせて計算の基礎を教えていただけませんか、後日でけっこうですか。

○吉國(二)政府委員 いま私が考え方と申しましたが、各控除のバランスというのはずと昔からの伝統的と申しますか、引き継ぎで出てきたものでございまして、各控除を一つずつ幾らで積み上げるということとはやっておりますので、その資料は私ももちよつと持ち合わせておりませんから、ただいまの説明で御満足いただければと思ひます。

○田中(昭)委員 ちょっと私が言うことと主税局でお考えになつておられることが食い違つておられるようですが、私が申し上げておられるのは、大蔵省でございました生計費の見積もりというのはいままでございましたね。一食幾らに見て、エンゲル係数でどう見た、そういうものなんですよ。そういうものも参考になるかと思ひますから、その点の資料を後日出していただきたい、こうお願いしておきます。よろしうございませうか。本年度は特に生計費の計算というのはなされてないかも知れませんが、前分でけっこうですから。

○吉國(二)政府委員 先日阿部先生の御質問の

とき何回も申し上げましたけれども、最初のメニユーをつくりましたあれが昭和三十一年でございまして、それからたまたまに物価の上昇率というの二二%程度。ところが、課税最低限のほうの引き上げは、独身者が七六%、夫婦三人のところ七三%と非常に格差が出てまいりました。あの生計費の逆算の形式では実際上もう妥当しなくなつてまいりましたので、これはそれはつくらなかつたわけでございます。去年もつくりました。去年はおととしのものに消費者物価をかけたようなもので御説明したと思ひます。その資料がとまりになつておりますので、もう一回その資料をお出ししたいと思います。

○田中(昭)委員 次に、いま局長のほうからお答えがあつたようでございますが、基礎控除と配偶者控除を同額にしたという点について、もう一回もう少し詳しく説明していただきたい。

○吉國(二)政府委員 配偶者の課税につきましては、御承知のとおり非常にむづかしい問題がございまして、わが国では、最初配偶者控除というものを別ワクにしまして、扶養控除の一つにしておりました。しかし諸外国の例を見ますと、たとえばアメリカでございまして、いわゆる二分二乗制度、基礎控除が同額である上に、所得を二人合算いたしました。それを二つに分けてそれぞれ税額を適用して、そして税額を合算する。つまり夫婦者であるごとく安くなるようなやり方をしております。また、ドイツも昨今その制度を採用してまいりました。各国の姿を見ますと、大体基礎控除と配偶者控除というのと同額というものが多いようであります。妻と夫の関係というものが妻がいれば内部において家を守り共同してつくつていく考え方からすれば、扶養控除の中で配偶者控除だけを何とか考えるのが適当じゃないかということ、たしか昭和三十六年から配偶者控除というものをやや高めいたしました。その後基礎控除と同額まで持つてまいりましたが、四十二年に同額にいたしました。その前に一応同額であつたのが財政需要の関係で五千円も差がついたことは

ございまして、原則としては配偶者控除は基礎控除と同額でいたいたのが今後を通じての方針だと申せると思ひます。

○田中(昭)委員 大体わかりました。この配偶者の控除でございますが、かりに奥さんがアルバイトで、日給でも月給でもいいんですが、月に一万二、三千円、年間で十五万円の収入があつた人も配偶者控除の対象になりますか、なりませんか。

○吉國(二)政府委員 この配偶者につきましては、所得が十万円以内であれば——所得というのは、事業所得あるいは給与所得、その他のいわゆる稼得所得と申しますか、イギリスのアーンドインカムに相当するものが十万円までということになつておりますから、もしそれが給与の収入金額であれば給与所得控除が働きますので、二十二万五千円までは配偶者控除が受けられるということになるわけでございます。

○田中(昭)委員 いま私は給与所得で申し上げたつもりでございまして、十五万円ではなくて一年間二十二万円までの内職収入のある奥さんは配偶者控除がある、片方は全然内職がなく同じく配偶者控除は同額だ、これは不公平のようでございします。しかし、税法がきめました範囲でございしますからしかたないようですけれども、それはそういう力のある奥さんをもつた人が得たということになるかも知れませんが、片方は全然収入がなくたって病氣してお金が必要、神経痛が何かでサロンプラス張るだけでも月何千円か要するというような配偶者でも同じく十六万円、片方はピンピンして月に二万円近くの月給もらつておつても同じく十六万円の配偶者控除でございまして、どうも納税者に説明する場合に、またこれは何とかならぬものだろうか、こういうような気持ちもするのですが、ひとつ主税局長並びに政務次官の——政務次官は政治的にひとつ、奥さんの地位を向上するというような話もあつておりましたから、そういう意味であつたかいか前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

○吉國(二)政府委員 おっしゃるとおり、確かに所得のある配偶者、あるいは扶養親族の場合もそうでございますが、そうでない扶養親族と同じ控除はおかしいじゃないかという意見はあると思います。現に昭和二十五年ころの税制では扶養控除にいたしますかわりに、扶養親族の所得は主たる納税者に合算をして課税をするというやり方をとっておりまして、しかしその後、税制の簡素化の意味から、一定の金額以下の所得の者を扶養親族控除あるいは配偶者控除にすることによって、御承知のように、五万円までは所得があつても扶養親族にするという制度に変わりました。そのうち配偶者についてだけは、昨年の改正で、五万円では配偶者が内職している場合あまりにかわいそうじゃないかというので、十万円に上げた経過がございます。そういうことで、むしろそういう小さい所得のある人のほうが実際問題としては非常に苦しいというところもあるし、まあ配偶者控除として引くほうは同じであるけれども、その所得として合算されないと申しますか、所得として課税されない範囲として考える場合には、やや差がついてもやむを得ないのではなからうか。基礎控除をこえるまでは課税にはならないわけでございますから、それをあえて所得が基礎控除だけではないけれども、かなりあるから配偶者控除は飛ばせというの、これまた酷ではないかということ、ほば配偶者控除の七割程度の所得程度ならば配偶者控除を与えてもいいんじゃないか、こういうことで去年十万円にお上げになったのだと思ひますので、その点は私としては、不公平というよりもやはりあたたかい配慮のほうが働いておるんではあるまいかという感じがするわけであります。

○倉成政府委員 ただいま主税局長が申したとおりのことだと思います。ただ、いろいろ各家庭の実情で、田中委員のおっしゃるような場合もあるかと思ひますので、これはひとつ十分勉強したいと思ひますけれども、現在のところはこの程度でやむを得ないと考えております。

○田中(昭)委員 実情はそういう場合がなかなか多いんですね。納税者は税務署に来て何でも引いてもらおうという感じが来るわけですね。それはそれとまた別の問題でございましてからどうかと思ひますが、次に移ります。

次に、扶養控除の金額が八万円となつておりますが、これはちょうど配偶者の基礎控除の半分というわけでございますが、この扶養控除の八万円の控除額の妥当性並びにそれに対する今後の引き上げ等について、何かお考えがあればお聞きしておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 扶養控除がどの程度であるかという点がいろいろ問題になります。大体基礎控除の半分近くをめぐりまして、動いてきたという経緯がございます。最初のころは非常に苦しかった。これは家計が一人ふえるたびに幾らふえるかという計算もいたしまして計算を出してまいりましたが、それでやってみますと大体五、六割というところが主でございます。また、それは人数がふえますとやや下がりますが、あるところまでいくとまた上がるというふうな統計もございまして、大体において五割程度というところでございます。今回の場合、一万円引き上げてちょうど半分になるので一万円を引き上げたというところでございまして、御承知のとおり、これくらいに上げてまいりますが、一人目の問題は解消するというところで、いままで八万円と七万円となつておりますが、今度は全部一律に八万円ということになつたわけでございます。

○田中(昭)委員 次に、給与所得の定額控除と給与所得控除でございますが、特に定額控除は給与所得者の基礎控除というふうな性質で設けられたものと聞いております。ところが、その額ははなはだ低い、こう私は思ふのですが、いわゆる定額控除の算定基準がありますればその基準と、またその妥当性についてお願ひしたい。

○吉國(二)政府委員 この給与所得控除全般につきまして、この間いろいろ御質問がございましてお答えいたしましたように、なかなか給与所得控

除をいかに算定するかというのは非常にむづかしい問題でございまして、これもやはり課税の実績あるいは納税人員が一体どれくらいになるかといったようないろいろの角度から複数的に考えてまいります。

定額控除の場合も、最初は定額控除はなかったわけでございますが昭和三十六年に初めて定額控除を一万円つづつたのでございまして。その後ずっと定額控除を据え置いておりましたが、御承知のように、自身の給与所得者、ことに中学卒、高校卒の連中が直ちに課税になるような税制というのはいかにも無理があるんじゃないか。したがって、給与所得控除をする場合にも最低の必要費というものがあろうじゃないかというところで、定額控除について最近急激にこれを上げてまいりました。去年の改正でも相当大幅に上げたわけでございますが、たまたま税制調査会の中間答申におきまして、給与所得控除の定額控除は十万円程度まで上げるのが適当であろうということをいってまいりました。定率控除も百万円程度まで上げるといふことをいってまいりますので、今回、ほかの諸制度、八十三万円の最低限を採用いたしますにあたりましては、大体この税制調査会の中間答申で煮詰まつた線を採用するのが適当であろうかといふことで、定額控除を二万円引き上げる、さらに定率控除を百万円まで引き上げるということにいたしましたわけでございます。

○田中(昭)委員 いまの、定額控除は十万円になつておりますが、そうしますと、その十万円には特別な計算の根拠はないわけですね。とにかく、いま言いましたように、基礎控除的な性質もあるとするならば、私は、そこに何らかのそういうものがあつてもいいんじゃないか。そうしませんと、いま特にサラリーマン課税が重視感におびえて、そうして、この前のような、北海道のほうでしたか、地方税を町長さんがかつてに減税して、それで問題になつたという問題もございまして、ああいう問題は、ほんとうに税制調査会並びに大蔵当局が率先して——ああいう問題の起こつてき

たところの責任は大蔵省にあるのじゃないかと思ふのですが、違ふのでしうかね。そうしますと、その定額控除なり給与所得控除というものは、私は、当然そこに責任ある、こゝまではこういう計算なんだ、これから先は税調、一般の世論としてこういうふうな上げていく、こういうふうな説明してもらつたほうがいいんじゃないかと思ふのです。特に給与所得控除につきましては、世間では、低いのもう少し引いてもいい、こういう希望があると思ふのです。そういう意味から、もうひとつ局長並びに政務次官のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 この定額控除を引き上げるという方法は、いま申し上げたように、自身の、しかも給与所得者の課税、公務員ベースで申しますと、今度の改正で高校の卒業生の年間所得というものが大体この範囲内に入る、一般の平均的な給与と認められるものもほぼこの範囲内に入るという程度になるわけでございます。そういうところをねらつて考えたわけでございまして、何しろ定額控除にいたしまして、この間詳しく御説明いたしましたように、経費を積み上げてみようといふ意味で、これはなかなか出てこない。そういう意味では、むしろできるだけ早く高校卒業第一年生の年間給与から課税になるという体制だけは直したいということから考えますと、定額控除を引き上げるのが一番的確であるというところで、いろいろ全体の控除を勘案しながら、かなりの減税額をこれに引き当てて二万円控除をやつた。これはもちろん上のほうにも全部響きますから相当の額になる。そういう意味で、個別な計算の基礎になると、これはなかなか理論のあるものはちょっとつくりがたいということをお断りしたいと思ひます。

○倉成政府委員 ただいま主税局長からお答えしたとおりでございますけれども、田中委員御承知のとおり、所得税の納税人員の中で給与所得者が占める比率が非常に高い。昭和三十一年で八六％ということでございます。そういうこともござい

ますし、一面給与所得者については、先般の委員会でもお答え申し上げましたように、非常に捕提率が高い、あるいは財産所得に比べて非常に不安定だ、あるいは労働で拘束されるとか、そういういろいろな特色を持つておられるわけでございますので、どうしても給与所得者としては、自分たちだけがどうも税金を完全に取られて、ほかのほうの捕提が非常に薄いという感じを持つておられることはまことに御指摘のとおりだと思います。しかし、一面において事業所得その他の面においても、やはり、十分捕提していく。また、申告納税については納税意識の高揚をはかっていくということが必要であるかと思うわけでありますので、そういう事業所得その他給与所得以外の所得についての納税ということの状況も検討しながら、給与所得について前向きで処理していきたいと思っております。

○田中(昭)委員 政務次官は政治家でございますから、そのような気持ちもわかっていただいたように私も受け取りましたが、ここで一つ、二つもう少し話を進めたいと思っております。

実は大蔵事務当局の中には、この給与所得の控除は高過ぎるのだ——もつてのほかだと私は思うのです。そんなことを大蔵省が考えておられるから、こういう委員会とかいろいろの説明のときにはもつともな話をされますが、現場で仕事をやっておる事務当局の中には、いまの給与所得控除は高過ぎるのだ、こんなことを平気で言うのですよ。名前をあげますとまたいろいろございいますから、名前まであげませんけれども、そういうことと、いま主税局長がおっしゃるようなことを考えてみますと、これはなかなか私たちが理解できない。また、もちろん税制調査会の問題もあるかと思いますが、税制調査会についてはまたあとでもう少しお話を聞いてみたいと思っております。

そこで、かりに計算の上でそういうことがされるならばされるでけっこうなんです。こういう計算になりますけれども、現在までの給与所得に対する課税の状況においては、こうこうこういうふう

うにやって、こういう金額になるのだという説明ができればいいのです。ところが、ただばく然と、それは本人にはそういう計算があるかもしれないけれども、いま給与所得の控除は高過ぎるのだ、ほんとうはもっと低くていいのだ、こういう意見を吐く人さえいるのだ。こういうことになると、主税局長がどんな説明をしましても、私は納得ができません。全然逆のことなんです。そういう考えがある以上、絶対に国民の要望する声なんかを主税局長が先頭を切つてやろうという気持ちがありますから、これ以上は申し上げませんけれども、まあひとつ主税局長のお考えをお聞きしたいことは、今度の、町長さんが地方税を減免した問題がございましてね。大体いきさつは御存じだと思いますが、あの問題を通して、主税局長個人の考えでもけっこうでございますから、偽らざるサラリーマン課税に対する現在の心境——主税局長としては言いにくいでしょうから、その辺は主税局長個人の立場で、そういういま私が申し上げたようなことと、現実に関りまして問題にどのようなお考えを持つておられるのかお聞きしておきたいと思

ます。

○吉國(二)政府委員 ただいま給与所得控除が高過ぎると言っている者がいるというお話でございますが、これは、私はそんなことはないと思っております。おそろしく私がさつき説明したように、なかなかそこまで計算を積み上げるのがむずかしいというのを申し上げたのじゃないかと思うのです。その計算を積み上げるということと、実際に昔の給与所得控除があった時代といまの給与水準も違ひし、社会生活基準も違ひ、職場も非常に整つてきて、いろいろ給与所得者としての必要経費というものもかなり限界が明確でございませぬので、その辺はかならずしてきていっていると思ひます。そういう意味で、個々の積み上げ計算というもののほどぎくしゃくせずに給与所得の実態を考えると、生活水準が上げれば控除自体についても当然上げていくべきものだという考え方でござい

ます。

最近の税制改正をこらんにありますと、給与所得控除が非常に大きく上がつておられることはお認めだと思ひます。現に、こししの千五十億の減税額のうち、給与所得控除に引き当てました額は六百十九億でございまして、非常に大きな額でござい

当だと思ひます。しかし、国税に比して地方税の負担が重いじゃないかという国民的な感情があることも事実でございまして、頂門の一針として、これからいろいろ勉強させていただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 主税局長のお答えは表面的なあの問題をとりあへての、またよく御存じないような点もあるようでございしますけれども、私お聞きしていることは、ああいう問題が起つてきた根本の原因に対して、今後の国民の税金というものの軽いにこしたことはないのですから、そういうことから考えて、基本的には、ああいう問題が起つてきた根本の問題はどうなんだ、はっきり把握しておつてもらわなければならないと思うのです。

○田中(昭)委員 主税局長のお答えは表面的なあの問題をとりあへての、またよく御存じないような点もあるようでございしますけれども、私お聞きしていることは、ああいう問題が起つてきた根本の原因に対して、今後の国民の税金というものの軽いにこしたことはないのですから、そういうこと

から考えて、基本的には、ああいう問題が起つてきた根本の問題はどうなんだ、はっきり把握しておつてもらわなければならないと思うのです。

それじゃ、法的にあつてまたもう一回お聞きしようと思つておりましたが、法的に許されておるうちに、いまの給与所得者が法人を設立しよう、税務署の職員が全部で、一署の三十人か四十人かで法人をつくつて、そうしていまの給与所得を受け

○吉國(二)政府委員 私は、あの処置が条例を改正せずに行なわれたということであつたように思ひますので、これは不適當だと思ひます。また、条例としても、地方税法の範囲内で、御承知のように税率についてはいろいろ変更ができることになつておりますが、課税標準については、その点

がなかつたわけですね。その点では私は不適當だと思ひます。ただ、町長が、地方税自体として考えた場合、また国税よりも一そう課税最低限も低いわけではございません、その点を考慮したものでな

○倉成政府委員 ただいま主税局長がお答えしましたとおり、やはりやり方としてはいささか不適

○倉成政府委員 私がお聞きしたのは、やは

りわれわれ大蔵省当局としては、租税が法律で定められておりますから、あるいは条例が県議会で定められておりますから、これらはいくらでも守つていただきたいという基本的な立場を主税局長が申し上げました。それは当然のことであるというのを一応申し上げたわけでございます。しかし同時に、先ほども申し上げましたように、国税は減税になつても課税最低限が地方税と違つていないとか、いろいろ国民の税を納める立場からいいますと、国税のみならず、地方税について負担感はかなり重いという事は事実でありますから、これらの事件をいい教訓として前向きで勉強してまいりたい、こうお答えしておるわけでありましてから御理解いただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 先日でしたか、武蔵委員のほうからいろいろ質問の中に話も出てまいりました。わゆる独身者の給与所得者ですね。現在と戦後の比較があつておりましたが、確かにあのようによいまの新卒者で月給二万円くらいもらへばもう税金がかかる、独身者で課税最低限が年間三十万。ところがいまの物価の上昇ぐあいから見ただけでも、かりに二万円であれば、物価の上昇を五百倍と見ても七十五万までの給与所得者の独身者まではかかつてなかつたのです。これは私がいまから二十何年前に給料取りになつたのですが、そのときにも所得税を納めておる人は、終戦ちよつと前ですが、税務署でいえば課長さんくらいから所得税を納めておりましたね。そういうことと、いまの給与所得の定額控除なり給与所得控除というものをよくひとつ——それはそれなりに、現在すぐできないにしても、そういうものが主税局長のほうにちゃんと資料としてあるのです。そういう点をよく考えていただいて、税調なんかでいろいろ討論なさるときには、そういう意見を言う人もあつていいのではないかと思ふのです。ところが税調も、昨年の終わりでございましたか、松隈さん出てきたときには、もう大蔵省の隠れみのじゃないか、ほんとうにそうなんです。私たちが知らないことが税調のほうできまつて新聞発表になつ

てしまふ。それがそのとおり大體きまつてしまふのです。大蔵省の御用団体じゃないか、そういうことは私も同感です。しかし、それをいまさら申し上げてもしかたありませんから、この税調の問題についてはまた後ほどお聞きいたしますが、どうかそういう点も、主税局長もよくお考えになつて勉強していただきたいと思ひます。主税局長からもう一言簡単でけっこうです。

○吉國(二)政府委員 いま仰せのとおり、日本の現状から申しますと、所得税の負担というものは戦前に比べると重くなつておるといふことは事実であります。これは戦前の税体系が間接税中心であつたといふことで、所得税にあまり負担をかけたといふことがございまして、戦争の最中におきまして所得税の負担をだんだんふやしていつて、そして、ことにインフレーションのあとでこの問題が急激に重くなつてきたことは、御承知のとおりであります。昭和二十四年には国民所得に対する負担率が二八・五まで上がつて、そのうちの五〇％近くが所得税であつたといふ時代がございました。そのときから徐々に減税を続けてまいりました。所得税だけでも、現在振り返つて二十五年税制でもし課税をしたら、十何兆という課税になるくらい減税を進めてまいつたわけでありまして。しかし、今後とも同じ速度で減税を進めて、できるだけ所得税の負担を軽くしたいといふのが私どもの念願でございまして、ただいま田中委員仰せのとおり、私どもも努力してまいりたい、かように思つております。

○田中(昭)委員 次に移ります。いわゆる課税最低限の問題でございしますが、これは先日も総理大臣は百万円までをやりたいといふようなことでしたが、いまの定額控除とかそういうものから見ますれば、これは当然四十三年、四十四年と行なわれなければならない。これはもうほんとうに国民の切なる悲願みたいなものじゃないか、こうも思ひますし、そういう点については、できるだけ総理の公約を、それ以前にでき

ますようにお願いしておきます。そこで、わが国の課税最低限——この前お聞きしたときに、総理は間違えて言われたようでございますが、もう一回ここではつきり、主要各国の課税最低限の四十二年分、四十三年分について、わかつておりましたならばお知らせ願ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 実、主要諸外国では最近課税最低限を引き上げておりません。邦貨換算でございしますが、アメリカは百三十三万二千円、イギリスは、平価切り下げ前でございますと九十二万三千四百円だつたわけでありまして、一五％ばかり切り下げたわけでございますから、現在では七十八万八千八百三十二円、逆に日本より低くなつております。西ドイツは八十八万二千円、フランスが百六十九万九千七百八十三円。いずれも夫婦子供三人の給与世帯でございまして。

○田中(昭)委員 次は、一昨年からでございしたか、昨年からでございしたか、所得税の最低税率を〇・五％ずつ引き上げております。まず、その引き上げなければならぬ理由、それから、その〇・五％引き上げた税率のところの課税人員と課税所得と税額とを教へていただきたい。

○吉國(二)政府委員 先日もお話いたしましたのが、課税最低限を引き上げてまいりまして、できるだけ納税者の数を少なくする、しかもできるだけ多くの税収をその少ない人員であげるために、課税最低限はできるだけ引き上げる、その財源としては、むしろ所得税の最初の税率を高くから始めるといふことが適當であるといふのが税制調査会の考え方でございます。

わが国の最低税率は一〇％でございましたが、地方税との調整で八％に下がつております。もちろん、その当時としてはそれでよかつたわけでございますが、その地方税と調整をいたしました当時の課税最低限は五十数万でございまして、それが現在八十万まで上がつてまいりました。したがひまして、課税最低限が上がつてくるにつれて最低税率を引き上げていく。課税最低限を上げて

課税人員を減らすとともに、税収の確保をはかる意味ではやや高目の最低税率から始める。それは各国とも、たとえばアメリカでございまして一四％から始めておると思ひますし、イギリスは軽減税率が二〇％でございしますが、原則としては四一・二五％から始めるといふようなことで、かなり高いところから始めております。そういう意味で、課税最低限を上げる際にはこれをできるだけ是正していこうといふので、一昨年から〇・五％ずつ引き上げをいたしております。なぜ一昨年からやつたかと申しますと、この〇・五％引き上げをいたしますと、課税最低限すれすれの独身者にかなり強い影響がございまして、そこで、独身者と申しましても、いま課税になつてゐる独身者は給与所得者がすべてでございまして、給与所得の定額控除を引き上げる際には、大體基礎控除と合せて二万ないし三万の引き上げがございまして、この機会に〇・五％ずつ引き上げをいたして、三年間〇・五％ずつ引き上げるようにいたしましたわけでございます。さつき御質問の納税人員その他は、これはすべての納税者に適用がございまして、むしろ増収額が幾らかという御質問かと受け取りまして申し上げますと、初年度で七十二億、平年度百四億といふことになるわけでありまして。それをオフセットしたところがございます。の千五十億の減税といふことでございます。

○田中(昭)委員 どうもその点が私はつきりしないのです。国民には減税、減税と言われておるが、そうして最低の税率をわずかに〇・五％上げて、四十二年は、初年度で七十五億、平年度では百五億ですか、また四十三年度も、平年度では百四億、初年度が七十二億。政務次官、いま税金は上がるどころなんですよ。政府は千五十億の減税をしたと言ひながら、最低限課税所得のところの税率をわずかに〇・五％上げて、毎年百億も税源確保をしていかなければならないといふのは、そののまますうと受け入れられない。最低税率は各国より低いと言ひますけれども、各国より低いと言ひまして、それは三十六年には所得十五万円

幅で一〇%だった。そして三十七年ですか、八%にして、その後はずっと引き上げは行なわれていない。三十六年までは一〇%だったが、課税所得の範囲が大きくなって十五万円だった。三十七年は、その最低の課税の刻みを十万円にして八に下げた。それはいいことなんです、下げたんですから。その後三十八年、三十九年、四十年——四十年なんかは自然増収が千億くらいしかないのに二千億も減税したんですよ。そういうときには上げないんです。結局、税金のことは主税局の言うとおりなんです。理屈なんか全然合いませんよ。そのほかのことでも、あげればたくさんあります。それは大蔵省の言うように理屈はあります。私に言わせれば全然逆の理屈が成り立ちます。そこをいまま言わなくて、考えてみてください。昭和三十六年まではいまのような小刻みなあれじゃなくて、最低十五万円の所得の幅に対しては一〇%の課税をしておる。三十七年になってその小刻みをもう少し小刻みにして、そのかわり税率を下げた。そこまではいいんですよ。その後三十八年、三十九年、四十年と、減税もずうっとやってきた。全然減税がやれないときにやってきた。佐藤さんが総理になったときですが、あまりにも減税をやりに過ぎて赤字になった。有名なことです。自然増収の倍も減税したのですから。ほんとうにいつも得意げに水田さんもおっしゃる。そういう流れを見てみまして、昭和四十一年から一〇・五%ずつ上げて、課税所得の刻みは一つも変わらないですよ。変わらなくて一〇・五%ずつ上げて、そして百億も一番下のほうから取る。そんなことせめても収入歩合を正しく見てください。大蔵省が千億か二千億くらいの財源をいつも補正予算とか何とかいって、私たちは隠し財源と言っただけけれども、いやそれは正確に計算をしました、こういうことではいろいろ言いわけをなさいます。今度は補正予算も組まないと行っておりますが、これは補正予算を組まぬと大きなことになる。見てみなさい、四十二年の収納状況から見

みれば、当然問題が起ってきます。私もようようその辺のいきさつがわかってきた。まあそれはどっちがどう狂うか、私も初めて源泉所得税の収入歩合九八%、少ないじゃないかと大蔵省を理論的に追及しました。ところが、補正予算でじわつと九九%にした。当然初めから九九%でいいわけなんです。収納はそれ以上入っているのですからね。

それで話はまたもとに戻りますが、いまの最低税率を上げなければならぬ。しかし、これは予想もできておることだし、いまさらこれをどうするということではできないかとも思いますけれども、こういう改正を毎年やっておるようじゃ、どんなことを言われても、それはあまりにも大蔵省の主税局が独断で、国民の声なんか全然無視して税制についてはやっていると。そしていろいろ問題が出てきて不合理なことが出てくると、そこだけまた変える。もちろん税体系の大きなことは私はわかりませんけれども、あまりにも現実の国民が重税感を味わうのを少しでも取り除こうというような努力がなされてない。所得税だけではなしに、法人税でも相続税でも同じです。相続税なんかここ二、三年倍くらいになっておるのじゃないですか。相続税の収収についてはまたお尋ねしようと思っておりますけれども。

ですから、その最低税率の一〇・五%については、私は、ほんとうにこれは血も涙もない税制改正で、増収しようとする政府の腹じゃないかと思うのですが、どうですか、ことし一回くらいは最低税率を上げぬで、かえって減らしたらどうですか。

○吉國(二)政府委員 たいま御指摘のございまして昭和四十年には減税をしていない、二千億の減税をしたのは四十一年でございまして。そのときから一〇・五%ずつ上げたわけでございまして、毎毎申し上げておりますとおり、四十一年から実は給与所得の定額控除を引き上げ始めたわけでございますから、その点は御了承願いたいと思

それから十万円にいたしましたのは、一〇%の適用税率が十五万円であったものでございまして、八%をつくりましたときに、一〇%の適用税率を二十万円まで上げたわけでございまして。現在ではそれが三十万円まで一〇%ですから当初は十万円まで一〇%であったのを十万円までを八%にし、三十万円までを一〇%にしたわけでございまして、むしろ一〇%適用の税率のほうは幅を広くした、いまそれを一〇%に統合しようということにはほかならないわけでございまして。

○田中(昭)委員 どうですか、政務次官。

○倉成政府委員 税の専門家の田中先生の御質問でございますが、私は、実は理論的に若干の点はこういうふうな考えをいっているわけです。所得税というものはそもそも所得の再配分をやるべき税だと思っております。そういたしますと、どうしてもこれはやはり課税最低限が上げられますと、結局課税最低限以上の人に税がかかるわけです。その以上の人全体の負担の量というものはふえてくるわけですから。課税最低限の下の人にかかってくるわけじゃないです。やはり九・五%というのは松の下幸之助以下全部の所得にかかってくるというところになるわけですから、課税最低限の上げぐあいと見合いてこれは考えるべきものではないかと思うわけであります。しかし、もちろんこの課税最低限が低いという議論になれば別でありますけれども、やはりある程度最低税率は一〇%程度にして、将来減税の財源が出てきた場合にきくつきと段階的に上がっている税率をなだらかにしていく、これが本筋じゃないかと思っております。しかし、そう申しましても、課税最低限は上げたけれども、独身者がかえって増税になるとかいうことになるわけじゃないので、そういう点のないように十分研究をいたしまして、この際、大幅に上げた機会にこの税率の改正に踏み切った、こういうことでございまして。この点は理論家の田中委員はもう十分御承知で御質問になつておると思

います。いつかそうしないと、結局いつまでも税体系

というのがすすきりしたものにならない。どこかでやらなければいかぬわけでありまして、これはもう十分御承知で御質問なさつておるわけで、税の重圧感をなくしようという意味のお話だと思

いますから、その点は十分われわれ御意見を参考にいたしたいと思っております。

○田中(昭)委員 参考にしてもらつてなかなかありがたいですけれども、事実そのとおりにならないのですよ。これは私たちの努力の足りない点もあるかと思ひますけれども、いづれにしろ、いまの所得税法の累進課税というのはこの前もちよつと申し上げましたが、かりに月給五十万円取つても、それでたぐわえてということとは結局ほとんど税金に取られるということなんです。それじゃいよいよゆるゆるの社会開発といふんです。所得倍増といふんですか、そういうことは実際の個人個人の事態というのとはかけ離れるのです。そういう点、私はよく考えてもらわなければいけないのじゃないかと思ひます。どう理屈を言おうとも、最低税率一〇・五%上げただけは見るからにぞつとしますね。毎年毎年百億から七十億くらいの収収をそんなことで確保せぬでもいいじゃないかと私は言ひたい。しかし、ここで議論し合つても先に進みませんから、次に移ります。

「委員長退席、毛利委員代理着席」

いよいよゆるゆるの税法改正で、雑所得の損益通算ができないうる改正になっておりますが、その改正をした理由、並びに改正をしなければならぬという根本の原因、特にこの問題が起つてきた発生原因といふものは、そういうものについて御説明願ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 雑所得の計算上生じた損失を他の所得から控除するいわゆる損益通算の制度につきましては、御承知のとおり雑所得という所得は前に並べてあります九つの所得以外の所得というものでございまして、いわば全く雑所得、したがって内容的にはいろいろな所得があるわけでございまして。その中には事業所得等に類似したものもございまして、大体は全体とし

て必要経費のないもの、あるいは必要経費がきわめて少ないものが多いわけでございます。またその中には、必要経費があつても、家計の、家事関連経費に非常に近いものがある、はたして損益通算が妥当であるかどうかという点もあつたわけでございます。そこで、従来からこの雑所得の損益通算につきまして問題があるというところで、御記憶と思ひますけれども、競馬の所得、いわゆる競争馬を持つて賞金を獲得した場合の所得につきましては、その損益はその収入からは引けるけれども、他の所得からは控除できないことにするというをやつてまいりました。

一方においては、非営利の貸し金というのが昔からございまして、この非営利の貸し金については、逆に営業所得でございまして、貸し倒れが無制限に引けるわけでございます。非営利の貸し金の場合、貸し倒れ損失は引けないというところで、昭和四十三年の改正の際に、その年の雑所得である利子、つまり非営利の貸し金の利子の範囲内で貸し倒れの損失は控除できるということに直した記憶がございまして、この場合も、損益通算としてはその利子の範囲内である。他の所得からは通算できないということになつてきております。

こういうような整理をやつてまいりました結果、現在残つておりますのは、しいていへば商品取引、これも営業者が、いわゆるほんとうの意味のヘッジングをするために自分の商品を売りつなぐ、買いつないだ場合の所得は、事業所得としてもちろん損益通算ができますけれども、たまたましろうとがそういうことをやつた場合に、損失が出たならば自分の商品についての利益から引けまされども、それ以外から引くのはおかしいやないかという問題が一つ残つております。

そういうことから、全体としての雑所得については、損益通算をはずすほうが適當であらうかというところで、これも税制調査会に相談をいたしまして、それから通算をはずすということで御審議を願ふこととした次第でございます。

○田中(昭)委員 やはり事務当局の説明らしい説明をなさいましたから、拝聴しておつたわけでございますが、ほんとうにいまのお話のように、非営業貸し金でも貸し倒れ損失はその年だけ見るというふうに改正をした。りっぱな改正じゃないかという御意見のようでございますが、事業上の貸し倒れ当金の損失を見るようであれば、非営業貸し金の貸し倒れ損失こそ、何年も見てやつて、そうして救つてやるのがこれであつていいやないですか。非営業貸し金というのは、貸し金を営業としていない、たまたま事情があつて金を貸したという場合なんです。その場合も必要経費は要らないような御答弁でございますが、そういう場合ばかりもありません。金を借りてでも貸す場合もあります。また、商品取引のお話がありました。それはあくまでも大蔵事務当局の理屈です。そういう議論をしておりませんから、これはも何時間かかつても終わりますから、私は最初に申し上げましたように、今後の損益通算をはずした根本の原因は何ですか、こう聞いていたのです。それは自発的に大蔵省が、先ほども言いましたように、自分のほう都合の悪いのはどう改正していく、これはいいことであつていいです。だけれど、今後のこの雑所得の損益通算については、昨年あたりから一つの問題があつて、それを契機にこの問題が提起されたと聞いております。またそれしか考えられないのです。かりにそうじゃないとするならば、この雑所得の損益通算ができたのはいつですか。そして、どういう思想のもとにこの損益通算が許され、税法の上でこういう特典を許して税法をきめたのですか。それじゃ、雑所得の損益通算をきめたそのときの法の精神をお聞かせします。

○吉國(二)政府委員 雑所得は、御承知のとおり昭和二十五年にできたものでございます。当時は大体において損益通算をすべて認めるという体制をとつております。その後、譲渡所得について損益通算に制限を加える、あるいは損益通算についてだんだんときめをこまかくしていったのはその

後のことでございます。○田中(昭)委員 だから、その後の雑所得の損として通算を認めた法の精神を言つて下さい、こう言つたのです。それでない、肝心のところの私の聞きかじりであるところの説明にならないでしょう。私も昭和二十五年には税務署にありましたから、当然知つています。

もう一回お聞きします。それじゃいままでの、四十二年度までの雑所得の損益通算をすることが納税者に有利か、年度の四十二年で、その損益通算をやめたことは、それが納税者に有利なのか、どちらが納税者の立場から見て有利ですか。改正案が有利ですか。

○吉國(二)政府委員 損益通算が認められなくなれば、従来若干ではございますが、あつた損益通算がなくなるといふ意味では、その該当者は不利をこうむるかと思ひますが、全体の考え方としては、雑所得の性質上こういう改正が必要であつた、こう言わざるを得ないと思ひます。

○田中(昭)委員 いまの答弁は簡単によろしい。ところが、まだ問題がある。全体的に見た場合には何か問題がある。その全体の裏に隠されているのは何ですか。それが今度の改正になつてきた根本の原因がそこにあるでしょう。

それじゃ申し上げますが、主税局長はあんまりそういう例がないとおっしゃる。それは私におっしゃるのですから、いいでしょう。それじゃ全国の税務署で起こつてきたこの雑所得の損益通算が何件で、どういう性質のものかお調べになつて検討した上ですか。税務署には、毎年税務統計をつくるための所得の種類別表というのがあります。その中には必ず出てきます。その出てきた所得がどういふふうな損益通算されておつて、何件で、どういふ所得で、どういふ損益通算をして、納税者が有利になつておつたか、今度のこの改正によつてそれが全部なくなる。それに対しては問題だ。局長もおっしゃつたように、納税者の有利な立場がなくなるのですから、この納税者の有利な立場をなくする上においては相当の検討もなされ

る。そうしてやつてもらわなければ困る。私は、この前大蔵大臣にもその点を念を押したつもりなんです。私がここでこの起つてきた根本原因を言わなくても、おわかりでしょう。言えといふ言ひますよ。しかし、あんまりよくないことばを並べねばならぬから、長官にも言つた、名前も発表しようかと言つたけれども、してくれらなうから発表もしてない。しかし、そういう問題にも触れてきますよ。私の知っている人でも十人いますよ。あなたのときにはしません。大臣や総理大臣が来たときには発表します。ですから、そんな改正はやめたほうがいいのですよ。こんなものをいま出す必要はない。まだまだ根本的なものを解決して、そうして納税者に有利なものを残しておいていいのではないですか。それとも主税局長が、四十一年も四十二年も過去にさかのぼつて、このように雑所得の損益通算は納税者に有利な事例があつたけれども、この四十二年にきたつて、四十三年の税制改正の上においてこれを全面的になくす、そういう大英断をもつてあなたが一人でそれをやつたのか。それとも検討したとするならば、何月何日だれだれと、どこでどういふ検討をしたのか、それを明らかにしてもらわなければ私は承知しない。当然じゃないですか、納税者に有利な規定を要するならば、検討したとおっしゃる、検討したならば税調にもあつたか、いつどこで。そしてそれを、主税局長のほうは、このように納税者の有利にこれは直しておけと言つたと思ひます。主税局長ですから、吉國さんですから。だけれども、税調の世論として、また政府のほうの委員の世論として、これを改正したほうがいいという話があつた、そういう記録を突き詰めてこで見なければ、私は納得がいきません。ですから、もう一回はつきりしておきます。この雑所得の損益通算については、納税者の有利な項目、規定であつた、それは認められますね。

○吉國(二)政府委員 先ほども申し上げましたよ

うに、この制度があるを比べれば、これはなくなつたわけでございますから、適用がないので不利であるといふことはあるかと思ひます。しかし、実績から見ますと、昭和四十一年度の全申告者の中で雑所得の損益通算になるものは約三百人ございます。三百人のうち、大体は株式の売買、手形の売買、商品取引というものがおもなものでございます。その他若干ございますけれども……。

○田中(昭)委員 何といひましても、三百件からの適用者があつたのです。ですから、ここで納税者の有利な規定を、どうして損益通算をやめなければならなかつたのか。それならいままでも損益通算を認めておつたのが悪かつたのですか。それとも悪かつたけれども、大蔵省が気がつかずに黙つておつたのですか。いままでも損益通算を認めておつたことは、いいから認められてきたのじゃないのですか。それは時代の流れによつて、環境の変化によつて変わつてきたといへば、それでいい。しかし私は、その三百件の一つ一つを明らかにして、そして先ほども言ひましたように、いづつ御検討をなさつたか、そこが問題なんです。変えることは、何も私はいいように変えられて——変えるなと言つても、大蔵省は変えるのですから、かりに気持ちの上でそう思つておつても、変えるのですから、それは変えることはいいでしょう。しかし、それはそれなりの努力をし、また国会も、こつちやつて国民の代表として審議する場所もあるのですから、当然審議をされていくのがほんとうじゃないですか。いままでも私が申し上げたことを、これはもう一ぺん大臣にも内々私はお話をしておきます。ですから、先ほど言ひましたような、昨年の政治家の雑収入の問題までいろいろ言つて問題になつてくるから、そういうような意味で、内々大臣にもこういう問題が引つ込めたほうがいいですよ、私はこういうふうにお話をするつもりだったので。ところが、簡単な説明でそれを通そうとするならば、これは私のほうもそう黙つておくわけにはい

かぬ。どうでしょうか、倉成政務次官、十分審議をして、国民に有利な規定を不利に変えるのですから、十分な審議がいつだれとだれと、どこにおいて、どういう機関においてなされたか、それくらいは発表なさるのあたりまえじゃないですか。

○倉成政府委員 この問題につきましては、税制調査会で御審議をいたしておるわけでございます。いつどの委員がどういふ御発言をしたかというところは、税制調査会の性質上発表いたさないことになつております。その点は御了承いただきたいと思ひます。

なお、この雑所得の中で商品取引などのものが若干ございます。ただ、しろとがいろいろなる商品取引に手を出して損をした、これを損益通算するのはいいかどうかというのやいろいろ議論があるうかと思ひます。結局雑所得にすることをいろいろ考慮いたしまして、結局雑所得についての損益通算はしないという税制調査会の御意見を承りまして、今回の御提案に踏み切つた、こういう次第でございます。

○田中(昭)委員 いまの政務次官の答弁は、私はなほ不満です。それじゃ税制は何のためにあるのですか。税調でやることを私はここで言ひなさいとは言つていない。しかし、そこまで要求するのはいいか。これは税制を審議する上においては当然じゃないですか。言えない規定になつておれば、言えないでもけつこうです。そういう税調なれば、大蔵省が国民の目をこまかすための——だから、さつき言つたように御用団体みたいになつてしまふ。かりにその審議の発言の内容が言えないにしても、いづつからかういふ問題でかういふことを審議なさつて、かういふ結果になつてきて、かういふことくらひは当然言ひべきですよ。通達でもこの理事会で発表するじやありませんか。取り扱い通達一つ変えるのでも全部理事会で発表しておりますよ。だから私は、いまのような御説明ではなおお不満になつてくる。ですから、大臣の来られたときに、もう一回初めから

大臣に今度はこの席でお伺ひもし、御意見も聞いとおきたいと思ひます。委員長いいですか、この問題はいまのような結果です。ですから、大臣が来られたときに質問することにして留保いたしまします。

○毛利委員長代理 はい。

○田中(昭)委員 次に、話の出した税制調査会でございます。税制調査会というのはどういふことをやり、どういふことを毎年どういふふうに行なつていくのか、ひとつきようはこまかく聞いてみたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 税制調査会は総理府の付属機関といたしまして、税制の重要事項を審議するものとしまして内閣に設けられたものでございます。その委員は、三十名以内のことになつており、別途専門委員を置く形でやつております。事務局は、大蔵省の主税局と自治省の税務局が担当いたしております。これは実際は総理府でございます。ところが、税制の關係でこの二局が事務局を事実上担当しているといふことでございまして、運営は、総会に会長、副会長を置きまして、その下に小委員会を設けることができるようになっております。小委員会の委員長並びに委員は、会長の指名できることと、大体いままで——小委員会というよりは部会と申し上げたほうがよろしいかと思ひますが、現在までの動き方といたしましては、総会と所得税を中心とした一一般部会、それから企業税部会、地方税部会という分け方が最近普通でございます。昭和三十三年ころには直接税部会、間接税部会、地方税部会という分け方をしておりましたが、最近企業税の問題が中心になつてまいつておりますので、一般部会で所得税並びに間接税、企業税部会では大体法人税を中心として事業税等をやつております。それから地方税部会では地方税プロパーの問題を取り扱う、かういふことで運営をしておりまして、大體国会のないときと申しますか、普通の時期には金曜日を定例日として、その日に総会あるいは部会をやるといふことで進めてきております。

○田中(昭)委員 税調の問題になりますと長くなりますが、時間的に私が聞きたいことが聞けないようになりますから、これまた後ほど譲りまして、次に法人税の問題で、二お尋ねしたいと思ひます。

まず、法人課税のいろいろの詳しい沿革とかそういうものは別にしまして、現在主要各国がどうしております法人税率を言つていただきたい。○吉國(二)政府委員 表面税率で申しますと、アメリカの場合、二万五千ドル以下二二%、州税五・五%で合計が二七・五%になつております。二万五千ドルをこえたところ、これが原則税率でございますが、これの基本税率が二二%、これに二六%の付加税がつきますから四八%、それに州税がかかりまして五三・五%というのがアメリカの場合です。それからイギリスは、御承知のとおり新しい法人税率になりまして四〇%一本といふことになつております。地方税はございせん。西ドイツは、配当に充てた分は一五%、留保した分は五%という税率でございまして、それに営業税が別途つきますが、これが一八%、したがひまして配当分は三三%、留保分は六九%という表面税率になります。フランスは五〇%一本、実効税率になりますと、アメリカは二万五千ドル超のところ五〇・七%、イギリスは事業税の問題がございせんから四〇%のまま。それから西ドイツは、営業税が日本の事業税と同じに損金に算入されますので、それを置きかえまして実効税率をはじきますと四九・三%。フランスは地方税はございせんから五〇%のままといふことになりまふ。

○田中(昭)委員 各国の法人とわが国の法人というものは少し趣を異にしておると思ひますが、税率だけ聞いた場合には、わが国の税率の二八%、三五%といふのは安いようですね。まあ税率が安いことはいいことだと思ひますが、ただ、わが国の法人は中小零細法人といひますが、いわゆる個人事業者が法人、いわゆる税務署では法人成りといひますが、所得の百万、百五十万以上く

になつたならば法人にしたほうがいいぞということとは世間でいわれておると思うのですが、いまはだいたいその計算の基礎も上がつておるかと思ひます。大體自分一人でやつておられても法人というのがだいたいあります。そういういわゆる個人事業者とあまり変わらないような零細法人並びに中小法人、いわゆる低額所得の法人に対しては、税率が二八%というのはちよつと高いんじゃないか、こう私は思うのですが、主税局のお考えはいかがでしょう。

○吉國(二)政府委員 法人になりますと、御承知のとおり主宰者並びに家族等の給与所得についてそれが損金に算入されるという関係がございますので、御承知のように法人成りの現象というのは、小さな所得者まで所得税よりも法人税のほうが有利だということで変わつておるといふ実情がございます。ただ、法人と個人を比較する場合に、給与所得等を調整して考えまじやうとなかなかむづかしい問題があると思ひます。それが一つ。

それから、現在の日本の税制、御承知のとおり法人、個人一統説というのになつておられて、法人税の負担は所得税の負担を計算する場合に、配当控除という形で調整をするということになつております。そういう面から申しますと、できるだけ一律の税率でないといふ理論が一貫しない。現在ではむしろ中小所得者のほうはその方面では配当控除で優遇され過ぎるという結果になつておるといふことになつております。なお、最近の改正でこの軽減税率は一億円以下の法人に適用することにしたから、大法人が甘いことになるというところはなくなりましてけれども、大體において、法人税というものの性格にもよりますけれども、軽減税率はよほど例外に扱つてゐるのが各国の実情ではなからうか。いろいろ問題がございますのは、むしろ留保所得の課税の問題にあるんじゃないかろうかという感じがいたします。

○田中(昭)委員 委員長のほうからも時間がとうとう三點だけお聞きしたかったので、いまの

中小法人についても一言だけお願いして、これは倉成政務次官のほうからもひとつ御意見を聞いておきたいと思ひます。

いわゆる中小法人に対して特別控除を認めてくれないか、中小企業がいまばたいたつてゐるような状態から見ても、私はこれはなかなかいいアイデアじゃないかと思ひます。財源問題もいろいろあると思ひますが、中小所得法人については中小企業特別控除というものをつくるようなお考えはございませんか。

○吉國(二)政府委員 これはなかなかむづかしいと思ひますのは、法人の場合は所得といたつての年度によつて非常に違つてございまして。ですから、所得幾らの場合は幾ら控除するといふのはなかなかむづかしいし、今度は資本金でまゐりますと、五千万の資本金で非常に大きな法人があつたといふようなことで、この基準がなかなかつかないといふ点がございまして。そういう意味でいまのところ二八%という軽減税率を使つてゐるというところでは所得控除ということとは、結果において税率を下げるということにもなるかと思ひますが、ただ、所得の高が違つた場合には、税率とは違つた効果が及んでまいります。そういう意味で、所得が浮動する、たとえば半年事業年度で、初めの事業年度では非常に利益が出る、次の事業年度では出ないといふ季節的な産業もございまして。そういう意味では、所得控除をやるとなると、なかなか問題があるのじゃないかと私考えるのでございまして、いまの御趣旨の点も、今後の法人税の問題は税制調査会の長期答申の中心問題になりますから、十分検討してまいりたいと思ひます。

○倉成政府委員 ただいま税制調査会でもいろいろ法人税の基本的なあり方について検討中ではございまして。現在の体系をとる限りにおいては、やはり資本金一億円あるいは所得三百万円以下といふことで税率を若干変えるといふのが至当な措置じゃないかと思ひます。

○毛利委員長代理 次に、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に加えて、物品税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 租税特別措置法の問題についてお伺ひいたします。

佐藤総理に対してこの前のときに私も質問いたしました。それは、御承知のとおり大法人よりむしろ中小法人に租税特別措置のいろいろな金額が有利であるといふことでございまして。私どもはそれは間違つてゐると思つていろいろ資料を検討し、国税庁からも昭和四十三年度租税特別措置減収額の事項別規模別内訳試算」といふのをいただきました。これをいろいろ検討しました。その中でいろいろ重大な疑問点が出ましたので、それについて御質問いたします。

この減収額一覧表というのですが、これはことしの減収額ですか、それとも減収額でございますか。

○吉國(二)政府委員 ことばの問題でございまして、新しくアクションをとつた場合を減収と普通呼んでおります。これは前にやつたものでそれだけ減つてゐるというところで減収額と申し上げました。ことしの分も入つておりますが、その分は減収額といつてよいかと思ひます。

○広沢(賢)委員 別のほうから私もいろいろ計算しなければならぬと思ひますので、それでここに大蔵省証券局企業財務第二課監修の御承知のとおり「有価証券報告書総覧」、例を八幡製鉄にとつてみます。二つ持つてきましたから、一つごらんになってください。この八幡製鉄の損益計算書、これを見ますと大體このように書いてございまして。四五ページをごらんになっていただきたいと思います。これは正式に、法律に基づいて八幡製鉄が大蔵省に提出したものであります。一部上場会社は全部やつてゐるわけです。その中を見ますと、大體法人税にしても個人事業税にしても取るほうの道筋

がずつと「損益及び剰余金結合計算書」に出ていると思ひます。まず第一番目に売上高、次にそれに必要な経費、その次に今度営業外収益がありまして、最後に残つた利益から、これに対して税金をかけるということになると思ひます。そこで私がこの数字に基づいて計算しました。そうすると、未処分利益剰余金の減少高の内訳としまして、特別償却引当金繰入——ほかの製鉄会社の有価証券報告書を見ますと、繰入差額と書いてあります。これが七十三億ありますね。それから価格変動準備金が四十一億、海外市場開拓準備金が十億、海外投資損失準備金が五億一千万あります。が、かりに価格変動準備金に三五%の税額をかけると十四億になるのです。そうすると、先日いただきました四十三年度租税特別措置による減収額試算の価格変動準備金の項目を見ますと、これは合計して大體十三億。それで大企業は、そちらの基準では資本金五千万円でなくて一億円ですね、私のほうは五千万円、これはあとで検討することにしまして、八億です。そうすると、日本全国でもつて大企業の減収額が八億円、ところが八幡製鉄だけで税率をかける十四億円、八幡一社が大企業を突破してしまつてゐるのです。これは数字が全然ちがひませんが、この点についてはいかがお考えになりますか。

○吉國(二)政府委員 いま先生おあげになりましたのは四十三年度だと思ひます。今度の減収額は、価格変動準備金を整理いたしました新しい積み立てを一切できなくしてしまつた結果でありますから、これはあたりまえの話で、下がるのは当然でございまして。四十三年度からは積みなくなるわけですから、それからなお二十一億繰り入れと申しますけれども、前期に積み込んだものは当期に繰り入れて新しく積みますから、その差額だけが減収分になるわけですね。二十一億入れたといふことは、そのものが減収になるのじゃなくて、その前に十八億あればそれを益金に入れまして、期末にあつたためて洗い直しますから、その差額が減収額になるわけでございます。その分も今度の改正では全部

切つてしまいましたが、全国で例外的に十数億残るだけで、もっともこれはことしからでございますから、四月からでございます。

○広沢(賢)委員 それが非常に重大だと思つてです。私が減収か減税かと聞いたのはそれなんです。実を言いますと、いろいろの学問的資料、本にいろいろ出ておりますが、一つここに例をあげます。「租税特別措置による非課税準備金・引当金などの推移」という資料がここにございます。これは税制調査会、当面の税制改正に関する答申という資料の中に入っております。これは昭和二十五年から二十六年度、二十七年、二十八年と続いております。三十五年度までの全部の累積のものが出ております。その中でたとえば価格変動準備金で見ますと、三十五年度は総額で二千五百六十三億、その中でカッパに入れまして三百七十億が純増ということになっておるのです。そうすると、私がお聞きしますのは、いつもここに引出してくる紙きれ二枚の租税特別措置の減収額、これは、これにある純増分だけを対象にしてやっておりますのではないですか。そうですね。

○吉國(二)政府委員 そのとおりでございます。○広沢(賢)委員 私が重要だと言つたのはこういうことなんです。これは大きな会社が毎年毎年積み立て金を積みまう。次の年に取りくずします。八幡製鉄でいいますと、これは二十一億を取りくずして、上下期でもって四十億ですね。もつと数字をきかちと言いますと、期首残高二十一億、それを当期減少額二十一億で取りくずしまして、四十一億当期増加額としておりますね。そうすると四十一億は損益結合計算書にちゃんと残つて、それは利益から税額としては引かれないうことになりまう。所得から取ることにありますね。そのとおりですね。

○吉國(二)政府委員 その分は控除されることになりまう。○広沢(賢)委員 そうしますと、私がさつき御質問しましたのは、その取りくずしがあつたとしても税金がかからないのは四十一億に税金がかから

ない。だから、これに税率をかければ減収額が出てくるということについては、どうお思いになりますか。

○吉國(二)政府委員 四十一億の新しい積み立て額はそのまま引けることになりまうが、そのかわりに前の二十一億を益金に算入いたしますから、その分がオフセットされてまして、二十億が結局損金になるということでございます。

○広沢(賢)委員 そのとおりです。だけれども、私も減収額だけを見ますと四十億、それからあなたのほうの言われるとおりの二十億として、それに三五%かけても七億ですね。そうすると、鉄鋼の各社のあれを全部、四社調べました。鉄鋼四社での特別償却引当金繰り入れ額を全部調べます。これに税額をかけます。そうすると大体百二十七億になるのです。そうすると、ここにある特別償却の中は大企業が三百六十八億ですね。その中で鉄鋼四社で百二十七億だと、これも相当窮屈になるじゃないですか。どうでしょう。

○吉國(二)政府委員 いまおっしゃつた数字でございますが、特別償却引当金は、八幡では四十億になっておりますが……四社合わせて百何億でございますか……○広沢(賢)委員 八幡製鉄のことをもう少し言いますが、八幡製鉄の場合をずっと私がやつたのを読み上げます。——さつき私が言つた百二十七億というのは、これは日本鋼管、川崎製鉄、富士製鉄、八幡製鉄、この四社の特別償却引当金繰入額もしくは繰入差額と書いてあるところもありまう。これは貸倒引当金繰入差額と書いてある。これは損益計算書のところにずっと出ています。そうすると、百二十七億というのは、これは四社の合計です。八幡自体につきまして、私が調べたところを言いますと、特別償却引当金繰入は七十三億でございます。それは上下二期です。そうすると、これは三五%かけると二十五億になります。それから海外市場開拓準備金……あ

○吉國(二)政府委員 ちょっと違つてございしますが、何年度ですか。こちらは六七年三月でございますか。

○広沢(賢)委員 これは九月です。

○吉國(二)政府委員 それじゃ一つずれてい

○広沢(賢)委員 失礼しました。こっちでござい

ください。私はもう写してあるから。

○吉國(二)政府委員 吉國(二)政府委員に書類を

示す

ごらんになりましたね。そうすると、もう一回申

し上げますが、特別償却引当金繰入は七十三億に

かける三五%で二十五億、価格変動準備金は四十

億にかける三五%で十四億四千五百万円、海外

市場開拓準備金は十億にかける三五%の三億五千

万円、それから海外投資損失準備金は五億一千三

百円、それから三五%で一億七千九百五十万円、計

大体四十五億くらいだと思います。それから退

職手当引当金繰入は、これはちよつと酷だから除

きまして、交際費が十七億五千三百万円なんです

が、この交際費の許容限度額を私自分でむずかし

い数字をはじいて計算しました。六億八千万円は、

これは非課税部分です。それから貸倒引当金と貸

倒準備金、さつきのあれですが、貸倒引当金は十

七億ありまして、三五%でこれが六億になりま

う。それからこれは許容額は、売り掛け金に千分

の五十五をかけるというやつでやると、大体三十

八億になるのです。それから受け取り配当の差額

の不算入、これが六億ですが、しかしこれは支払

い配当のほうを今度は損金に算入するということ

になつてしまふから除きます。全部合わせますと

相当の額ですね。六十億くらいになつちやう。八

幡一社でそういうぐあひですから、だからこちら

にお示しになった全国でもって租税特別措置の減

収額が大体大企業は三百六十七億だというのは

す。それについて主税局長どう思われますか。

○吉國(二)政府委員 ただいまの計算ちよつと違

いますのですが……価格変動準備金繰入は三十

四期二十一億繰り入れて、三十五期に二十億繰り

入れましたから、差し引きマイナス一億なんです、こ

れは減つちやつたわけですね。ですからこれをお足

しになりますと二重計算であります。これは差し

引き両期通じてふえたのは一億です。それから特

別償却はお足しになつてけつこうだと思ひます。それから特別償却、この期は高炉の特別償却が残つていた時期なので、かなり大きかつたと思ひます。いま、御承知のとおり、特別償却をして

○吉國(二)政府委員 それは毎期それだけずつ引かれていくわけではないので、たとえば前の年に一億損算入りました。そうしてその次それが二億になったといいたします。そうしますと、残高は二億でございますが、その次の事業年度で引かれていくのは一億でございます。それがもし三億になれば残高は三億円ですが、その事業年度で損金になっておるのは一億、そういうことで前期繰り入れた分だけが税を減らしているもので、あとはずっとその分が留保されているだけであります。

○広沢(寛)委員 だから、私は減収額と減税額というのを聞いたのですよ。いいですか。ここにはこのように書いてあるのですよ。こういうような書き方だったら、私たちは全部納得するのです。たとえば貸し倒れ引き当て金が二千八百七十三億あつて、こゝしはその部分が四百四十億ふえたというように書いてあれば、だれだってこれでわかるのです。

もう一つ言いましよう。そうすると、ここに各議員に配った二枚の白い紙の資料があるのですね。それには、たとえば万国博覧会の準備金が入つてませんよ。万国博覧会の準備金は、昭和四十五年度まではずっと積み立てを続けるのでしよう。どうですか。

〔毛利委員長代理退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○吉國(二)政府委員 これは輸出振興のその他の中に入っております。それから、いまおっしゃいましたように、減収額を出すのは、毎年その特別措置によって幾ら減るかを出しているものでございますから、留保額全体を出せという御要望であればこれは別でございます。

○広沢(寛)委員 もう一回言いますよ。たとえば、それじゃこの損益計算書、利益金処分の結合書を見れば、それは明らかに利益金から引き当て金を引いて、それで税率をかけるのでしよう。

○吉國(二)政府委員 そこをごらんになるとそうなりますが、価格変動準備金を繰り入れた場合に

は、翌期繰り戻しをしているわけです。その部分を差し引かなければ減収額になりませんから、価格変動準備金が前の年に二十一億あれば、それを期首において取りくずして二十一億を益金算入して、期末にまた二十一億積みわけです。ですから損益はほとんど同じになって、減収はその年はないのですから増加額しか減収にならないわけです。

○広沢(寛)委員 それはおかしいですよ。いいですか。結局利益があつて、引当金繰入額というものはそれから引くのでしよう。

○吉國(二)政府委員 そうです。

○広沢(寛)委員 そうしたら、引いた額はたとえば私がそこに言ったように二十億というふうになつていくのでしよう。損益計算書どおりになつていくのでしよう。減がみんなそうなんですよ。

○吉國(二)政府委員 もしかりに百億利益があるといいたします。そこで価格変動準備金をそれに加除する場合には、前の年二十億で繰り越してきた価格変動準備金があれば、それを取りくずしますから、百二十億に利益がなるわけです。新しく二十一億積みだすとすれば、それを引きますから九十九億になります。結局百億が九十九億になるだけで、一億円しか減らないわけです。

○広沢(寛)委員 私の言っているのは、毎年毎年を言っているのじゃないのですよ。こゝしのですよ。こゝしの分だけはやはりそれだけ減税になつていく。三五%かけるから減税になつていく。それでしよう。

○吉國(二)政府委員 それは違います。こゝし減税になつていく分は、前の年に積んで減税になつた分をこゝし戻しまして、また利益に立てまして、それからこゝしの減税になる分を引くわけですから、その差額だけが減税になるわけです。こゝし繰り入れた分は全部減税になるのじゃないかと、こゝし新しく取りくずした分と繰り入れた分の差額だけが減収になるわけです。それが私どもが出している減収額なんです。

○広沢(寛)委員 そうすると、引き当て金と準備金全体がそう言えますか。

○吉國(二)政府委員 準備金の中で、海外市場開拓準備金は異型でございますから、損金に引き当てたものが追加になつていくという形でございまして、これは取りくずしの時期がちょうど五年たちますと参りますから、その時期までは追加だけになつてまいります。それは先生のおっしゃる通りです。――失礼いたしました。海外市場開拓準備金の場合、積んだ額の五分の一ずつを翌年からずつ取りくずしていくわけです。ですから、毎期積んでいくと同時に前の分を一部ずつ引いていくという形になります。ただし、これは輸出が伸びてくれば異型になります。

なお、価格変動準備金、貸倒準備金等は大体洗いがえでございますから、私が申しましたように洗いがえした差額だけ、つまり前期に繰り入れたものを益金に入れて、当期新しく繰り入れて損金に入れた、その当期の差額だけが減収になるという形でございします。償却はもちろ、当期の償却はずつと損になつております。

○広沢(寛)委員 そうすると、八幡製鉄の場合はそこにあるんですが、当期繰り入れた額が二十一億です。くずした額が二十一億ですね。それで今度は新たに四十一億ありましたね、増加額が。だからそう見ると、やはり四十一億は取りくずした額と積み立てた額なんだから、その差額は、二十億は、これは対象になるんじゃないですか。

○吉國(二)政府委員 新しく積んだ額が四十一億で、取りくずした額が二十一億であれば、まさに二十億が対象になります。

○広沢(寛)委員 そうすると、たとえば日立製作所、トヨタ自動車の損益計算書を見ますと、価格変動準備金繰入差額と書いてあるのですよ。そういうのは全部それに当たるわけですね。

○吉國(二)政府委員 繰入差額と書いてあるのはその差し引き額だけだと思ひます。当期ほんとうの純増だけだと思ひます。

○広沢(寛)委員 そうすると、損益計算書の中では、純益の次に繰入差額と書いてあるものもあるし、それから全部繰入というものもあるというこ

とに理解していいですか。

○吉國(二)政府委員 現在税法の正式の形から申しますと、益金に戻せるものは新しく繰り入れるという形をとつておりますが、差額の繰り入れ方式をとつても計算上よろしいと簡素化で認めたものですから、差額繰り入れ方式をとつていくもののほうが最近が多いと思ひます。正式の形は益金に算入して損金に算入する、こういう形になります。

○広沢(寛)委員 そうすると、この損益計算書で、すね、剰余金結合書からやはりきちつといういろいろな積算をして――減収額のものになる引き当て金や何かについてはこれではわかりませんね。どうですか。

○吉國(二)政府委員 これは一つは、これをこらんになると、会社のはうは有税引き当てをやつていく場合がございします。つまり、限度額以上に引き当てをしている。これがよくいわれる逆粉飾であるかどうかということでも議論を呼んだ問題でございします。その分は税務署に申告をする場合に、いわゆる自己否認ということをやつてまいりまして、所得のほうはちゃんと出してまいりまして、けれども、純利益を出すときには有税償却と称して、その分は当然税金を払うのですが、損益計算上は損金にしていくというものがございします。で、これで所得をごらんになるのはちよつと無理だと思ひます。これを修正して税法の申告どりのものをして直すのが申告書の提出でございします。で、これはどこの会社でもどうも違つていくのであります。

○広沢(寛)委員 そこで私も変だと思ひます。いま法人税法においては、申告額と公示制度、これをだしてまいります。松下幸之助がトップだとかんとかよく出ます。損益計算書と貸借対照表についてこれからいろいろ考えまして、それを公示するというようなことはできないのですか。たとえば大体引き当て金はどのくらいで、純益から引いて税金をかけたらのくらいいなるといふ、そういう告示はできないものなのですか。

○吉國(二)政府委員 現在の法律でございまして、所得の金額と税額ということできまっております。その金額と税額とを比較して表示しておりますが、こまかいほうはこれを出しておるわけですね。そのところちよつと食い違ひがあるわけでございます。

○広沢(寛)委員 取りくずし額との差額でもって、八幡は、四十億がたとえば二十億が実際の形だとしても、大体七億円くらいかかりますね。それから私が見たのはトヨタ自動車でも、特別減価償却は十三億五千万円だ。そうすると、そういうものを全部累積しますと、どう見てもこの額に合わないような気がするのです。なぜかといひますと、法人企業の実態というのから見て、償却と割り増し償却の点がほぼ合うというところですが、まんまとしても、そのほかの金額では、私はやはりこんなわずかな額が減税になっていゝと思わない。たとえば価格変動準備金が、全国で全部合計十三億なのですね。これしか減税になっていないといふことは、私の勘からいってどうにも納得いかない。そこで私は、さつき言いましたあれを問題にしているのです。

○吉國(二)政府委員 二つ御返事申し上げたいと思ふのですが、自動車のほうの例をおしやいましたが、先ほど申し上げましたように合理化機械の特別償却のことしの対象額は全部で八百億、そのうち、鉄と石油化学と自動車がほとんどを占めております。そういう意味では、確かに特別償却は自動車と鉄は多い。

それからもう一つ、価格変動準備金の点は、先ほどちよつと御説明いたしました。これは四月から、この引き当てるのに新しく増加した——いままで八、六、三というパーセンテージで積み上げておりましたのを、六、四、二にいたしましたから、取りくずし額よりも今度新しく積み増す額が少なくなる。ですから、ほんとういへば、価格変動準備金はマイナスになつちやうはずなのですが、それは一応据え置いてよろしいといふことで、こゝし出ております十三億といふのは、新しくできた法人とか、たなおろし資産が急にふえる可能性のある法人が十三億で、こゝしの税制改正では百五十七億、価格変動準備金による減収額を切っておりますから、前どおりの計算にしようと思へば減収額は百七十億という数字になるはず。それは減収額当期増加額ですね、これは税額でございまして、損金の額に直せば約三倍でございまして、四百五十億ぐらゐになるはずでございまして、それを、こゝしは税制改正で六十億減収になるものを、十三億に切つてしまつた。こゝしの税制改正がきびしいといふことは、そういう点からも御理解願ふと思ひます。

〔渡辺(美)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕
○広沢(寛)委員 そこで、これは何年ですか、三十五年まで書いてありますから、大体三十五年の資料だと思ふのですが、「租税特別措置による非課税準備金・引当金などの推移」というのは大蔵省で出したのです。そういう資料はおありになるわけですね。いまもつくつていますか。

○吉國(二)政府委員 国税庁のほうでつくつてはるはずでございまして。

○広沢(寛)委員 それではなるべく早く、この租税特別措置を審議しているときに、この推移の表を伸ばしてつくれますか。すぐつくれますか。

○吉國(二)政府委員 これは実績でございまして、四十一一年まででございまして、それまでならつくれるのでございまして。

○広沢(寛)委員 その資料をつくつていただかと思ふのです。一応まだこの問題で数字的に検討しなければならぬ問題もずいぶんありますから、この問題はあと回しにしまして、大蔵大臣来りましたから、大蔵大臣に租税特別措置その他の点について伺ひたいのです。

まず第一番目、最近の日本経済ですが、金融引き締めはさらにきびしくしなければならぬ、堅持しなければならぬ。したがって、財政は三十億ぐらゐの繰り延べしなければならぬ、去年と同じように。といふことは新聞でも書かれていまして、

が、その中で金融引き締めをやつても、なかなか言うことを聞かないといふのです。強氣である。この強氣はだんだん変わつてまいりました。が、鉄がそうであつて、自動車がそうであつて、何かがそうである。これの大きな原因に、租税特別措置によるいろいろの減収、減免税といふものが相当働いてゐるのではない。これはいろいろの学者や何かの書いたもの、新聞で書いたものにも、そういうふうな一つの原因になつておると書いてあるのですが、そこで、大臣が去年自慢にしましたこの特別償却を停止するといふ問題、これはいふん議論がありました。いまこそ好機といふときに、なかなかむずかしいことになつたといふ、この前おつしやいましたが、これを将来やうに全面的に適用する、一部じゃなくて、それじゃ全面的に適用するといふことは、お考えになつておりますか。どうでしょう。

○水田(國)大臣 御承知のように、この租税特別措置は、結局日本の設備の近代化、ことに中小企業を中心として設備の近代化をどう促進させるかといふ目的を持った特別措置でございまして、したがって、この措置によって内部留保ができ、これが設備に回るといふことは悪いことではなくて、むしろ、そういう方向へいってもらうといふための措置でございまして。それと今度は、自由化を控え、また特恵関税というやうなものを控えて、ますます設備の近代化、合理化といふものはまだ必要だといふ必要性に直面してゐながら、いまもう一つの問題は、国際収支の改善といふところへ直面しておるといふことでございまして、それじゃそのためにはどうしたらいいかといひましたら、やはりある程度の設備投資の自粛といふやうなものをしてもらわなければならぬといふことになります。大企業もしかしですが、中小企業もしかし、これがもし統制経済といふやうなことでしたら、もう簡単にいくことですが、いまのままでは、行政指導も通産省はむずかしいといふやうなときでございまして、これはやはり金融政策、財政政策で全体としてこの総需要を押える、そう

いうことによつて企業家にもこれに協力してもらつて、節度を持つてもらつて、財政金融政策で締めつけていくことよりほかにしかたがない、こういうことになつておりますので、その政策をきつて全部締めつてしまふといふことにしますと、今度はイギリスに見られるやうな、一方国際競争力をなくするし、生産力も落としてしまふ、そういう結果になるといふことになりまして、こゝが非常にむずかしいところで、私も、ほかに問題がないのだ、国際収支の問題だけからきておるのだといふことでございまして、この引き締めについてもいろいろやり方がある。一方、将来の日本の生産力を殺してしまつてはいけませんので、国際収支を改善するための輸出の基礎であるものを全部なくさないで培養しながら、しかも国際収支対策を打つといふことでございまして、これはなかなか理論的に一本調子にはいかなといふふうには私は思つております。これを適當にどういふふうには調整してやつていくかが、いまの経済政策のむずかしいところだといひますが、大体私は、この引き締め政策といふものはきいてきた、相当浸透してきたといふことを見ますので、そうしますと、いま言った税制の、あなたのおつしやられるやうなもの、そう発動しなくても、この調子でいつたら自然に、企業界が非常にそういう問題で節度を持つていきましたから、また現にそうせざるを得ないやうに引き締めの効果が出てきましたので、こゝできつことをやらなくとも、この調子で所期の目的は達せられるのじやないかといふやうな気持ちで最近持つております。

○広沢(寛)委員 そのところちよつと問題なんです。たとえば、今後輸入課徴金の前途はどうなるかわかりませんが、これが五%で済まないと、一〇%だつたらたいへん日本経済に響くとか、いろいろいわれておりますが、この動きはまだわからないのです。ドル、ポンドの非常に危機という、そういう問題はいまちよつと鎮静しただけで、もうドル切り下げの——実勢はそう

なっているのですから、アメリカの物価は二倍になつてゐるのだから、そうすれば、ドル切り下げという、始終そういう不安がある。それに伴つていろいろな問題が起きてくるか、きびしい国際環境です。もう一つは、そういうきびしい国際環境で、いまはこういう形になつて小康を得ていけるけれども、将来は、これを展望すると、やはり日本の景気抑制の問題についてのいろいろな対策はもとと真剣にいまから準備しないと、ここではないから、これでもういいのだということにはならぬと思う。

たとえばもう一つ申し上げますが、こういう問題があると思うのです。たとえば今後自己資本が非常にふえるというのはいいことだといわれております。確かに一面ではいいことなんです。でも、これも借金をすればすぐ、幾ら自己資本を税制で手厚くしても、今度は企業がどんどん借金をしてでも国際競争力に備えるのだといつてやれば、ずっとまた自己資本比率が悪くなる。よその要因が加わると思うのです。それにしても自己資本をよくするのはいいことと、これは日本の趨勢であり、世界もそうなつてゐるのだからというのでやつたとしますと、自己資本がずっと大きくなればなるほど、先ほど私が心配しました今後の趨勢として設備拡張に対して金融引き締めをやる場合にポリシミックスといわれる財政の繰り延べとかそういうものをいろいろ取りまぜてやらなければ、金融引き締めだけで簡単にいくという前の状態とは時代が違つてきた。そうですね。したがって、設備拡充がこう進んでくると、そうすると、やはり税制上でもた資本を優遇するのじゃなく、資本がわがままをいって言うことを聞かないという場合には、それに対して適用する、そういう意味で去年胸を張つておやりになつたのがあれでしょう。それで私はお聞きしてゐるのです。だから、いまの小康の状態ではなくて、では将来そういう情勢になつていけばそういう税制については——それでおやりになつたと思うのですが、そういう問題についてびしっともつ

と新聞記事によりますと、小さな範囲ではなくてもっと広げなければ効果が出ないから大がかりなものをつくるためにいまは用意してゐるのだ、新聞ではそう書いてある。したがって、今後この問題については本格的にどういうように取り組むのか。広げていくという、全般的に広げれば相当きき目があるのだということについては大蔵大臣はどう思われるのですか。

○水田国務大臣 結局は産業政策の問題でございまして、日本経済がさつき申しましたように産業の構造改善を迫られてゐるという時期にある以上、税のそういう特別措置というものはやはり必要だ。また、それが景気調整の役を果たすように、この法律で昨年あつた法律をつくりましたと、産業を管理してゐる当局からは、一律でやられることは困る。ここでどうしてもこういう国際收支の問題が起つてゐるときでも、これだけは急速に合理化しなければならぬ産業というのと、これは少しおくれてもいいというものがある。税制では一律に全部それを締めることになるので、その点においても少し考慮してくれとか、いろいろの問題が出てきてゐる。それを検討しておつて、発動はいつしてございせんが、それを検討している過程において、私も今後経済調整をするために、景気調整をするために、これからやる設備投資を締めようというものと、過去必要があつてやつたものを、いまこういう状態が来たからといつて過去の人の特権まで全部奪つていくというやうなやり方は少し考えなければいかぬのじゃないか、そういう問題が出てきたので、この法律はもう少し考へて、将来に備えるために今度は必要が出たらすぐに発動ができるようにもう少し考慮した法制に私自身は直したい。そうではないと、いまのままで発動ということとはなかなかいろいろな問題を起すといふふうに考へております。

○大沢(賢)委員 その問題は今後非常に重要な問題だと思ふのです。今後の日本経済というの

は、やはり自己資本が充実する方向にあると思ふのです。どうしてもそうなると思ふのです。そうなればなるほどこの問題については真剣に取り組んで私どももやらなければいかぬと思ふ。それでいま同僚委員が大蔵大臣に質問するので、さっきの表は、その貯蓄の項目は全然これは中立になつてしまつてゐるのです。大企業も中小企業も全部あるというので中立に置かれてゐるのです。いろいろ調べてみたら相当いろいろの問題がありまゝから、あしたにでも議論することにして、以上で終わります。

○毛利委員長代理 田中委員。

○田中(昭)委員 大臣もお疲れのところたいへんだと思いますが、私は委員長にも許可をいただきまして、大体一時間ぐらい予定をいただいたのでございまして、時間もないようございまして、から、大臣に私の意のあるところをくんでいただきまして、明快な簡単な答弁であれば一問、やめたかと思ひます。大体の内容はいままで大臣も御存じだと思ひますから、そういう点を含んでいただきましてお答え願ひたいと思ひます。

今度の四十三年度の所得税改正の中に雑所得の損益通算ができないような改正がなされておるわけでありまして。これは先ほどから倉成政務次官並びに吉國主税局長とも一、二議論をいたしました。が、吉國主税局長の答弁の中にも納税者に有利な規定をなくするということも確認いたしました。ところが、この雑所得の損益通算ができたときの趣旨から、また、いままで認めてあつた規定のいきさつから考へてみまして、四十三年度の改正は、大臣も御存じのとおり四十一年、四十二年に国税庁の指導に誤りがあつて、この雑収入の赤字をどうするかというところで問題がございました。その被害者は実はわれわれなのです。その被害者の起つてきた原因は国税庁の指導に誤りがあつた、こういうことにつきては私は何度もこの問題についてはお話ししてきたわけでございますが、特にせんだつての委員会において大臣にもその点の最終的な御質問を申し上げたわけですから、そ

こで私は、おそらく大臣がそういう改正がなされておる、またそれがどういふ影響を及ぼすものかよくお確かめになつていない、御存じない点もあつたかと思ひまして、事前にお話ししたわけでございます。私がこゝで強く申し上げたいことは、大蔵省が税制を改正することは、これは事務当局がやることは私もよく承知してゐるつもりです。ところが、その改正のしかたが問題なんです。納税者に有利な規定をなくしていくとするならば、相当の議論も、また検討もなされて当然かと思ふのです。聞いてみますと、その恩恵に浴してゐるのは、全国では三百人くらいが雑所得損益通算による規定を適用されておるとも聞いております。その点は、先ほど主税局長にも確認いたしました。ですから、この問題が起つてきた原因は何か、こゝろを尋ねますけれども、主税局長は、その点はばかして申し上げられない、ただ、改正することばいいと思つたから改正した、こういう御返答なんです。それで全然私の申し上げてゐる点は寄せつけない、そういう答弁になつてしまふ。ですから、雑所得の損益通算を一年でも——いままでの経過から見れば、根本のいわゆる雑収入をどうするかという問題が、もう四十三年、四十四年にはある程度根本的な改正もなされていくという段階でございまして、それと同時に、その雑所得の損益通算も廃止していいではないか、こちらはこゝまで譲歩した意見をいま、大臣ですから申し上げてゐるわけなんです。先ほどは申し上げませんでした。ですから、それをいいて、四十三年度はどうしても雑所得の損益通算をやめるといふならば、私のほうもその根本原因からもう一回さかのぼつて、そして言いたくないことも言わなければならぬ、こゝろ私に考へております。ですから、まず主税局長のほうから——いままで私の言つたことは、先ほどやりとりしましたことにおいてうそはないと思ひます。また、主税局長も、納税者に有利な項目であるということをお認めしております。そういう点から、まあ大臣に直接お聞きしますと、またあとから言いたいこともあつたと

いうことになるかと困りますから、主税局長なり政務次官なり、そうして最後に大臣からお答えいただきたい。ひとつ大臣の政治力で、私の要望していることの御返答をせびいたいただきたい。そうしたならば、これでもう私はきょうはやめます。

○吉田(二)政府委員 ただいま田中先生が私のやりとりをサムアップされた点は、確かにそうだと思います。ただ私の申し上げたいのは、有利な制度をなくしたということではなくて、特殊な所得者の場合、損益通算ができていた人は、その点からいうとその人には不利だ、こういうことを申し上げたのです。そういう意味で約三百人の人が商品取引、証券取引等で損を出しておられる、それが通算されている例がございまして、これは申し上げておるわけですが、それ以外には確かに先生のおっしゃる通りだと思います。

○倉成政府委員 先ほどの田中委員との質疑応答におきまして、雑所得を損益に通算しないということとをききましたのは、税制調査会であるという御検討いただいたその結果、こういうことになりました。また、商品取引等でしるうとが、商品の取引に手を出して損をしたのを通算するというのは、いささか妥当性を欠くからいかなるものであろうか、そういうことを御説明申し上げた次第であります。

○水田国務大臣 雑所得の計算上生じた損失の金額について他の所得との通算を認めるという従来の制度を、御承知のように昨年度あるものに適用しようとするときに、やはり指導のミスがあった、こういうことから問題が生まれて、この事態はやはり避けなければならぬということから、税制調査会にも相談しました結果、一応経費が雑所得以上にあるという事実は、ほとんどまれであるから、これを通算する実益はないというようなことから通算しないということにしました。これはやはり昨年来のいろいろな問題を合理的に解決したいというところから税制調査会も研究いたしますし、また、国会におけるこの大蔵委員会の理事会とか、そういうところの御意向も伺っ

てきめた措置でございますが、こういう形で解決するのがいいのか、また、いわゆる政治家所得というものは、もう少し別個な考え方で、別の体系で考えるのはいいかというのことは、今後の問題でございまして、そこらの矛盾がございまして、私もさらにはこういう問題の研究をしたいと思っております。

○田中(昭)委員 いいところまで来て、最後のところがばやけてしまったように聞こえるのです。……ほんとうにまだいろいろ、言えばたくさんございまして、いま大臣がおっしゃったように、この問題が起つてきて、いわゆる雑収入の損益通算だけでも、それはやらない。いままで有利に認められた雑所得の中でも雑収入以外の……いいですか、政治家の雑収入の問題で問題が起つてきたのだから、これは損益通算をやらないうように規定を変えよう、これならいいのです。それ以外の雑所得の内容についてまで損益通算をやめようというようなことはいいけない、こう言っておるわけでありませう。

そこで、あくまでも大臣に聞いてもらわなければならぬことは、納税者の有利な規定を変えるならば、いま大臣も、税調の審議にもかけた、この委員会にもかけたとおっしゃっていましたが、この委員会では一言もそのことは言っておりません。そして税調でも、この前私大臣にお尋ねしたときも、はっきり大臣は御記憶があると思いますが、この問題は、根本的な問題は税調にかけて、いまだ諮問して考慮中だ、こうおっしゃったのです。会議録を読んでみましようか。私は、それを善意に、何も大臣がそこまでこまかいことをおっしゃられたことではない、根本的な問題は今後の税調にもかけて検討してみたい、こうおっしゃったと思っております。それでしよう。そのうするならば、しいてこの改正で、政治家の雑収入の損益通算すべきこと以外までも、納税者に有利になる規定を変えなくてもいいではないか。どうかそういう点に立ちまして、はっきりわかってもらうところはわかってもらいたいと思うので

す。どうでしょう。

○水田国務大臣 税調におきましては、やはり相談をいたしまして、検討してもらった結果、この問題は、一応こういうふうな片づいて、さらに問題になった政治家所得というふうなもの、取り扱いはどうしようかというふうなそのらの問題は、まだ未解決の問題として検討を続けておるといふような状態になっておりますので、そういうものをひっくりかえすという一ぺん私ども慎重に検討したいということにしたいと思っております。

○田中(昭)委員 それじゃ、その問題に関連してこの雑所得の損益通算はもう一ぺん考えたい、こういうふうに理解してけつこうですね。そのように理解していいですか。

○水田国務大臣 それはいま申しましたように、一ぺん税調の議を経てこういう方向にきまっています。御審議を願っておるときでございまして、これはこれとしてお認めいただいて、さらにいま残った問題との関連で将来はどういうふうになるかという問題は研究いたしますが、一応この通算しないという問題はこれはもうこのとおりにお認めを願いたい、こう思うわけでありませう。

○田中(昭)委員 そうしますと、もとに戻りました。あくまでも事務当局が考えた雑所得損益通算ははずす、それが何と言おうともはずす、こういうふうな理解いたします。そのかわり、この問題につきましては十分検討し、私も腹をきめます。この問題については去年からの問題もございまして、いままでその間違いを起こした国税庁長官とも話し合いましたし、そちらのほうで発表してくれなと言ったから発表もしませんでした。また、三十何件の確定申告の内容も私は不満な点をたくさん持っておりますから、そういうのを全部ここに出しまして一つ一つ検討した上、いかにこの雑収入の損益通算すること、それをやめるといふことは、私は初めから言っておるわけに、それはいいでしょう、こう言っているわけに、それだけ問題がそこまで、大臣のほうもどうしてもこの事務当局の改正するという点を曲

げられないとするならば、そういう方法を私はとっていきたい、こう思うのです。そのときになって、私の発言をどのようにおとりになるか知りませんが、私は、そのために事前に大臣にも御相談したはずなんです。まあきょうはこれでやめます。どうかその点をお考えいただきたい。この問題については、所得税のこの改正の質疑も終わったとしないほうがいいんじゃないかと私は思います。それでけつこうでしよう。

○水田国務大臣 お互いにわかった話ですから、さくばらんにおし上げたのですが、いろいろ政治家所得というふうな問題がからんできたから、これはここで一応解決しておかなければいかぬ、これはそうすべき問題だと私は思います。しかし、まだその問題は今後根本的にいろいろ検討すべき価値がありますので、引き続き検討いたしますが、一応この通算しないということによってこの問題を解決しておいて、次にもう一ぺん検討の機会を私どもは持つてやろうということでございますから、それをいまのままにしておいていくという、やはり国民に対していろいろ問題を残すようなことは好ましくないというふうないろいろな政治的配慮も当委員会にございましたし、むしろ税制調査会でもございまして、その問題さえなければ通算を残しておいてもいいと言われるかも知れませんが、ここからは、やはりそういう問題がございまして、一ぺんこの程度で解決しておきたいというのが私どもの気持ちでございますので、その点はひとつよろしくお願いしたいと思っております。

○田中(昭)委員 それで大臣、そこはおっしゃることもわかるのですが、言われたことが自己相違みになるんじゃないですか。いわゆる雑所得の雑収入の損益通算をやめたいということですね。そのやめたいことをやめなくても、いままでの現行法でもその問題は適法に適正に処理された大臣はおっしゃったわけですよ。何もいままでの雑所得関係の法律を変えなくても適正に適法に処理されてきたのです。その適正に適法に処理さ

れたことが、どうも政治的におかしい、それを残しておくのはおかしいから改正する、こういうことになるのでしよう。そうすると、大臣が言われた適正に適法に処理されたということはそれとだけのことばであって、いまになってみると、雑所得の損益通算をするという改正を出した以上は、その改正をすることが正しいのである。前のやったことはおかしい、おかしいから今度改正して法的にも問題がないようにしたい、こうおっしゃっているように受け取れますよ。そのとおりでしょう。ですから、そうしますといわゆる自己相違になつてくるのです。ただ、あのときはここで適法に適正に処理されておると言うておけばいいというお考えでおっしゃったというふうにしかりは理解できないのです。どうでしょうか。先日委員会で大臣は、二回ほど私の質問に対して適正に処理された、適法に処理されたもの、私の責任でありますし、そう思っておる、そう確信するとおっしゃっていますよ。それがいまになつては、どうもそれを改正しないとおかしい、だから改正してください、こうおっしゃっていることになるのです。これでは自己相違もはなはだし。もう一回その点について御答弁ください。

○水田国務大臣 前に起つた問題の処理は、御承知のように、御質問もございましたように、ややこしくてなかなかわからないというふうな、説明を要するところが多ございましたので、それよりもやはり今回のこの、税制調査会にも相談いたしました、こういう形で解決をすることがすつきりするだろうというので、私どももそのように感じてこういう改正をお願いするということとでございます。

(毛利委員長代理退席、委員長着席)

○田中(昭)委員 だから、その雑所得の中の雑収入だけでも改正したいというならば、いいでしようという言っているんじゃないですか。それを何も関係のないほかの雑所得の損益通算までやめる。だから無理押しなんです。それは無理押しも、間違つたものを正しい方向にするのならない

ですよ。しかし、納税者に不利になることじやないですか。いままで認めてきておつたことを、それが正しいという判定で昭和二十五年からやっておるというんです。何べん言つてもこれは同じ自己相違を繰り返す。私の主張は一貫して変えておりません。ただ、段階的に全部引込んだほうはいけれども、それができなかった雑収入の損益通算だけでも、そこだけでも変えて、あとの部分損益計算の規定は残しておきなさい、こういうふうにいひたいのではないですか、こういうふうな筋どおりにお話ししているのです。大臣の御発言に対して、税調に諮問していま考慮中だとおっしゃるから、ああそれはいいことだ、そうしてやらなければいけない、こういうふうな理解して進んできた。ところが、改正案はその損益通算だけ出してきただけ、そういうことになつておるのではありません。大体これを改正して政府の財源の収入がどれだけふえますか。財政硬直化の問題の解決になりません。大蔵省の事務当局の理論を聞くならば、私も課長補佐を呼んででも課長を呼んででも、どれだけでも討論しますよ。それは大蔵省の理論は理論です。私のほうから言わせれば、私のほうから言う理論はどれだけでもあります。そこを大臣が、どちらが筋の通つた話か、それともどうしてもこの改正はやらなければならぬというならば、それはどうせやられるのですから、それならばこちらでもいままでのいきさつもお話ししていかなければいけない、こうなるわけなんです。同僚委員からも関連質問をさせてくれというのとでございますから、私は一時間の予定でございますけれども、三十分というものもいただいておりますから、どうぞ……

○田中委員 ちょっと関連して伺つておきたい、同時に強く要求しておきたいことがあります。いまの田中委員の発言、取り上げた問題は、この委員会だけで三度目なわけですね。この三度の間、この中には国会議員の処遇の問題を含めてお話しになつてゐる。国会議員の処遇の問題は、これは各党一致して、そろつた議運委員会の場合で、

国会の事務当局との話し合いの結果を大蔵当局あるいは国税庁と話し合いをされている。今度田中さんがおこるのは無理がないのは、衆議院の庶務部長が中心になつて国税庁と話し合つた昨年の取り扱ひの方法は、その後違つた方法に変わった。その変わったものでもけしからぬと思うが、その後いろいろ話し合いの結果、新しい方法で各党、議連では納得したわけですね。すでに三月十五日までにはそれぞれ国会議員は、私どもの党では申告を済んでゐるわけですね。この事態になるまで公明党に対して積極的に、なぜこうなつたか、それがいかにも議院運営委員会の席上でこうなつたということとを徹底しておかないということは、怠慢だと思ふ。社会党の場合、これは不満はあります。不満はあるけれども、国会議員の処遇の問題ですから、現にいま国会議員の、国家から支払いを受けている、報酬を受けているものの中には、無税のものもあるわけですね、それだけの理由があつても一そのほかにもいろいろ問題だから、不満はあつても一致したものとしてみれば理解して、その理解の中で、もう申告が済んでおるわけですね。それを何べんも田中さんに質問されるということは、私は、公明党に対して特別の説明が不十分である、怠慢であらうと思ふのです。そういう点をちゃんと手を打たれたかどうか、打つてなかつたら打つてもらう、その点をはつきりしてもらいたい。

○水田国務大臣 それはそうではございません。田中さんの質問ももつともでございますので、私どものほうでは説明に主税局から何人も参りまして、手を尽くしておつたのですが、これはやはりまた田中さんの御主張がございまして、今日まで納得してくれないというところでございまして、この点はすつと無視しておつたわけでもございませぬ。これは田中さんがよく存じております。私どもは、まあ政治家の所得というふうなもの、たとえば私の経済と公の経済の二つの勘定を持たせてそして解決すれば、いろいろ合理的な解決はできるのじゃないかというふうなものをいろいろ考へておりますが、まだ税制調査会でもそこまで

いつておりませんで間に合ひませんでした。しかし、いままでのような通算方式でいきますと、今後はやはり昨年のような問題を起こして国民の前にいろいろ批判されるというふうなことがあつても困りますし、とにかく国会として一応この問題の解決をしようということとでございます。それで、それは若干無理があるかもしれないが、一応そういうふうな形で解決しておけば問題がなかつたというふうな形を考へて、各党には御説明して了解を得ましたが、公明党にきょうまで手は尽くしておるのですが、まだほんとうの了解を得るに至つていない、こういういきさつでございます。

○田中(昭)委員 それは違ひのです。私も了解することとは了解しております。しかし、雑所得の損益通算については、事務当局のほうでたためじやないですか。だれが聞いても筋を通した話ならば、いまの大臣のお話の中でも、いいですか、政治家の雑収入の損益通算をとめたいならば、それはとめたいことはもちろん私は了解できるのです。いいですか。大臣もそうおっしゃつてゐるわけでしょう。政治家の雑収入の損益通算、いわゆる赤字申告なんかはいけない、それをとめたい。それじゃそれをとめる範囲に改正してはどうですか。何かこつちがむちゃくちゃ言つてゐるような言い方をなさつて、納得しない——納得するものですか。そういう納税者に不利な改正をばつと出してきて、課長補佐が一ぺん私のところに説明に来て、税務に實際経験のない課長補佐が、そんな私たちがやつてきたものを、一々大蔵省の理屈として私聞きますけれども、ものの順序としてそういう順序はおかしいでしよう。どうですか。大臣が改正したい、ほんとうに法的にも間違ひのないようにしたい、そこを改正したいというならば、それは何かといへば、いわゆる雑所得の中の政治家の雑収入の赤字は認めないという点じやないですか。大臣、よく聞いておつてください。わかりますか。あなたのほうの事務当局の説明は、ただ雑所得の損益通算を全部やめた

いというそれだけの理論なんですよ。何にもないです。その起こってきた原因をたずねてみれば、政治家の雑収入を損益通算できないようにしておかぬと、法的にはいまのままじゃ損益通算するぞと言ったら説明のしようがないから変えたいというんでしょ。原因はそうでしょう。それをただ雑所得の損益通算を残しておくとはいけないと思うから改正します、そちらのほうが筋が通らぬじゃないですか。

○吉田(二)政府委員 ちよつと申し上げますが……

○中嶋委員 ぼくにお答えがあつて、その中に間違ひがあるから、それを先に直してくだされ。

大蔵大臣、私は田中さんに対する説明、納得を得る努力が足らぬと言っているんじゃないのです。政党政治ですから、各会派があつてやつておるんですから——社会党にも納得しないのがいますよ。だが、党の国対委員長、党の議運の代表が了解したので、不満の者もそのままになっていくのです。ですから、私の言うのは、議運の場では公明党に対する了解が私は得られたと思つてゐた。正木理事が出ておつて、そこでは特別の反応がないから、私は終わつてゐると思つてゐた。ただ、それが不十分だからこういうふうになるんだ。公明党の国会対策委員長あるいは公明党の代議士会長なり、公明党の議運の理事なり、このところできちつと了解を得ておれば——自民党にも不満な人がある。だが、自民党の代表が了解すればしようがない。三月十五日に申告が済んでゐる。ただし、田中さんが言うのは、次の段階を見て直したらどうかというのは、これは当然大蔵委員会で議論の対象になるし、要望も出されておるし、掘り下げてほしいと思う。私は田中さんに了解を得ていないと言っているのじゃないのです。公明党に対しての了解が得られてゐると思つてゐたが、まだ得られないのでしよう。公明党に対しても回答が不十分です。そこをはつきりしなさいということですよ。

○吉田(二)政府委員 ちよつと申し上げますが、

ことしの申告の問題は済んでゐるわけでございませう。雑所得の通算をする問題は、理事懇談会で再三お打ち合わせをいたしまして、将来根本的な解決をはかるけれども、さしあたり雑所得は通算をやめるといふことで大体支障がないかどうかというところで検討をいたしまして、雑所得については先ほど来詳しく申し上げましたように、所得の種類の中でその他の所得でございまして、その中をずつと洗つてまいりますと、実際に損失が出るという可能性はある所得というものはごく限られております。ことに競馬等については、競馬の馬主の所得については損益通算を切るといふ規定をわざとわざ置いておきます。それから貸し金についても同じことをやっておりますので、実際上残るのはしるうとが商品取引をやつた場合に損が起るかもしれない、それは利益を通算すれば済む話で、それを他の所得から引くのがはたして妥当かどうかという点が残りますけれども、この点は税制のたてまえからいへば、競馬の所得と比較するのは悪いかもしれませぬけれども、いまの商取引の事情で、ほんとうにヘッジングで商売でやるのとは違ふといふことから申しますと、ここを切ることは必ずしも税制上も不当ではない、そういうことで損益通算を切るとは差しつかえないのではないかとこのことで、各党のおいでになるところでお話ししたいし、一応の御結論も得たのでやつたことなんでございませう。もちろん田中先生、そのときに十分納得されなかつた点はあると思ひますけれども、そういう経緯でございませう。

○田中(昭)委員 どうですか、大臣。私のほうが何か無理を、筋違ひのことを申しておるように……

(い)や、そうじゃないと(呼ぶ者あり)しかしそうなるのですよ。それじゃその次の段階まで、雑収入の損益通算をしなかつたらどうですか。それも何ばでもない。納税者にどんなに有利な問題が改正されようが関係がない、納税者の立場なんか考えられない、有利な規定をどんどん改正してい

くんだ、はつきりいへばこういうことなんです。納税者の立場に立てば、そう急いでいいんですか、そんなに立てばこれを改正しなければならぬといふことはいんじやないかといふことを言つてゐるんです。

○水田国務大臣 いま主税局長も言いましたように、そんなに立てばでいいのではありません、いきさつがございまして、各党の理事の方の御了解も得るし、それから税制調査会にも検討してもらつて、そういうことで、この通算を切つても大きい支障がない、かたがたいろいろ問題の解決にもなるというので、私もこの法案を出したといふことでございまして、あの最初の御了解を得るときに、私は了解しなかつたと言われればですが、それ以後の御納得がいかにいふところがあるやうでございまして、私もはたととききさつがあげてきようまできたわけですよ。まあいささつがございまして、この際はひとつ——将来これをまたどうするといふことは、さつき申しましたように十分検討いたしますが、この際はそういういきさつを経たことでございまして、また雑所得の性質から、それを切ることが特別に大きい支障を来たさないといふいまの局長の説明もございまして、その辺で今回は御了解が願えないかといふのが私どもの考えでございませう。

○田中(昭)委員 もう一言最後に言わしてもらいます。

いま大臣がおっしゃる各党の了解も得てやつたといふことは、政治家の雑収入の損益通算はやめていい、これは法的にはつきりさういふふうにしたほうがいいといふところを了解してゐるわけですよ。雑所得の中にもいろいろ所得がある。そつちのほうの雑所得の損益通算もやめていいなどという意見は、私はずつと理事懇談会にも出ておりますが、一回も出ておりませんよ。そこなんです。いいですか、大臣。それと、いま説明に何回も来させた、それも言つておるじやないですか。たつた一回課長補佐が私どものところに来た

だけなんです。理論的にはそういう改正をするほうがいいから改正するんだ、結論はこういうことなんです。しかし、それが納税者に有利な規定であるならば、もう少し検討していいんじゃないかと言つてゐる。それでしよう。わかつていただくでしようか。そういうところでもう一言……

○水田国務大臣 十分わかりませんが、しかし、今回の場合はその政治家所得の問題を切るだけではなくて、この際は雑所得を通算しないといふことをやりたいといふ御了解を私どもは実際は得たといふことでございまして、あなたが、一方だけ了解したけれども一方は了解してゐなかつたといふのじやなくて、各党の御了解を得たときには、この際は他の所得の通算をしないといふ措置をとりたいといふことで私どもは御了解を得たものといふふうに思つてゐます。また、現にそういうことであつたと思ひます。だから、それはそれとして認めていただいて、いまおっしゃられるような問題は、どうせまた政治家所得といふようなものの扱い方を今後研究しなければならぬから、そういう際にこれは検討しましょう、しかし、この際は各党で御了解を得たことでもございまして、いまの措置でお認めを願えまいかといふのが私どもの考え方です。

○田中(昭)委員 いま竹本さんからもちよつとお話がありまして、それをそのまま申し上げるのですけれども、どうも大臣は、雑収入については政治家の雑収入のことに頭がいき過ぎて、何かそつちのほうばかり話がついてゐるやうに聞こえるが、それは違ひじやないかといふ御注意を受けたのです。政治家の雑収入の損益通算はこれはいいけない、改正しましょう、その点は了解した。大臣が了解してもらつたとおっしゃるから、それはそれでいいのです。政治家の雑収入以外の所得が雑所得の中にある、そつちまで損益通算をはずしていいという了解なんか、一言も聞いていないと言つてゐるのです。それを聞いたことがある人があつたら、聞いてみてください。私だけの聞き間違ひじやないはずなんです。それでしよう。雑所

得の中には所得が幾つもある、その中の政治家の雑収入となるものはこれは損益通算はしないというように大臣は各党の了解を得た、こうおっしゃる。それはそれでいいでしょう。そこを改正する分はいいでしょうと言っている。ところが、それ以外の雑所得の中のいろいろな所得の損益通算までできないようにするのはおかしいじゃないか、こう言っているわけだ。

○水田国務大臣 ですから、さつき主税局長が言いましたように、雑所得にはいろいろ種類がある。しかし、一つ一つ検討してみると、特にここで他の所得との通算を断ち切ってもそう問題を起こすようなものはなさそうだから、今回はこれを機にこの通算をやめたいという御相談を私どもはしてあったわけでございます。それがもしいけないというのでしたら、今後またこの問題は検討してもよろしゅうございしますが、今回はこういう措置で皆さんの御了解を願ってあるので、このとおりに行いたい、私はそう考えます。

○田中(昭)委員 どうも、今回も出したから全部それを一ぱん認めて、この次にまたその雑収入以外の雑所得の問題については考えよう、こういうふうに私は了解しましたが、そうでしよう。

○水田国務大臣 この通算をされないために特別に支障を来たす雑所得というようにものが出てきましたときには、当然それはまた何らかの措置を考えなければならぬかもしれないが、いまのところは、それじゃどういふものが支障を来たすかというのを考えますと、いま局長の言ったとおり、これを通算しないという措置をとってもそう大きい支障はないだろうと私は考えております。

○田中(昭)委員 それなら、大きい支障がなければ改正する必要はないじゃないですか。

○水田国務大臣 改正してもです。

○田中(昭)委員 しても問題がなければ、改正せぬでもいいじゃないですか。政治家の雑収入が問題があるから改正しますよ、そのほかのやつは改正しても問題がないのだから、改正しなくても問題

がないのなら、そのままおいておいてもいいじゃないですか。そこで、主税局長がさつき商品取引の問題だと言われますけれども、それはいままで三百人あるというのですよ。いままで三百人の納税者が雑所得の損益通算があるために有利な適用を受けている。大臣、ちよっとこれは聞いておいてください。いま大臣は、それはたいしたことはないんだという主税局長のアドバイスで、それが頭にある。それはたいしたことはないけれども、三百人の納税者が有利な扱いを受けておる規定が問題なんです。それをいって政治家の雑収入のほうを改正するために、一緒にして、その納税者の有利な規定をなぜ改正しなければならぬのですか。

○倉成政府委員 誤解もあるようで……。

○田中(昭)委員 誤解も何もない、私が言っていることは、それじゃ——ちよっと待つてください。もう少し言います。それじゃ主税局長、いま三百人と言われましたけれども、商品取引の雑所得とおっしゃいますけれども、それだけじゃありませんよ。全国の国税庁の種類別表を見てください。そこまで用意して、こういう一つ一つの場合、こういう場合は問題はない、こういう場合は問題はないと検討をなされてないです。その証拠に三百人、商品取引の問題でそういうことでまかしている。そして、そこまて言うならば言いますよ。それじゃ全国の種類別表から拾ってみなさい。そうじゃないです。それはすぐわかることです。どうもいまから訂正するわけにいきませんから、全国の税務署の種類別表から全部出してごらんないさい。そんな商品取引の雑収入の計算なんか、東京か大阪にくだらしかありません。いなかのほうはそんなものはないですよ。ですからそこまてなると、大臣に「一々そんなこまかいことを申し上げる必要はないのですけれども、ただ、いま言いましたように、それじゃ政治家の雑収入の損益通算をやめることはよろしい。そのほかの雑所得の中の所得の損益通算という、納税者に有利な規定までなぜ一緒に改正しなければならぬのか。

それはたいしたことがなければ、この改正のときにそれはそのままにしておきましょう、こういうのが納税者の立場に立った政治家でもあり、また行政官庁としても当然そのくらしいな納税者の有利な規定は残してやるべきがほんとうじゃないですか。

○田村委員長 ちよっと大蔵省側に申し上げますが、先ほどから伺っておると、どうも水かけ論争のような感じがするのであれば、もう少し何とか答弁のしようがないですか。このままだと、いつまでたつたつて同じことだが、何とかもの言ひ方を——ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 速記を始めて。

○倉成政府委員 ちよっと大臣も途中から来られましたので、つなぎがよくわからないと思いますが、から、便宜私から整理してみたいと思います。雑所得につきましては、給与所得、事業所得に入らないものの所得でございます。田中委員、専門家でなくともよく御存じのとおり、たくさんございします。あげてみますと、郵便年金、生命保険年金、離職年金から、著作家以外の原稿料、印税、講演料、非常勤賃金の利子、身元保証金の利子、人格のない社団等から受ける分配金、云々とたくさんございします。その中に政治家の所得も入っているわけがあります。そこで雑所得については、先ほどから商品取引や、あるいは株のこと、はここにあげませんでしたけれども、損益通算することについては弊害があるということもわれわれ考えておいたわけでありまして、雑所得については、損益通算をやらないでもいいじゃないかと、議論もあつたことは事実でございます。たまたま政治家の所得の問題が、この雑所得、損益通算をしないということが一つの原因になったことも認めますけれども、これだけが原因じゃないわけ、田中委員が言われるのは非常に抽象的にはわかりませんが、現実的に雑所得の損益通算をしないからといって、大きな弊害は私は出てこないと思ひます。むしろ、もしそういう弊害が

出るなら、そういうことについて御議論いただいたほうがもっとわかりやすいのじゃないか。そういう角度から、大蔵省としては雑所得の損益通算をしないという原案を提出しておるわけでありまして、この委員会の場におきまして、これについて御賛成の御意見もあるうし、また御反対の御意見もあるうし、委員会の意思をひとつ御決定いただくようお願い申し上げます。

○田中(昭)委員 いまの政務次官のお話では、この雑所得の損益通算は前々から議論されてきたんだ、そうすね。では前々から議論されてきた証拠を見せてください。ですから、いずれにしろ、かりにそれがあつたとしても、ここで私が初めから言っているように、納税者に有利な規定を、いって政治家の雑収入の損益通算をしないときに、なぜ一緒に改正をやらなければならぬか、こう言っているのです。一年おくらしてもいいじゃないですか。政治家の雑収入については損益通算をやらぬという改正をやつて、それで一年間そのほかの雑所得については、損益通算をするほうが納税者にどのくらい有利なのか、そういうことを見てから改正してもいいんじゃないですか。そういう検討をする、この際は政治家の雑収入については損益通算をしないという規定にとどめる、こうなぜはつきり言えないのですか。

○吉岡(二)政府委員 雑所得について前から議論があつたということを政務次官おっしゃいました。が、まさにあつたわけでございます。競馬の所得を切るか切らぬかというの、雑所得ということとで競馬をやつて、さんざん損をして——損をしてといったつて、馬をかう費用をそのまま給与所得から引つて、有名な会社の社長が給与の所得はゼロ、損益通算してゼロと申告してくるということがさんざんあつたものだから、競馬についてはこれを切るというにいたしました。それから、いま同じことが商品、株についても起こっていることは御承知だと思ひます。これも名前をあげればすぐおわかりになるような方が、一文も税

金を払っておられないのです。しかもそれが有名な株の大手であるということも皆さん御承知だと思います。そういう弊害のある点はわれわれも考えておったわけですが、ちょうど雑所得という問題になって残ったものはこれだけだ。そうしてもう一つ残るのは政治家だということで、そこで、雑所得をそれじゃ切りましょうかということで御相談をいたしましたわけであります。これはもうよく御承知だと思います。おいでになった方皆さんおいででございますから……。

○田村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 速記を始めて。

○田中(昭)委員 大臣から、同じ答弁でもいいからいただきます。私もさつきからけつまくつたような言い方をしました。しかし、これは当然でございます。その問題と別です。その問題とは別に、いま煮詰めましたように、大臣もおっしゃった雑所得の損益通算については、それはそのまま残しておくとまずい、そこは改正したい、それから出発して今度のこの改正規定ができたとするならば、そこでどめてはどうですか。いわゆる政治家の雑収入を損益通算することは法的にもはつきりしておきたい。去年はそれがはつきりしてなかったために、一応便宜な処置であつたけれども——それが説明が苦しい。しかし、私が質問したときには、それは適正に処理されたとおっしゃった。私はそういうことばにこだわっているのじゃないのです。それは大臣も苦しいながら、その処置の方法としては各党にも協議をしてそれできめたんだから、適正に適法に処理したという御発言があつた。ところが、今度の改正では損益通算の規定はなくしたい。なくしたいならば、そのなくしたいところだけを改正に出してはどうですか、こう言っているわけです。どうでしょう。

○水田国務大臣 政治家所得は損益通算できないようにする、これは問題ございませんが、それじゃ、それ以外の雑所得がどうなっているかと申しますと、実際においては弊害こそあつても、こ

れを損益通算しなくもほとんど支障のないものが大部分だという、検討をした結果、この際、これを一緒にあわせて損益通算できないということにする措置のほうがいいというふうに一応御了解を願つておる措置ということでございます。もし、これでそういう措置をとつて非常に困る雑所得があるというふうなことでございましたら、これは将来の検討事項になると思いますが、いまのところでは、むしろ雑所得も一切損益通算しないという措置のほうがいままでいわれておるいろんな弊害をなくする措置であるというふうに私どもは考えます。

○田中(昭)委員 だいぶ大臣もわかつていただいたようですから、いまから検討してはどうですか、先で検討すると言わぬでも。そうすれば私もやめますよ。大蔵当局も、一ぺん出したけれども、言われてみれば言いがかりがつくから、政治家の雑収入についてはいいんだから、そのほかのものについては将来検討するということではなしに、いまから検討する、どうですか。

○水田国務大臣 御意見は十分わかりました。しかし、私どもはすでにこの委員会に提案して御意見を伺つておるところでございますから、この御処理はひとつ委員会でお願いたします。

○田村委員長 ただいま議題となつております各案中、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案につきましては、質疑は終了いたしました。

次回は、明二十六日火曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十三分散会

昭和四十三年四月四日印刷

昭和四十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局